
第7期 天草市障がい福祉計画

第3期 天草市障がい児福祉計画



令和6年3月

天草市

目次

第1	計画策定にあたって	1
1	計画策定の位置づけ.....	1
2	計画の策定体制	5
第2	天草市の障がい者を取り巻く現状	7
1	市全体の現状	7
2	地区別の現状	18
第3	計画の基本方針	23
1	計画の基本理念	23
2	計画の基本的な考え方.....	25
第4	成果目標と活動指標	31
1	福祉施設入所者の地域生活への移行.....	31
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	33
3	地域生活支援の充実.....	35
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	37

5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	40
6	相談支援体制の充実・強化等	44
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築.....	48
第5	障がい福祉サービス及び障がい児サービスの必要な量の見込み	49
1	障がい福祉サービス.....	49
2	障がい児サービス.....	70
第6	地域生活支援事業	75
1	市町村必須事業	75
2	市町村任意事業	85
第7	計画の推進体制	89
参考資料	アンケート集計結果.....	90

「障がい」の「がい」の字の表記について

本市では、基本的にひらがな表記としますが、次の場合は引き続き「障害」と表記します。

- 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の名称で漢字表記が使用されている場合
（法令等の文書を引用する場合を含む）
- 団体名、機関名、施設名等の名称で漢字表記が使用されている場合
- その他、漢字使用が好ましい場合

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の位置づけ

(1) 計画策定の背景

本市では、「障がい福祉計画」については平成18年度から、「障がい児福祉計画」については平成30年度から、各々3年を1期として策定し、障がい福祉サービスの提供体制等を計画的に整備してきました。令和5年度をもって、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定を行うものです。

我が国の障がい福祉施策は、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に基づき展開されています。障害者権利条約は2006年に国連総会において採択され、2008年5月に発効した障がい者に関する初めての条約です。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（“Nothing About Us Without Us”）というスローガンのもと、障がい者が差別を受けることなく、自分の選んだ場所で暮らしたり、行きたいところに行ったり、働いたり、学んだり、自分の意見を表明したりといった、健常者と同様の当たり前の権利や自由を保障することを目的としています。日本は、障害者権利条約が採択された翌年の2007年9月に条約に署名しました。その後、国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を行った後、2014年1月に締約国となっています。

2022年8月に障害者権利条約に基づく初めての日本の審査が行われ、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。その勧告のなかで、委員会が最も重視したのが同条約第19条「自立した生活及び地域生活への包容」と第24条「教育」です。第19条は「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文ですが、委員会は「障がい児を含む障がい者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない」ことから「脱施設化」を、そして、精神科病院の強制入院を障がいに基づく「差別である」とし、自由を奪っている法令の廃止を求めました。また、第24条の「教育」について、委員会は障がいのある子のなかに、いわゆる“通常”の学級で学べない子がいることを問題視し、分離された特別支援教育の中止に向け、障がいのある子もない子とともに学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作ることを求めました。ほかにも日本の障がい者施策の諸課題について改善を行うよう勧告がなされています。

本市でも、今回の勧告を真摯に受け止め、真の意味での共生社会の実現に向け、改めて現状を捉え直し、地域課題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の期間においては、特に「施設や精神科病院からの地域移行を推進できる環境整備」、「障がいのある子もない子とともに学び、暮らせる環境整備」について少しでも前進できるように、関係者の皆さまと取り組んでまいります。

(2) 計画の位置づけと他計画との整合調和

ア 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、国が定める基本指針に即して策定します。

【参考】障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

イ 障がい者計画との関係

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等に関する事項を定める実施計画です。

これに対し、障害者基本法に基づく「市町村障がい者計画」は、障がい者の施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であって、障がい者に関する施策分野全般にわたる計画であり、第 3 次天草市総合計画における障がい福祉に関する分野別計画に相当します。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画が一体となって障がい者のための施策を推進していきます。

【参考】障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

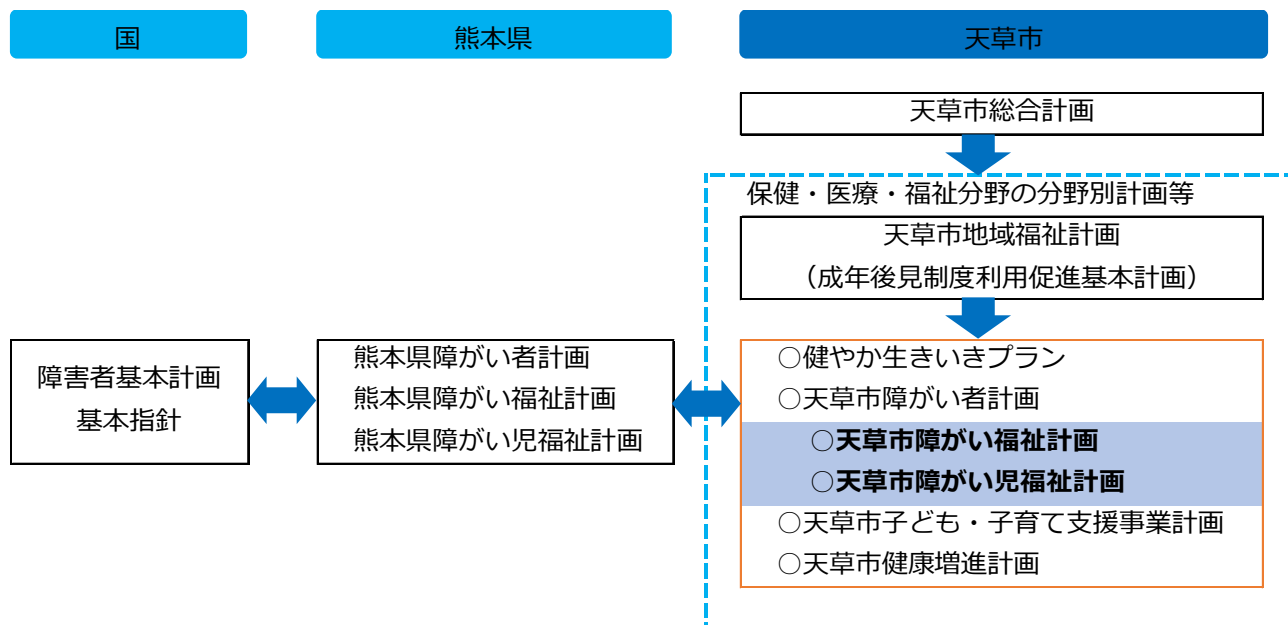
(障害者基本計画等)

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

ウ 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第3次天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び保健・医療・福祉部門を統括する「第4期天草市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を上位計画とし、「健やか生きいきプラン（天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画）」等の各分野別計画との整合性を図りながら、障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項のうち、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として策定します。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）と同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【天草市の関連計画】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画	第2次	第3次（基本構想）						
		（前期基本計画）			（後期基本計画）			
地域福祉計画 （成年後見制度利用促進基本計画を含む）	第3期	第4期			第5期			
障がい者計画	第3期	第4期						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			

【国・県の関連計画】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本指針	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			
熊本県障がい福祉計画 熊本県障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			
天草市障がい福祉計画 天草市障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			

2 計画の策定体制

(1) 計画策定審議会等の開催

市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定又は変更に当たっては、障害者総合支援法第 88 条において、障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する場合は、その意見を聴かなければならないとされています。また、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置したときは、協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

よって、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民の代表からなる「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議しました。また、「天草地域自立支援協議会」において関係者の意見を聴きながら、地域の実情等を踏まえた計画となるよう努めました。

(2) 行政内部における推進体制

施策を総合的・効果的に推進するため、健康福祉政策課、健康増進課、子育て支援課、高齢者支援課及び福祉課並びにその他関係部局・機関と施策の調整や検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

ア ニーズ調査

成果目標の設定及びサービス量を見込むため、障がい者等の意識や障がい福祉サービス等の利用意向について、障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者を対象に調査を実施しました。

(ア) 子どもの発達支援や福祉サービス等に関するニーズ調査

調査対象者：児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者並びに
特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室在籍者
559 人(令和 5 年 7 月 1 日現在)

有効回答（有効回答率）：198 人（35.4%）

(イ) 福祉サービス等に関するニーズ調査

調査対象者：障がい者手帳所持者又は障がい福祉サービス利用者
1,578 人(令和 5 年 7 月 1 日現在)

有効回答（有効回答率）：660 人（41.8%）

イ 事業所実態調査

成果目標を達成するための体制づくり等を検討するため、障がい者支援施設と就労継続支援事業所を対象に事業所の現状を把握する調査を実施しました。

(ア) 障がい者支援施設実態調査

調査対象者：天草市内の障がい者支援施設 8施設

有効回答（有効回答率）：8施設（100%）

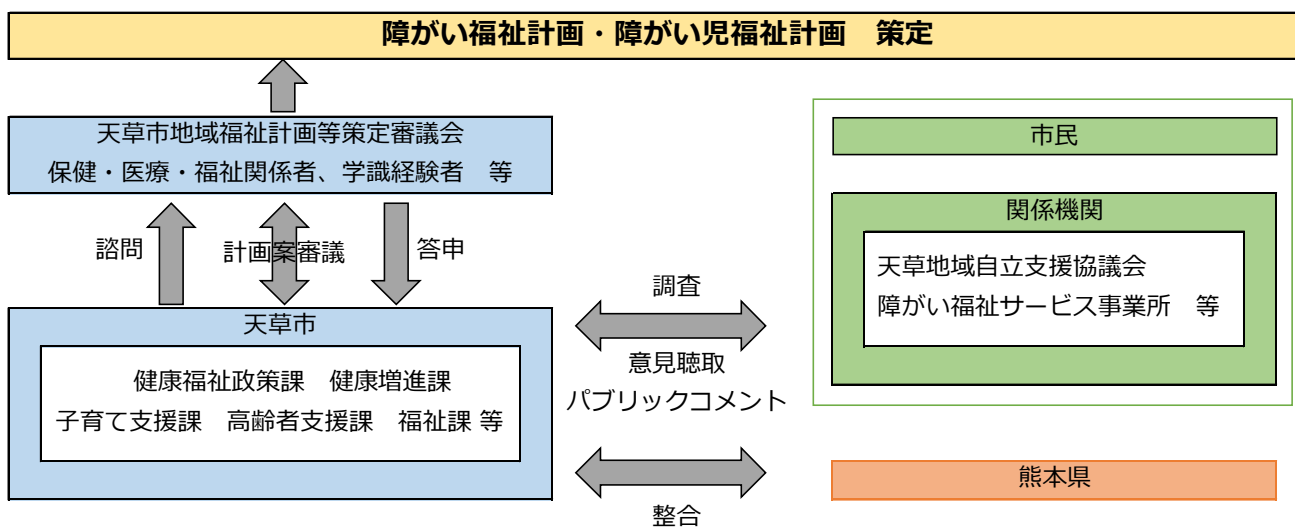
(イ) 就労継続支援事業所実態調査

調査対象者：天草市内の就労継続支援事業所 15事業所

有効回答（有効回答率）：15事業所（100%）

(4) パブリックコメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、広く市民に意見を募集しました。



(5) 熊本県及び天草圏域の他市町との連携

基本指針において、都道府県は、地域の実情に応じた障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援及び障がい児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましいとされています。

熊本県による広域的調整との整合性を図るため、県担当部局と意見交換を行いました。

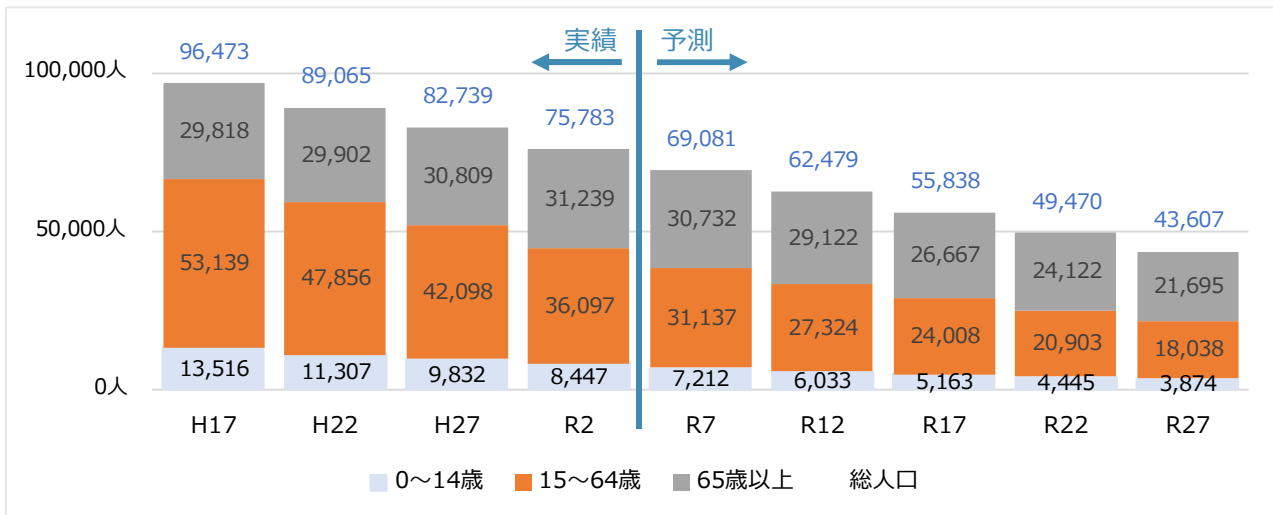
第2 天草市の障がい者を取り巻く現状

1 市全体の現状

(1) 人口

65歳以上の人口も減少に転じ、ますます人口減少が進行

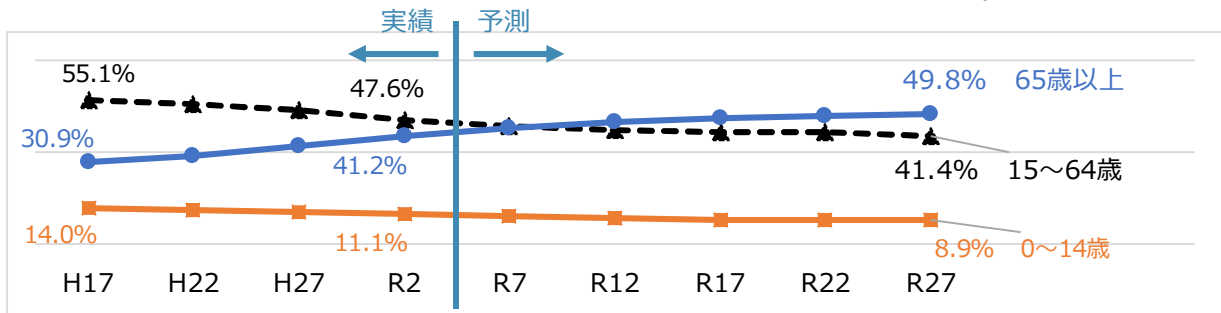
平成17年度の国勢調査時には96,473人であった本市の総人口は、令和2年度には75,783人と、15年間で20,690人減少しています。令和27年度の本市の総人口は、43,607人と、市政施行当時の半数以下になることが予測されており、唯一増加していた65歳以上の人口も令和2年度以降は減少すると予測されています（図1）。



出典：国勢調査

図1 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移

平成17年度30.9%であった高齢化率は、令和2年度には41.2%、令和27年度には49.8%となり、約2人に1人が高齢者になると予測されています（図2）。



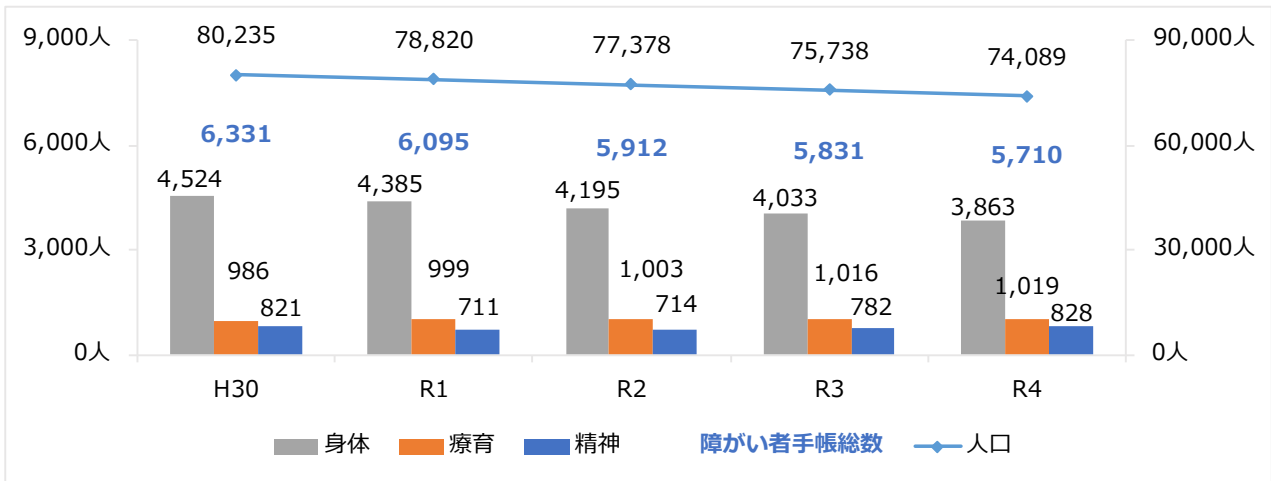
出典：国勢調査

図2 年齢（3区分）別構成割合の推移

(2) 障がい者手帳

障がい者手帳所持者も減少

本市の令和4年度末の障がい者手帳所持者数は5,710人です。療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加していますが、最も所持者数の多い身体障がい者手帳所持者の減少を受け、障がい者手帳所持者全体としては減少しています（図3）。

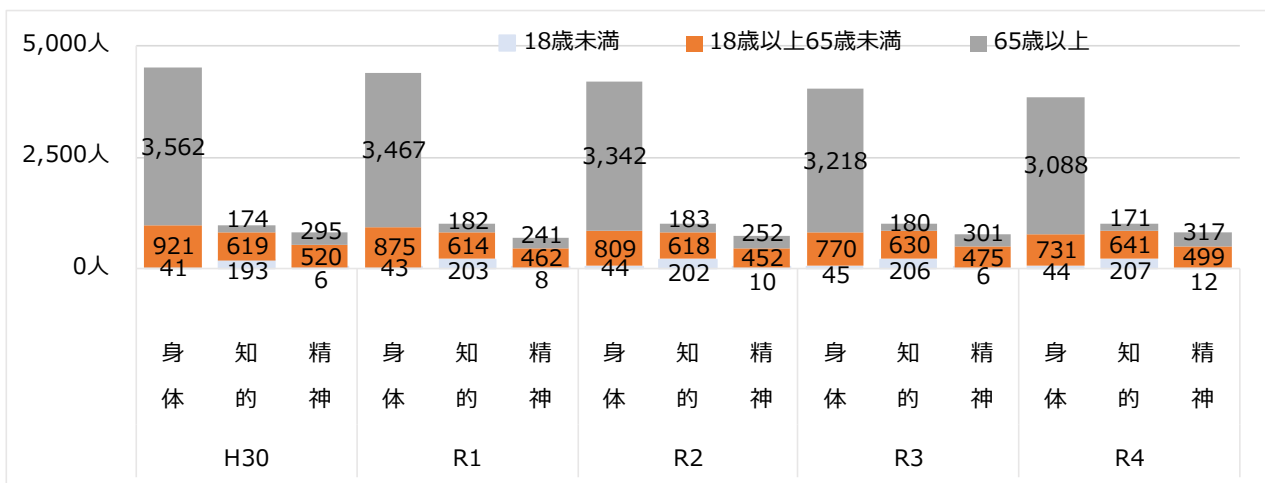


出典：人口は、住民基本台帳 障がい者手帳所持者数は、障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

図3 人口及び障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者の6割は65歳以上の高齢者

人口に占める障がい者手帳所持者の割合は7.7%（令和4年度末現在）で、国の障がい者数の推計値9.2%（令和5年度障害者白書参照）を下回っている状況です。また、障がい者手帳所持者5,710人（令和4年度末）のうち3,576人（62.6%）が65歳以上の高齢者です（図4）。



出典：障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

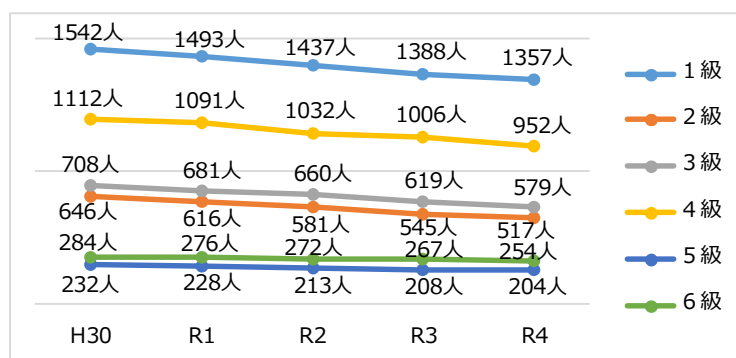
図4 年齢別障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数を等級別にみると、1級所持者が最も多く、次いで4級所持者の順になっています。いずれの等級においても年々減少しています（図5）。

身体障がい者手帳所持者数を障がい種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「心臓機能障がい」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」の順になっています。「肢体不自由」、「心臓機能障がい」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」は減少傾向にありますが、「腎臓機能障がい」や「膀胱・直腸機能障がい」は横ばいの状況です（図6）。

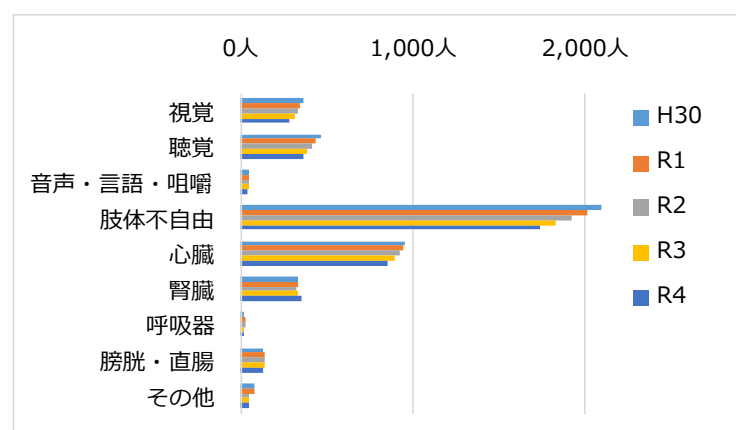
療育手帳所持者数を等級別にみると、B1所持者が最も多く、次いでB2所持者の順になっています。B2所持者は、年々増加しています（図7）。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級所持者が最も多く、次いで1級所持者の順になっています。いずれの等級においても増加傾向を示しています（図8）。



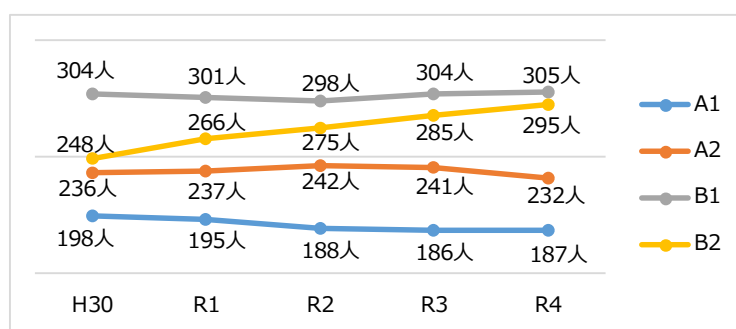
出典：障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

図5 身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移



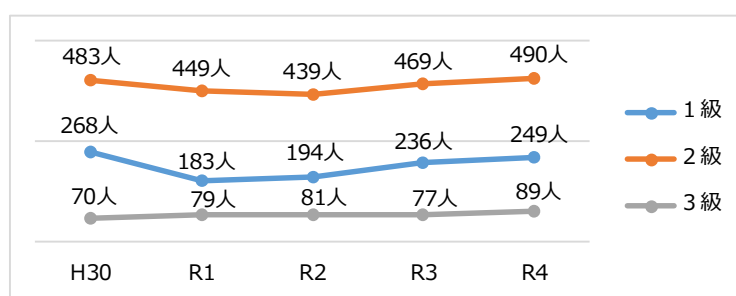
出典：障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

図6 身体障がい者手帳所持者数（主たる障がい種別）の推移



出典：障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

図7 療育手帳所持者数（等級別）の推移



出典：障がい者手帳交付台帳（各年度3月末現在）

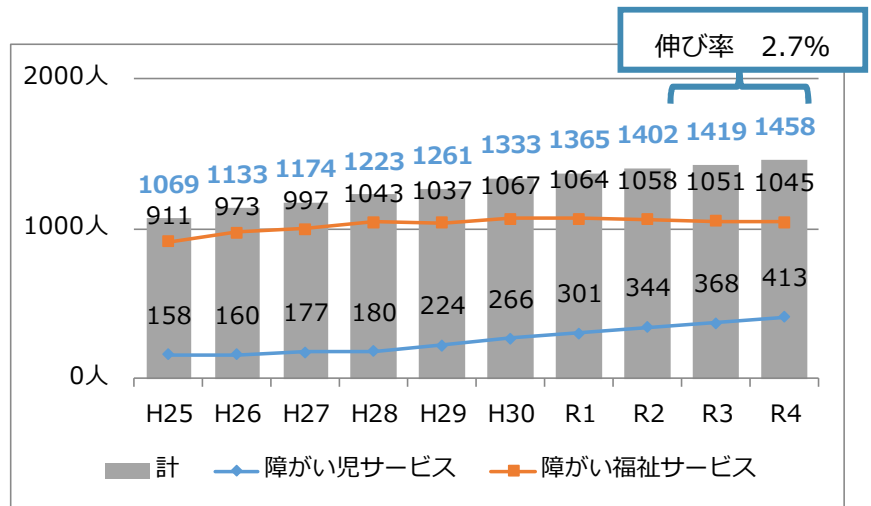
図8 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

(3) サービス利用状況

ア サービスの利用者

障がい福祉サービスの利用者数は減少傾向 障がい児サービスの利用者数は増加傾向

障がい福祉サービスの利用者数は平成 30 年度をピークに減少傾向に転じています。障がい児サービス利用者数は年々増加しています。障がい福祉サービス及び障がい児サービスの利用者の合計は、国では令和 3 年 12 月から令和 4 年 12 月の伸び率（年率）が 5.4%であったのに対し、本市では令和 3 年度から令和 4 年度の伸び率（年率）は 2.7%となっています（図 9）。

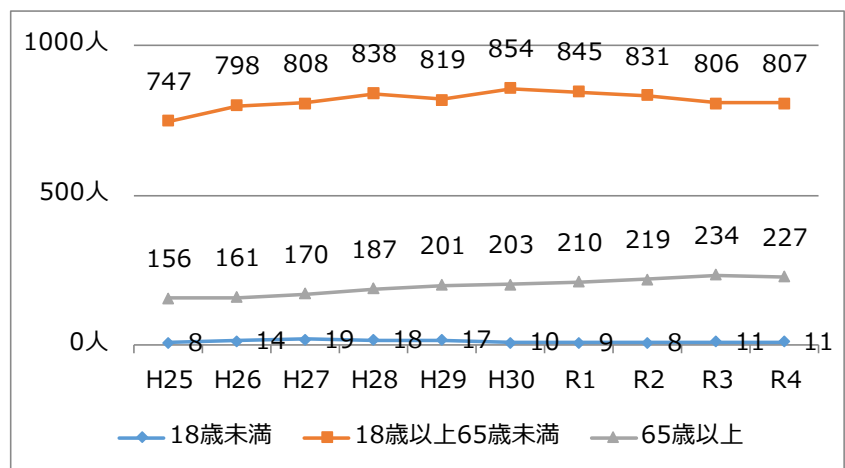


出典：国保連支払実績（各年度1年間実利用者数）

図 9 障がい福祉サービスと障がい児のサービスの利用者数の推移

障がい福祉サービスの利用者は約 8 割が 18 歳以上 65 歳未満

障がい福祉サービス利用者を年齢で見ると、18 歳以上 65 歳未満が主で、令和 4 年度のデータでは 807 人（77.2%）となっています（図 10）。

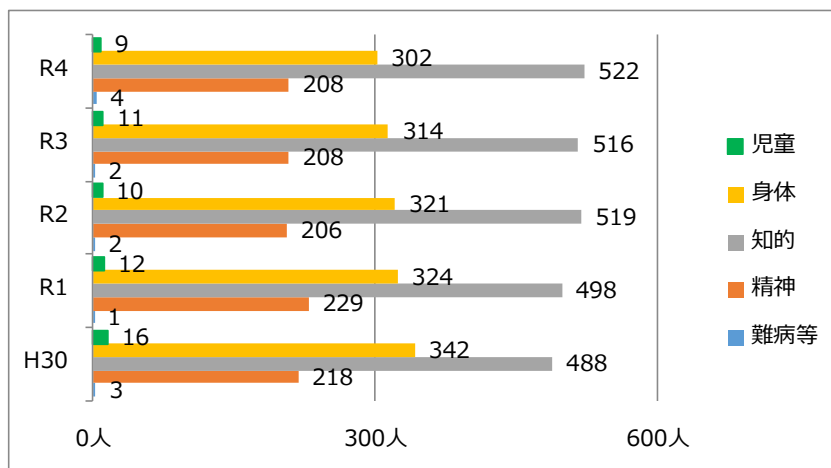


出典：国保連支払実績（各年度1年間実利用者数）

図 10 障がい福祉サービスの利用者数の推移（障がい種別毎）

障がい福祉サービスの利用者は知的障がい者が約半数

障がい福祉サービス利用者を障がい種別で見ると、知的障がい者が最も多く令和4年度末のデータでは522人（50.0%）となっています。知的障がい者のサービス利用者数は増加傾向にあります。身体障がい者や精神障がい者のサービス利用者数は年々減少傾向となっています（図11）。



出典：国保連支払実績（各年度1年間実利用者数）

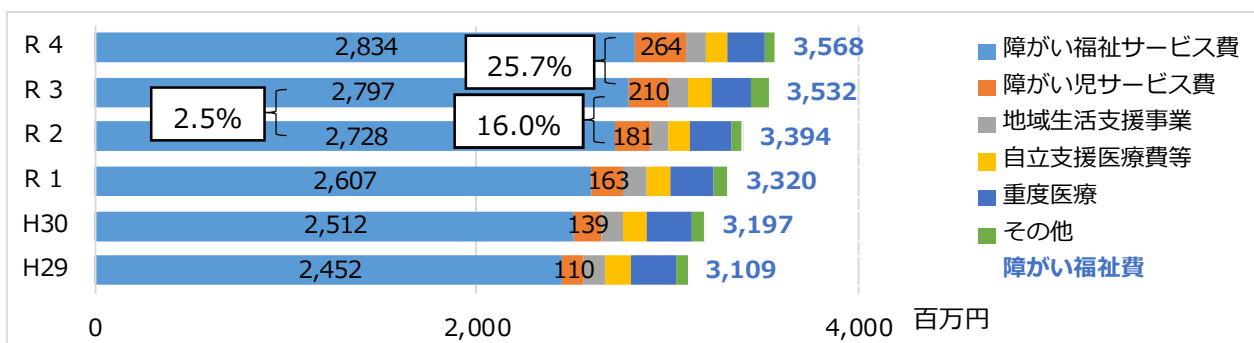
図11 障がい福祉サービスの利用者数の推移（障がい種別毎）

イ サービスの費用額

障がい福祉サービスや障がい児サービスの費用額は伸び続けている

障がい福祉サービスの利用者数は減少していますが（図9）、その費用額は伸び続けています（図12）。障がい福祉サービス費は、令和2年度から令和3年度の国の伸び率6.2%と比較すると、本市は2.5%と低い値です。障がい児サービスは、利用者数の増加に比例し（図9）、費用額も伸び続けており、5年間で2.4倍に増加しています（図12）。障がい児サービス費は、令和2年度から令和3年度の国の伸び率14.1%と比較すると、本市は16.0%と高い値となっており、令和3年度から令和4年度の本市の伸び率は25.7%とさらに高くなっています。

障がい福祉サービス費及び障がい児サービス費を合わせた費用は毎年約1億円ずつ伸びており、障がい福祉費全体の86.8%（令和4年度）を占めています。

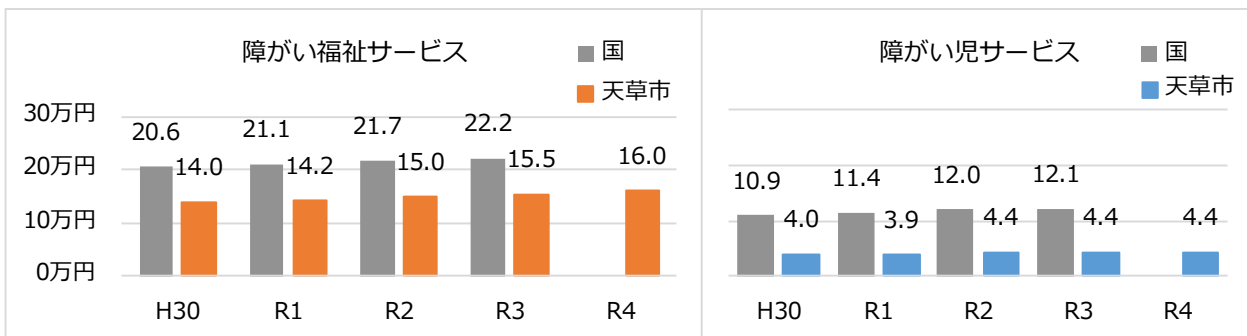


出典：天草市一般会計決算額

図12 天草市障がい福祉費決算額の推移

1人当たりの費用月額、障がい福祉サービスも障がい児サービスも国より少ない

1人当たりの費用月額をみると、障がい福祉サービス費も障がい児サービス費も全国と比較すると少ない状況です（図 13）。障がい福祉サービスは、利用者数は減少していますが、障がいの重度化により1人当たりの費用額が増加し、障がい福祉サービス費の総額が増加していると思われます。

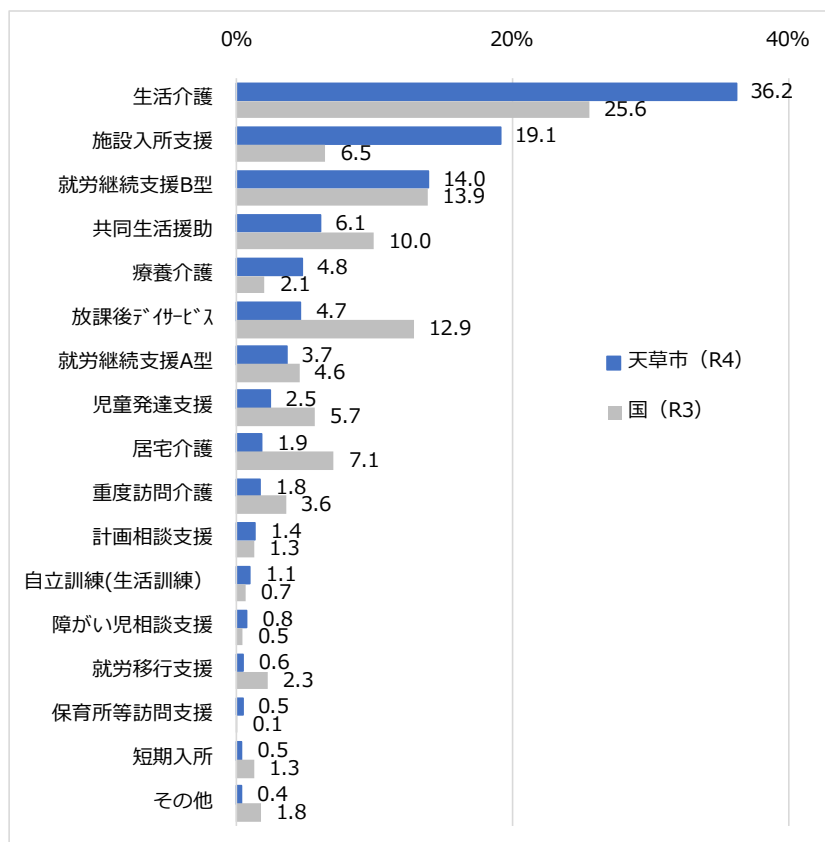


出典：国は、厚生労働省資料「障害福祉分野の最近の動向」 天草市は、国保連支払実績
注) 1人当たりの費用額には、計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援は含まない

図 13 障がい福祉サービス費及び障がい児サービス費 1人当たり費用額の推移

サービス種別では全国と比較すると施設入所支援や生活介護の費用額の割合が高い

障がい福祉サービス費及び障がい児サービス費の総費用額に占めるサービス種別毎の費用額の割合をみると、本市では生活介護 36.2%、施設入所支援 19.1%の順に多い状況です（図 14）。施設入所支援に関する費用額の割合は、全国の自治体の平均費用額割合の約3倍となっており、地域移行の推進は本市にとって重要な課題です。



出典：国は厚生労働省資料「障害福祉分野の最近の動向」
天草市は国保連支払実績

図 14 サービス種別毎の総費用額の構成割合

		給 付 費 (千円)		延べ利用者数 (人)		事業所数 (箇所)	
介護給付							
訪問系	居宅介護	R1	54,341	R1	1,226	R1	13
		R2	51,500	R2	1,216	R2	13
		R3	55,478	R3	1,197	R3	13
		R4	58,263	R4	1,083	R4	13
	重度訪問介護	R1	19,424	R1	60	R1	13
		R2	26,074	R2	60	R2	12
		R3	39,348	R3	81	R3	12
		R4	54,992	R4	98	R4	12
	同行援護	R1	7,612	R1	226	R1	5
		R2	6,645	R2	210	R2	5
		R3	7,277	R3	230	R3	6
		R4	6,651	R4	235	R4	6
日中活動系	短期入所	R1	24,307	R1	367	R1	6
		R2	14,334	R2	206	R2	6
		R3	15,737	R3	219	R3	6
		R4	14,073	R4	187	R4	7
	療養介護	R1	140,585	R1	540	R1	0
		R2	142,167	R2	540	R2	0
		R3	144,905	R3	542	R3	0
		R4	147,082	R4	547	R4	0
	生活介護	R1	1,037,527	R1	5,350	R1	14
		R2	1,103,868	R2	5,391	R2	14
		R3	1,138,773	R3	5,463	R3	15
		R4	1,115,935	R4	5,308	R4	15
施設系	施設入所支援	R1	533,666	R1	3,928	R1	8
		R2	578,394	R2	3,949	R2	8
		R3	582,237	R3	3,899	R3	8
		R4	589,612	R4	3,794	R4	8
訓練等給付							
居住支援系	共同生活援助	R1	154,555	R1	1,718	R1	19
		R2	166,955	R2	1,738	R2	19
		R3	173,061	R3	1,693	R3	20
		R4	188,370	R4	1,737	R4	20
	自立生活援助	R1	0	R1	0	R1	0
		R2	0	R2	0	R2	0
		R3	0	R3	0	R3	0
		R4	0	R4	0	R4	0
訓練系 就労系	自立訓練 (機能訓練)	R1	0	R1	0	R1	0
		R2	834	R2	8	R2	0
		R3	1,587	R3	12	R3	0
		R4	303	R4	2	R4	0
	自立訓練 (生活訓練)	R1	47,045	R1	418	R1	5
		R2	36,775	R2	362	R2	5
		R3	32,233	R3	325	R3	4
		R4	32,825	R4	311	R4	4
	就労移行支援	R1	30,260	R1	224	R1	2
		R2	23,941	R2	151	R2	2
		R3	17,873	R3	117	R3	2
		R4	17,106	R4	98	R4	2
	就労継続支援 A型	R1	142,534	R1	1,050	R1	4
		R2	134,995	R2	1,001	R2	3
		R3	133,205	R3	978	R3	3
		R4	113,278	R4	799	R4	2
	就労継続支援 B型	R1	357,106	R1	2,843	R1	12
		R2	371,544	R2	2,868	R2	13
		R3	394,616	R3	2,848	R3	13
		R4	430,089	R4	3,092	R4	13
就労定着支援	R1	717	R1	28	R1	1	
	R2	2,784	R2	70	R2	1	
	R3	1,788	R3	48	R3	1	
	R4	1,299	R4	64	R4	1	

		給 付 費 (千円)		延べ利用者数 (人)		事業所数 (箇所)	
障がい児サービス							
通 所 支 援	児童発達支援	R1	35,614	R1	1,455	R1	6
		R2	41,241	R2	1,368	R2	6
		R3	55,301	R3	1,616	R3	7
		R4	77,461	R4	2,056	R4	8
	放課後等 デイサービス	R1	108,137	R1	2,180	R1	7
		R2	117,001	R2	2,229	R2	8
		R3	123,344	R3	2,476	R3	11
		R4	145,461	R4	2,965	R4	11
	保育所等 訪問支援	R1	1,253	R1	21	R1	2
		R2	3,279	R2	98	R2	2
		R3	7,098	R3	199	R3	3
		R4	15,510	R4	430	R4	4
計画相談支援							
計画相談支援	R1	54,661	R1	2,273	R1	12	
	R2	43,679	R2	2,589	R2	13	
	R3	42,152	R3	2,630	R3	13	
	R4	44,082	R4	2,744	R4	12	
障がい児相談支援							
障がい児相談支援	R1	17,891	R1	880	R1	7	
	R2	19,794	R2	975	R2	8	
	R3	24,423	R3	1,266	R3	8	
	R4	25,411	R4	1,507	R4	7	
地域移行支援							
地域移行支援	R1	0	R1	0	R1	2	
	R2	0	R2	0	R2	2	
	R3	0	R3	0	R3	2	
	R4	0	R4	0	R4	2	
地域定着支援							
地域定着支援	R1	3,173	R1	115	R1	2	
	R2	3,593	R2	119	R2	2	
	R3	3,424	R3	108	R3	2	
	R4	3,931	R4	127	R4	2	

出典：給付費及び延べ利用者数については決算書

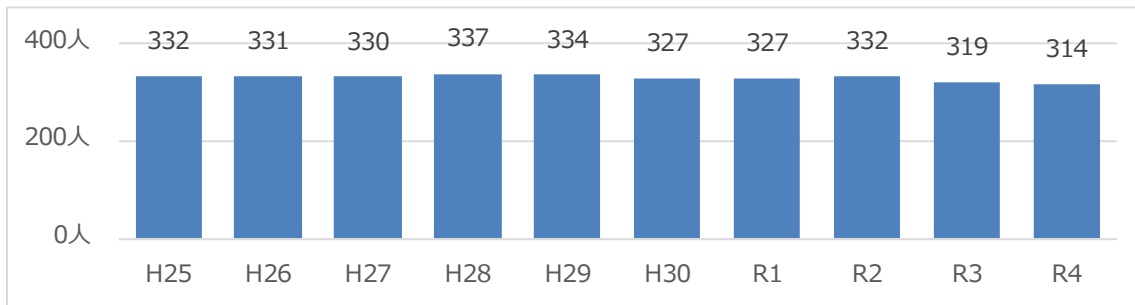
指定事業所数は熊本県ホームページ 障害福祉サービス事業者・障害児通所支援及び障がい児入所施設一覧（各年度3月末現在）

図 15 障がい福祉サービス及び障がい児サービスの給付費、延べ利用者数、事業所数の推移

(4) 施設入所及び精神科病院における外来及び入退院の現状

施設入所者の重度化・高齢化が進行

本市が支給決定している施設入所者数は年々減少しています（図 16）。

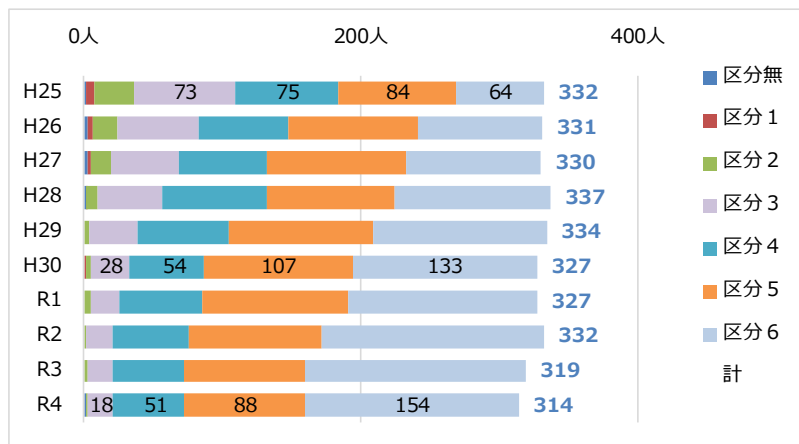


出典：国保連支払実績（各年度3月）

図 16 施設入所者数の推移

令和 4 年度末現在の施設入所者では、区分 6 が 154 人（49.0%）です。

施設入所者全体に占める区分 6 の割合は増加しており、重度化が進んでいます（図 17）。

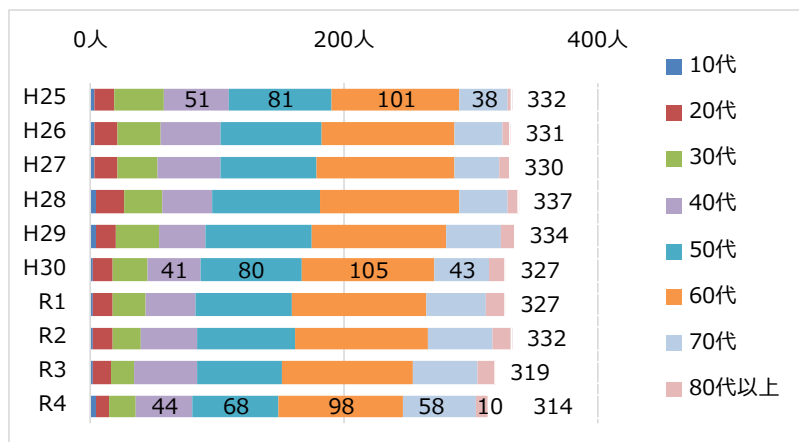


出典：国保連支払実績（各年度3月）

図 17 施設入所者の障がい支援区分の内訳

また、施設入所者の年齢は、60 代以上が 166 人（52.9%）です。

30 代以下の割合が減少する一方で 60 代以上の割合が増加しており、施設入所者の高齢化が進んでいます（図 18）。

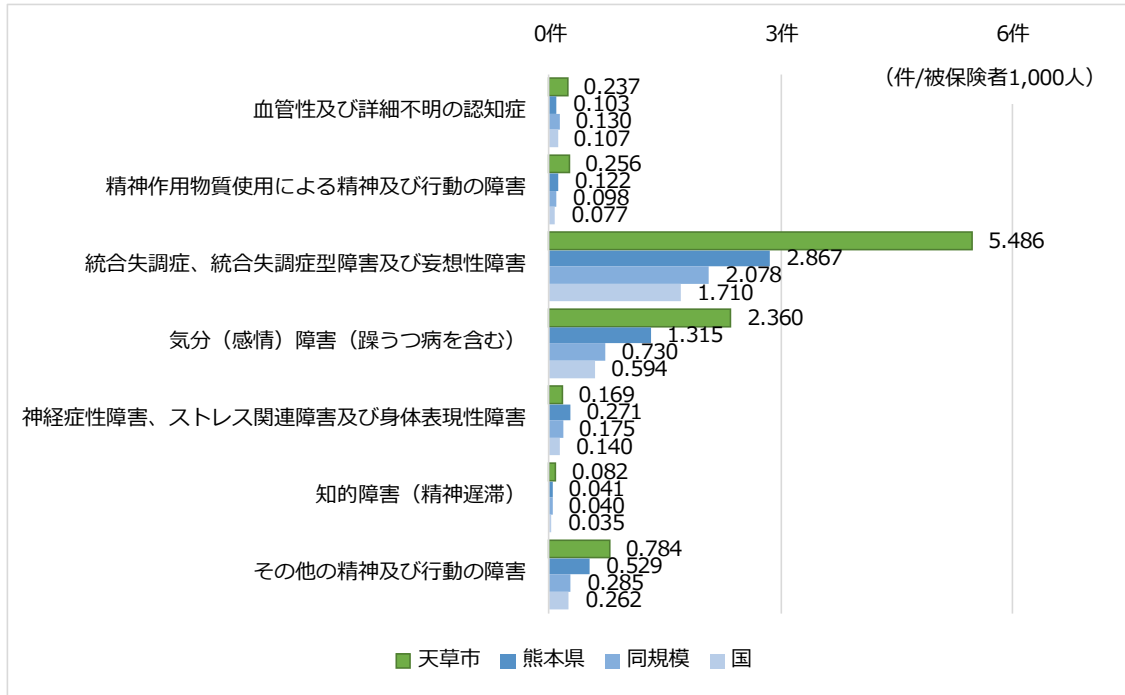


出典：国保連支払実績（各年度3月）

図 18 施設入所者の年齢の内訳

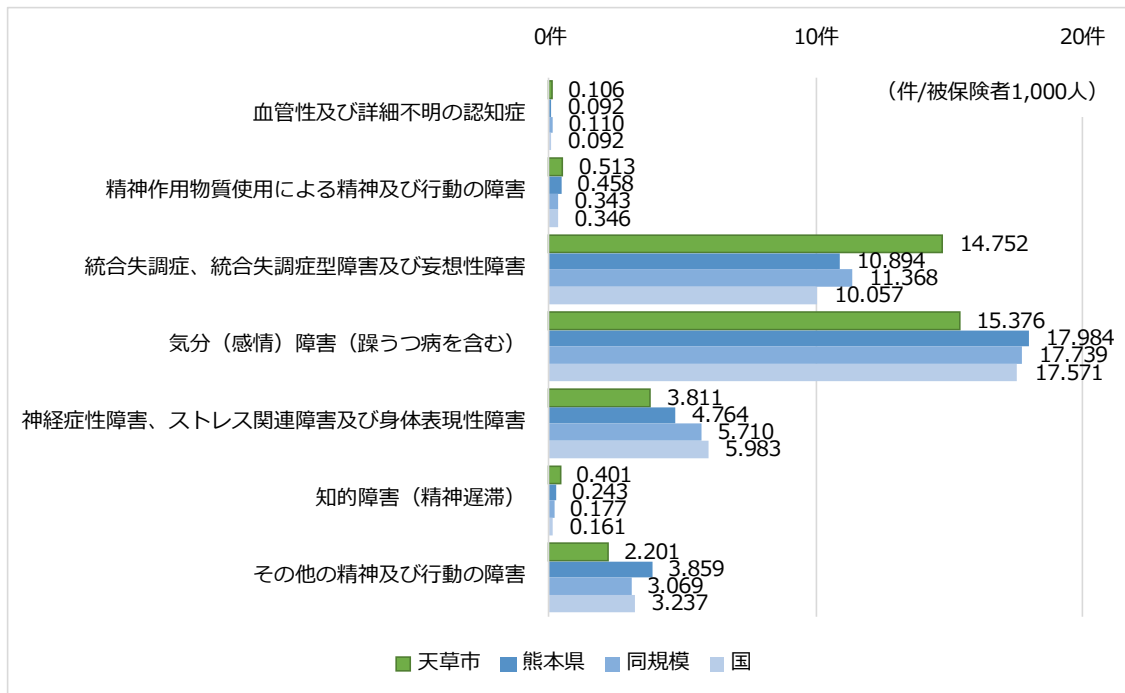
精神及び行動の障がい外来が少なく入院が多い

国民健康保険のレセプトをみると、精神及び行動の障がいは熊本県全体や同規模市町村と比較しても入院患者は多く、外来患者が少ない傾向にあり、本市では重症化してからの受診が多いと推測されます（図 19、図 20）。



出典：疾病別医療費分析 中分類（令和4年度）

図 19 精神及び行動の障がいに関するレセプト件数（入院）

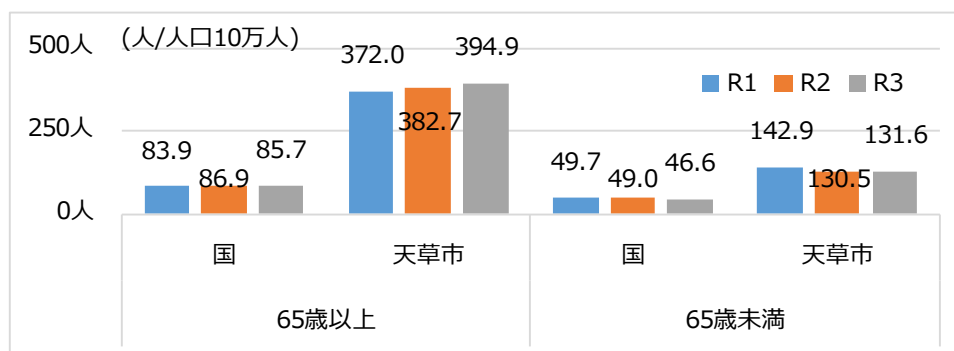


出典：疾病別医療費分析 中分類（令和4年度）

図 20 精神及び行動の障がいに関するレセプト件数（外来）

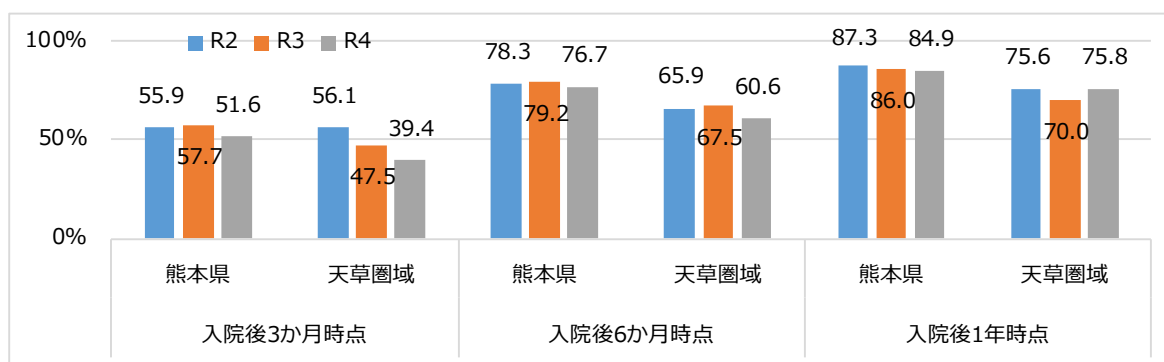
精神科病院における長期入院患者数は国や県と比較しても多い

精神科病院における1年以上の長期入院患者数は全国と比較しても多く、令和3年度の値では65歳以上の者は約4.6倍、65歳未満の者は約2.8倍多い状況です（図21）。早期退院率についても熊本県全体と比較しても低い状況です（図22）。



出典：ReMHRD（地域精神保健福祉資源分析データベース）

図 21 精神科病院における1年以上の入院者数（人口10万人あたり）

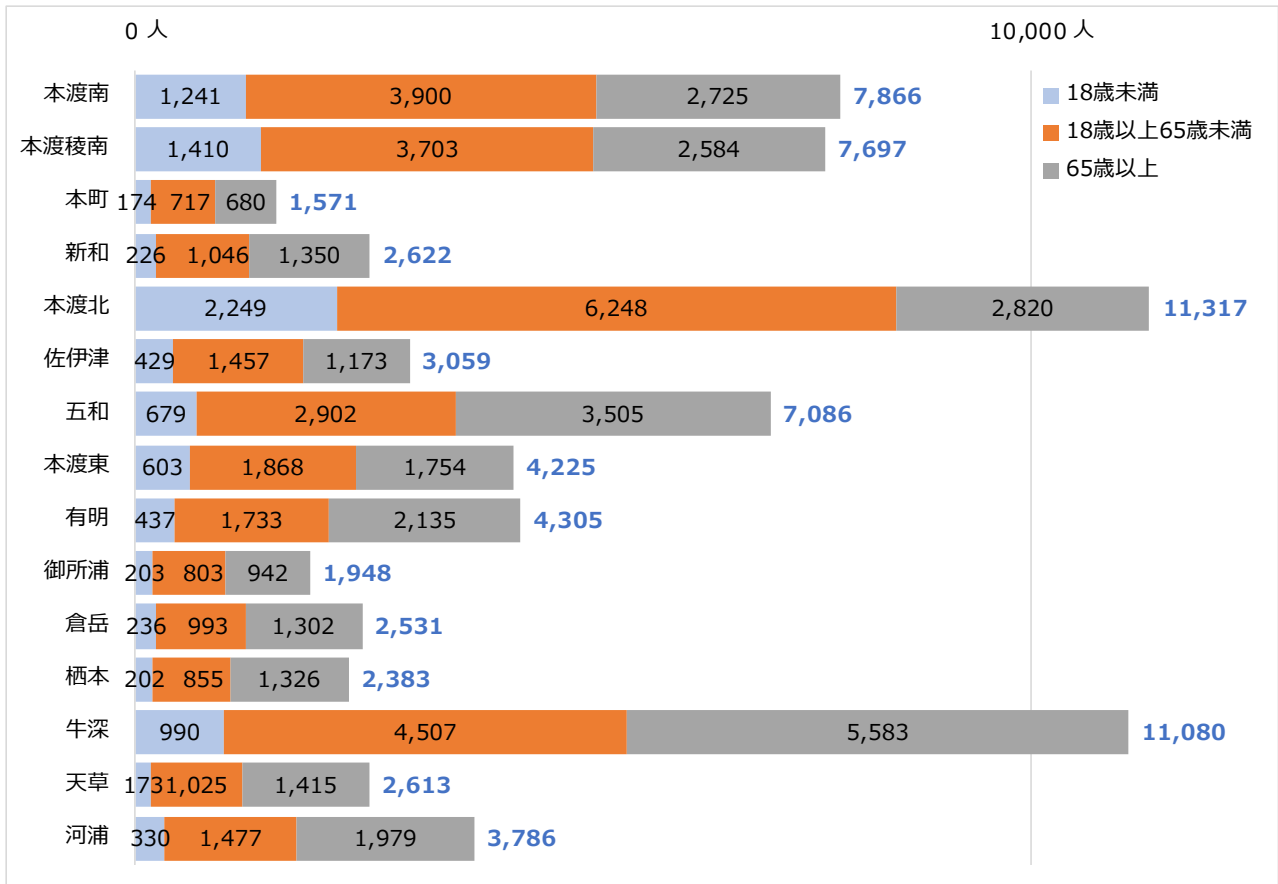


出典：退院率調査

図 22 精神科病院における退院率

2 地区別の現状

(1) 人口



出典：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

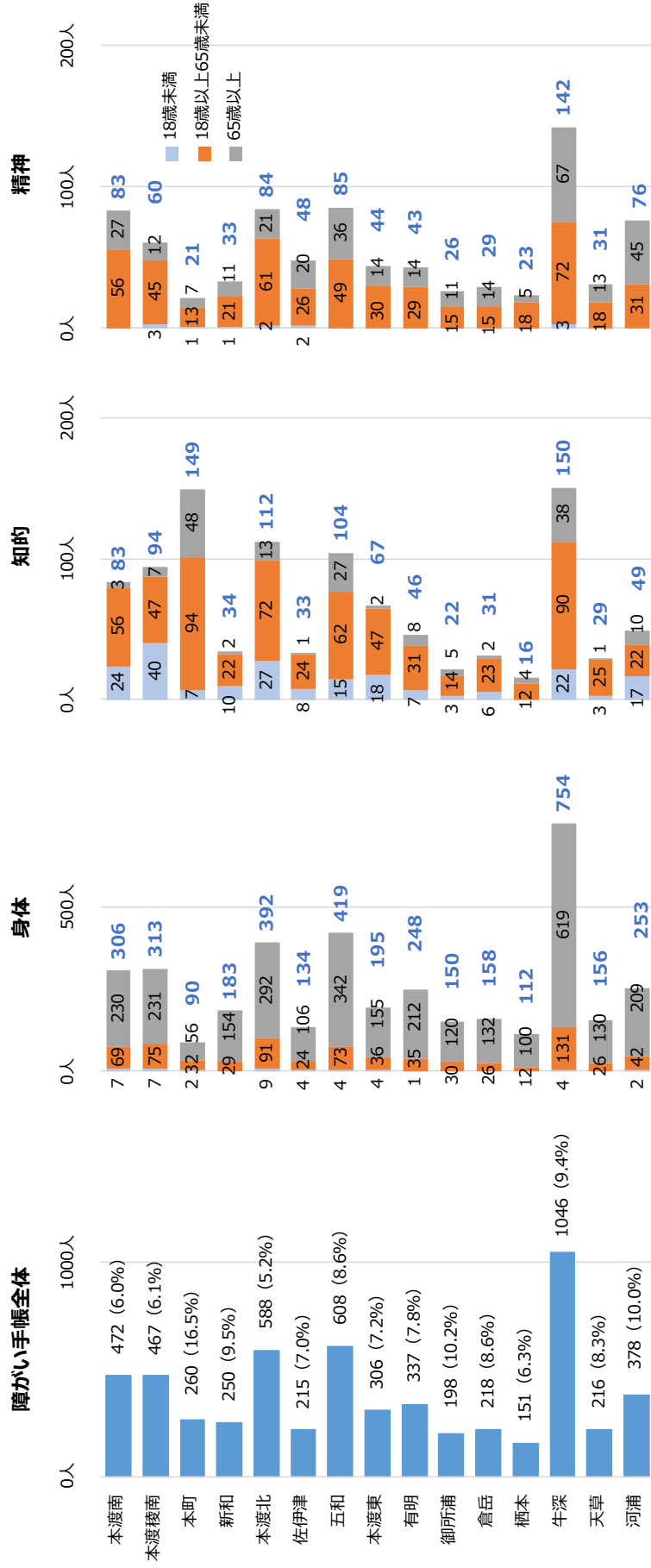
注）本渡稜南地区とは、亀場町、栢宇土町、宮地岳町、楠浦町のこと

本渡東地区とは、志柿町、瀬戸町、下浦町のこと

図 23 地区別の年齢別人口

本渡北地区及び牛深地区が人口の多い地区になりますが、その年齢構成は大きく異なり、本渡北地区の高齢化率 24.9%に対し、牛深地区は 50.4%となっています。次いで人口が多い地区が本渡南地区、本渡稜南地区、五和地区の順になりますが、本渡南地区、本渡稜南地区の高齢化率 30%台と比較すると五和地区は約 50%となり年齢構成は大きく異なります。

(2) 障がい者手帳所持者



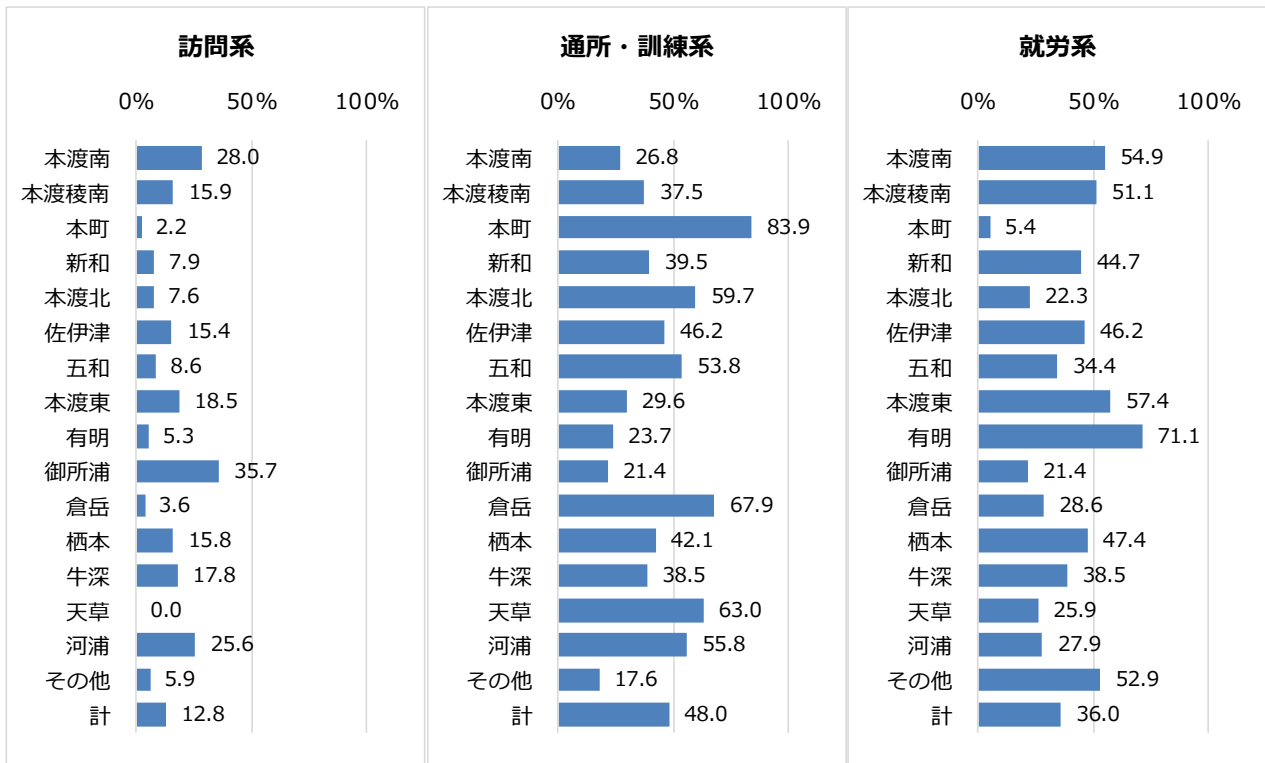
注) () 内は、人口に対する障がい者手帳所持率

出典：障がい者手帳交付台帳（令和5年3月末現在）

図 24 地区別障がい者手帳所持の状況

手帳所持率は本町地区が最も多いですが、これは入所施設が集中しているためです。次いで、御所浦地区、河浦地区、牛深地区の順に多い状況です。地域障がい相談支援センターの管轄地区の中では、天草西地区が手帳所持者数が最も多く、特に身体と精神の手帳所持者が多い状況です。

(3) サービスの利用状況



出典：国保連支払実績（令和4年度1年間の実利用者数）

注) 訪問系とは、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のこと。

通所・訓練系とは、生活介護及び生活訓練のこと。

就労系とは、就労移行支援、就労系継続支援及び就労定着支援のこと。

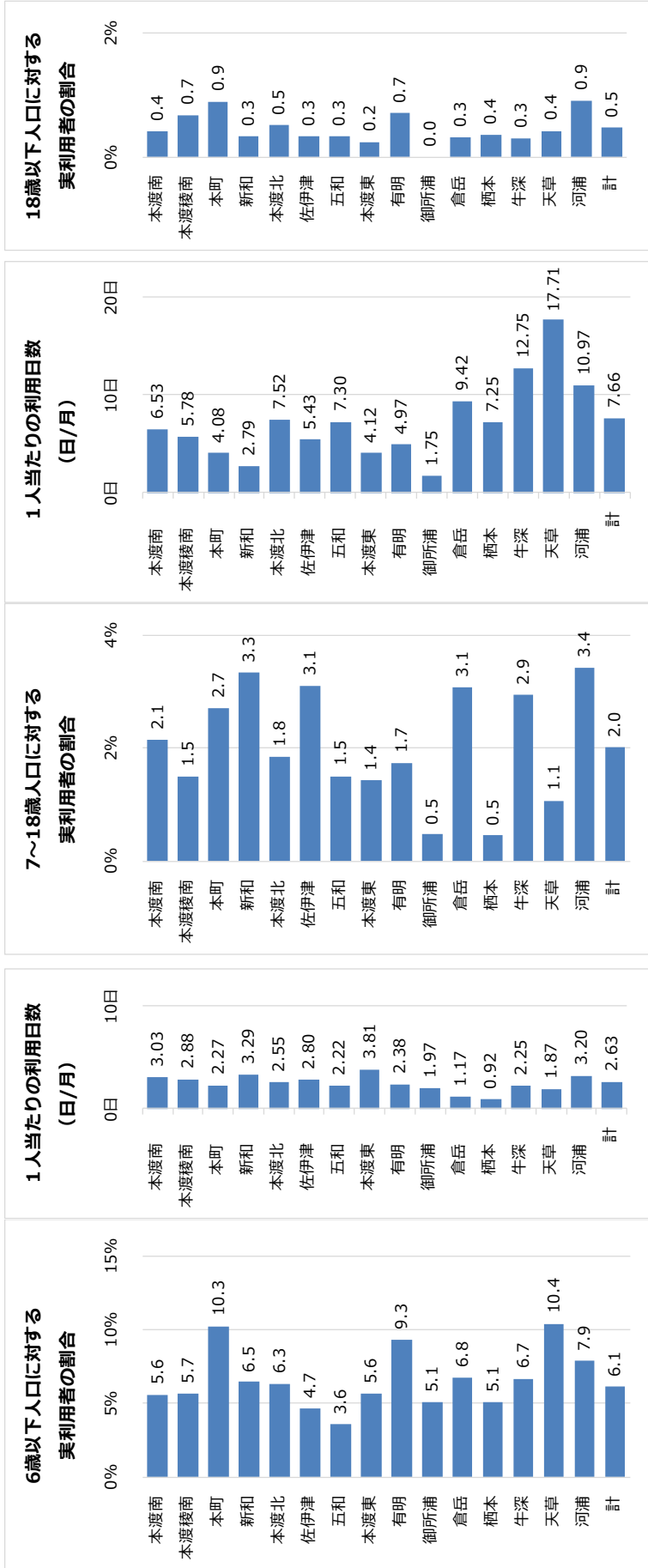
図 25 地区別サービス種別毎の障がい福祉サービス利用者数の割合

図 25 は、令和4年度末に障がい福祉サービスを利用していた 1,045 人のサービス種別毎の利用状況をみたものです。

訪問系サービスは、通所・訓練系や就労系のサービスと比較すると利用率は少ない状況です。御所浦地区は、社会資源が少ないため訪問系のサービス利用率が高くなっていると推測されます。

同居家族が多い地区は、訪問系のサービス利用率が低く、アパートや市営住宅等の社会資源が多い地区は、訪問系サービスの利用率が高くなっています。本町地区の通所・訓練系サービスが多く、就労系サービスが少ないのは入所施設が多数あることが影響しています。

通所・訓練系サービスや就労系サービスの利用率をみると、有明地区、天草地区及び河浦地区の就労系サービス、倉岳地区の通所・訓練系サービスの利用率など、社会資源が少ない地区では、通える場所に事業所があるかどうか利用率に影響を与えていると推測されます。



出典：国保連支払実績（令和4年度1年間の実利用者数）

図 26 地区別の障がい児通所支援の利用状況

児童発達支援については、放課後等デイサービスと比較すると、1人当たりの利用日数のばらつきは小さいですが、事業所が近くにない御所浦地区、倉岳地区、栖本地区及び天草地区の利用日数は少なくなっています。

放課後等デイサービスは、児童発達支援と比較すると1人当たりの利用日数のばらつきが大きく、要因の分析が必要です。放課後等デイサービスは学校の授業の終了後又は休業日に利用されるサービスですが、近くに事業所がない本町地区、新和地区、本渡東地区、有明地区及び御所浦地区などの利用日数は少なくなっています。

サービス種別	地区	天草南				天草北				天草東				天草西				合計			
		本渡南	本渡稜南	本町	新和	計	本渡北	佐伊津	五和	計	本渡東	有明	御所浦	倉岳	栖本	計	牛深		天草	河浦	計
相談支援	か所	3		2		5	1	1	1	3				1		1	2			3	12
	か所	2		1		3				0				1		1	2			3	7
	か所					0				0				1		1				1	2
訪問系	か所	2	1		1	4	2		1	3		1		1		3	1	1	1	3	13
	か所	1	1			2	1			1						0	1	1	1	3	6
	か所	1	1		1	3	2		1	3		1		1		3	1	1	1	3	12
日中活動系	人	33		205	3	241	120	20	50	190	5	5	5	15		25	75		14	89	545
	人	3		9		12	6		2	8						0	2			2	22
	人				6	6		6		6				14		14			6	6	32
	人					0	6			6				6		6				0	12
	人		16			16		30		30						0				0	46
	人	72	40		30	142	40	30	70	20					20	40	40			40	292
	か所					0				0						1				0	1
	人			175		175	120		50	170						0	60			60	405
	人	14		47	19	80	30	10	14	54	11			5		16				0	150
	障がい児通所支援	人	45	10			55	10		10						0	20				20
人		55	10			65	20		20				10		10	20			15	35	130
か所		1				1	3		3						0					0	4
その他	人			40		40			0						0					0	40
	か所	2		3		5	2		3						0	1				1	9
	か所	3				3			1						0	1				1	5
地域活動支援センター	人				0	1		1	1						0		1		1	2	

出典：熊本県ホームページ 障害福祉サービス事業者等・障害通所支援事業所及び障害児入所施設一覧（令和5年3月末現在） 基準該当サービスも含む

図 27 地区別サービス事業所一覧

第3 計画の基本方針

1 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉サービス等の提供体制を整備します。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本としサービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、同法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障がい福祉サービス等の活用を促進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院（以下「入所等」という。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス¹の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現をめざします。

また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化していきます。そのほか、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点

¹ インフォーマルサービスとは、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。

に立った継続した支援を行います。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、地域福祉計画等との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン²）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児や日常生活を営むためにその他の医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の

² インクルージョンとは、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができること。インクルーシブ、（社会的）包摂、包容ともいう。

支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等に取り組み、それを担う人材の確保・定着を図ります。

(7) 社会参加を支える取組み

障がい者の多様なニーズを踏まえた支援を行い、文化芸術、スポーツ及び読書等、障がい者の地域における社会参加を促進します。

さらに、障がい者等による情報の取得と利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

2 計画の基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」を踏まえ、以下の点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

ア 訪問系サービスの保障

市内どこでも必要な訪問系サービスの利用が可能となるようサービスの充実を図ります。

イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系のサービスの利用を希望する障がい者等が利用可能となるようサービスの充実を図ります。

ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。障がい者が希望するひとり暮らし等を実現するため、グループホームにおいて希望する障がい者へのひとり暮らし等に向けた支援の充実を図ります。

さらに、地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域における関係機関の有機的な連携の下、支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することにより、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

オ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図ります。

難病患者については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制を強化します。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

ア 相談支援体制の充実・強化

福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うなど特定相談支援事業所の充実を図ります。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所において、地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきていますが、改めて各々の機能について検証・評価を行うとともに、障がい者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。この検討に当たっては、重層的支援体制整備事業と有機的な連携を図ります。

精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えるとともに、日頃から熊本県と相談支援業務に関して連携します。

イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保します。

さらに、障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

ウ 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム³やペアレントトレーニング⁴等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を強化します。

エ 自立支援協議会の活性化

障がい者等への支援体制の充実を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育及び雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域課題の改善に取り組むとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域支援体制の活性化を図ります。

（３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、こども基本法や子ども・子育て支援法及び各法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び地域共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育及び就労支援等の関

³ ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正まではめざさず、「保護者の認知（子どもの行動の捉え方）を肯定的に修正すること」に焦点を当てる子育て支援プログラム。

⁴ ペアレントトレーニングとは、保護者に、子どもの行動を観察し特徴を理解することや、発達障がいの特性を踏まえた接し方等を学んでもらい、その実践をとおして、子どもの良いところを伸ばすことを目標とするプログラム。

係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を強化します。

ア 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を強化します。

児童発達支援センターについては、障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ⁵・コンサルテーション⁶機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。併せて、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制の充実を図ります

地域における支援体制の充実に当たっては、母子保健、子育て支援、教育等を含む関係機関等が参画する市療育体制会議において、地域課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていきます。さらに、障がい児通所支援や障がい児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑な移行が図られるよう、熊本県と緊密な連携を図ります。

イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。また、障がい児の早期発見、早期支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を強化します。併せて、令和6年度に設置予定のこども家庭センターと連携した支援体制を構築します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所及び就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を強化します。

⁵ スーパーバイズとは、指導者からの継続的な訓練や助言を通じて専門的なスキルを向上させること。スーパービジョンともいう。

⁶ コンサルテーションとは、異なる専門職の間で、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。

ウ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、幼少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていきます。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を強化していきます。

エ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

（ア） 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。また、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所事業所の設置促進に努めます。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられることができるよう、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、保育所及び学校等の関係者が連携を図るための協議の場において、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を強化します。なお、この場においては、障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議していきます。

また、医療的ケア児コーディネーター⁷を配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進します。

（イ） 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図ります。

⁷医療的ケア児等が、地域で安心して暮らしていけるように、支援を総合的に調整する人。医療的ケア児とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の中で、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童（18歳以上の高校生等を含む）とされている。

オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行う際に関係機関をつなぐ重要な役割を担っており、その質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の強化を図ります。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階にある本人及びその家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められていることを踏まえた相談支援体制の強化を図ります。

第4 成果目標と活動指標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

基本指針

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者に関する目標値を設定します。

成果目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上（19人以上）が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上（16人以上）削減することを基本とする。

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R4	R8
地域生活への移行		
施設入所者数	314人	298人
地域生活移行者数	5人 (1.6%)	7人 (2.2%)
施設入所者削減数	13人 (4.1%)	16人 (5.1%)

目標設定の考え方

障がい者支援施設実態調査では、施設からみて地域移行が可能と思われる人が4人、施設からみると現時点では地域移行は困難と思われるが、本人に地域移行の意向がある人が3人でした。

基本指針どおりに目標を設定すると地域移行者数は19人（6.1%）となりますが、地域移行を進めていく上で多くの課題がある本市では、現実的な目標値ではありません。よって、今期の本市の目標は、障がい者支援施設実態調査で把握した7人（2.2%）とします。

施設入所者削減数については、前計画でも基本指針の目標値を上回っていることから、今期計画でも基本指針に示された目標値の近似値16人（5.1%）とします。

「第2 天草市の障がい者を取り巻く現状」でも記載したとおり、地域移行の推進は本市にとって重要な課題です。現在施設に入所している障がい者が、安心して地域での暮らしを選択できるた

めには、施設と同じような安心感を得られる場所が必要です。重度の障がい者の入居を想定したグループホームの整備等について、今後、自立支援協議会等と検討していきます。

また、施設入所者の地域移行に向けた意思形成を行っていくことも重要です。あらゆる場面において、意思決定支援の取組みを推進していきます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針

精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

成果目標（県目標）

- 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率については、入院後3か月時点は68.9%以上、6か月時点は84.5%以上、1年時点は91.0%以上とすることを基本とする。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場						
開催回数	3回	5回	0回	3回	3回	3回
関係者の参加人数	7人	8人	0人	7人	7人	10人
目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数						
地域移行支援	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
地域定着支援	8人/月	8人/月	9人/月	10人/月	10人/月	10人/月
共同生活援助	29人/月	30人/月	33人/月	31人/月	32人/月	33人/月
自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
生活訓練【新規】	26人/月	27人/月	17人/月	29人/月	30人/月	31人/月

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

自立支援協議会の専門部会である精神障がい者支援部会を「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場と位置づけ検討を進めていきます。

令和4年度には、精神障がい者支援部会で市内精神科病院の入院患者に退院意向等に関するアンケート調査を実施しました。その調査結果では、アンケート回答者（51人）のうち約半数（27人）が退院（地域移行）を希望していました。これらの人が、医学的にみても退院（地域移行）可能かは個別の判断が必要な状況です。今期計画では、精神科病院から毎年1人は退院（地域移行）することをめざし目標を設定します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する上では、精神科病院との連携が不可欠です。医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

3 地域生活支援の充実

基本指針

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化していきます。

成果目標

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同設置も可）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。（圏域でも可）【新規】

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
地域生活支援拠点等の整備		
地域生活拠点等の設置	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置 【新規】	4箇所	4箇所
強度行動障がい等を有する者への支援体制の整備		
協議の場の整備数【新規】	—	1箇所

目標設定の考え方

本市では、地域生活支援拠点等については、緊急時に迅速・確実な相談支援を行う体制や短期入所等による緊急時の受け入れ体制を優先して整備してきました。結果、市内すべての短期入所事業

所の協力のもと、体制を整備することができました。また、コーディネーターについても、市内4箇所の地域障がい相談支援センター（基幹相談支援センター）に配置しました。

本市の地域生活支援拠点等は面的整備型のため、現状どおり1箇所とし、その機能の充実を図っていきます。コーディネーターについても各地域障がい相談支援センターへの配置を想定し現状どおりとします。

緊急時の受け入れ体制等については、今後サービス未利用者へ本制度の周知を行いながらニーズの把握を行っていきます。さらに、もう1つの機能である地域移行を推進する体制については、施設や精神科病院からの地域移行の推進と併せて検討していきます。

強度行動障がいのある人は、障がい福祉サービス利用者では、令和5年4月1日現在175人です。今後、ニーズを把握し支援体制を検討していくための場の設置をめざします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標値を設定します。

成果目標

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上（7人以上）とすることを基本とする。
 - ▶就労移行支援事業については、1.31倍以上（6人以上）
 - ▶就労継続支援A型事業については、1.29倍以上
 - ▶就労継続支援B型事業については、1.28倍以上（2人以上）
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

注）就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

目標設定の考え方

本市の一般就労の現状は、令和3年度の実績では5人です。就労継続支援事業所実態調査では、令和5年4月1日現在289人の利用者のうち、事業所から見て一般就労への移行が可能と思われる人が11人、事業所からみると一般就労は困難と思うが本人は一般就労への移行を希望されている人が19人でした。

就労移行支援事業については基本指針のとおり1.31倍の近似値を見込みます。就労継続支援事業については、就労継続支援事業所実態調査で把握した「事業所からみても一般就労が可能と思われる人」が本人の希望にあった就労先をみつけていけることをめざして目標設定します。

【成果目標】

指標名	第6期 実績		第7期 見込	
	R3		R8	
福祉施設の利用者のうち一般就労移行者数				
就労移行支援事業所等	5人	(0.50倍)	10人	(2.00倍)
就労移行支援のみ	4人	(0.57倍)	6人	(1.50倍)
就労継続支援Aのみ	0人	(0.00倍)	1人	
就労継続支援Bのみ	1人	(1.00倍)	3人	(3.00倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合				
5割以上の事業所を 全体の5割以上【新規】		—		5割
就労定着支援事業の利用者数				
利用者数	2人		3人	(1.50倍)
就労定着支援事業の就労定着率				
7割以上の事業所を 全体の2割5分以上		10割		10割

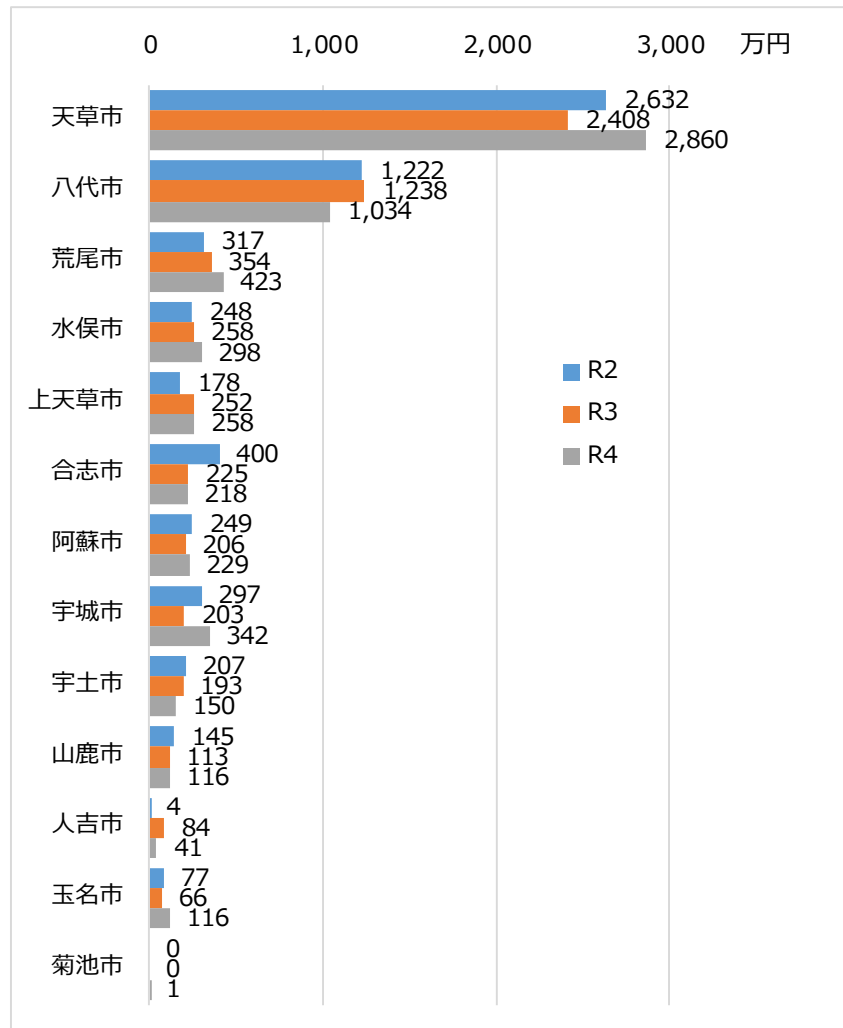
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合及び就労定着支援事業の利用者については基本指針のとおり見込みます。就労定着支援事業の就労定着率については本市に1事業所しかないため10割を目標とします。

就労継続支援事業所実態調査の結果では、令和3～4年度に一般就労への移行につなげた事業所はいずれも一般企業での就労体験の機会を確保していました。自立支援協議会での検討を経て、令和5年度熊本県天草障がい者就業・生活支援センターが主催するネットワーク会議に相談支援専門員等が加わるなど雇用施策と福祉施策の連携が図られています。第7期計画期間中には、これらのさらなる連携強化に努めていきます。

【障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標】

第6期 実績			第7期 見込		
R3	R4	R5	R6	R7	R8
24,076,719円	28,603,331円		28,610,000円	28,610,000円	28,610,000円

障がい者就労施設等が供給する物品等の本市の調達実績については、熊本県内の自治体でも最も高い金額を維持し続けています。目標値については過去の実績値を踏まえ設定します。



出典：障がい者就労施設等からの物品等の調達実績（熊本県）

図 28 県内（熊本市を除く）における優先調達推進に係る状況（熊本県）

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

基本指針

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を整備します。

成果目標

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。（圏域でも可）
 - 【児童発達支援センターに求められる中核機能】
 - ▶幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ▶地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ▶地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ▶地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
- 児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
児童発達支援センターの設置		
児童発達支援センター数	1箇所	2箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		
保育所等訪問支援事業所数	5箇所	7箇所

目標設定の考え方

本市には、既に児童発達支援センター（地域療育センターを含む）が1箇所あります。本市の児童発達支援センターでは、家族支援機能として障がい児の保護者等を対象としたペアレントプログラム等を実施しています。また、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能として、障がい児通所支援事業所向けの研修会を開催したり、自立支援協議会児通所班のリーダーとして障がい児通所支援事業所同士の情報交換の場を企画するなど障がい児通所支援事業所同士の連携強化やサービスの質向上のための取組みを主導しています。さらに、これまで課題であった保育所等訪問支援についても令和5年度から開始し、巡回支援専門員整備事業と合わせて地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たし始めています。また、令和4年度からは「からだとことばを育てる遊び方教室」として、発達面に不安を抱える子どもや保護者を対象とした教室を開催するなど地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能も果たしています。

今後は、視覚障がい児や聴覚障がい児、強度行動障がい児など、より高度な専門性を求められる子ども達への支援にも対応できる体制整備をめざしていきます。

地域には、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所の新設を検討されている事業所があります。専門職が豊富でより高度なスキルをもつ児童発達支援センターは、本市の障がい児支援をさらに充実させていくためには必要な社会資源です。また、保育所等訪問支援もさらなる拡充が必要です。市療育体制会議等で地域の現状を共有しながら体制整備を進めていきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、支援体制を整備していきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(圏域でも可)

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所数	1箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所数	1箇所	1箇所

目標設定の考え方

令和5年4月1日現在、市が把握している重症心身障がい児(18歳未満)は4人で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は各1箇所あり成果目標については既に達成しています。

県下最大の面積を有する本市では、事業所から遠方の地域に住む人にとっては送迎等の課題もありニーズに十分応えられていない現状もあります。しかし、現状の人数からすると主に重症心身障がい児を支援する事業所を新たに立ち上げることは難しい状況です。よって、本市では事業所数としては現状維持を目標としながら、障がい福祉分野だけではなく、高齢分野の事業所等も視野にいれ各地で重症心身障がい児を受け入れることのできる体制を基幹相談支援センター等とともに開拓していきます。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

基本指針

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、支援体制を整備していきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(圏域でも可)

【成果目標】

指標名	第6期 実績	第7期 見込
	R5	R8
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		
協議の場の設置	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置	4箇所	4箇所

目標設定の考え方

令和5年3月末時点で把握している本市の医療的ケア児（18歳未満）は7人です。本市では、令和3年度に小児在宅医療支援センターや地域の訪問診療医、訪問看護ステーション、重度心身障がい児を受け入れている障がい児通所支援事業所、基幹相談支援センターや行政関連課による協議の場を設置し、本市の医療的ケア児に関する現状の共有や必要な体制について検討を継続しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについても4箇所すべての基幹相談支援センターに配置し、医療的ケア児に関する地域資源の把握や開拓、地域の支援者のサポート等を担っています。本市では基本指針に示された成果目標については令和5年度に達成しており、継続して取り組んでいきます。

今後、本市では、上記協議の場を中心に、園や学校での医療的ケア児の支援体制の構築等さまざまな課題に関係者と連携しながら取り組んでいきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化

基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の機能強化を進めていきます。また、地域づくりに向けた自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、自立支援協議会の体制整備も進めていきます。

成果目標

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。（複数市町村による共同設置も可）
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】

目標設定の考え方

本市では、令和3年度より、基幹相談支援センターの機能と一般的な相談支援（市町村障がい者相談支援事業）の機能を担う地域障がい相談支援センターを市内に4箇所設置しています。地域の他分野の相談機関との連携が進み、障がい福祉に関する総合相談窓口として機能し始めています。

また、基幹相談支援センターの設置と合わせて、令和3年度より自立支援協議会の体制についても見直しを行ってきました。具体的には、まずは障がい福祉サービス事業所と地域課題解決に向けた協働体制を構築していくため、サービス種別ごとの班活動や地域課題の集約と課題解決に向けた調整機能を担う定例会を開催し始めました。また、専門部会について、これまで5つの部会を組織していましたが、長年の活動の中で形骸化していたため、常設ではなく、定例会で集約された課題のうち優先順位の高い地域課題で、圏域で検討した方がよい課題を抽出して、そのつど専門部会を組織する体制へと変更しました。自立支援協議会の体制見直しにおいても、基幹相談支援センターは重要な役割を担い、その運営を支えています。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置の有無						
基幹相談支援センターの設置の有無【新規】	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化						
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	51件	27件	7件	40件	40件	40件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	71件	54件	64件	60件	60件	60件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	71回	138回	22回	35回	35回	35回
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	—	—	—	0回	0回	10回
主任相談支援専門員の配置数【新規】	1人	2人	2人	3人	4人	4人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善						
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	—	—	—	0回	4回	8回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数【新規】	13箇所	12箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
協議会の専門部会の設置数【新規】	5部会	3部会	2部会	2部会	2部会	2部会
協議会の専門部会の実施回数【新規】	5回	6回	0回	6回	6回	6回

注) 令和5年度は4-6月分。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言については、相談支援事業所からの要請に応じて対応するだけでなく、基幹相談支援センターが年1回以上、相談支援事業所を訪問することを想定し目標を設定します。相談支援事業所の人材育成については、先述した自立支援協議会の班活動の中でスキルアップや横の連携強化等を目的に研修等が実施されており、基幹相談支援センターはその活動を主導しています。また、地域の他分野の相談機関との連携強化の取組みについては、自立支援協議会全体会と併せて、様々な会議体に基幹相談支援センターは障がい福祉分野の代表として出席しています。そのような活動が継続されることをめざします。個別事例の検証、いわゆるモニタリング検証については、令和8年度の実施をめざし、その基

盤を整えていきます。基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員は、令和5年4月1日現在2人です。今後は、各基幹相談支援センターに1人ずつ配置することをめざします。相談支援事業所は現状でも班活動などすべての事業所が自立支援協議会に参加していますので、今後もその体制を継続していきます。専門部会については、優先すべき課題に応じて設置、運営していきます。

個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善ができる自立支援協議会の体制については、地域課題を内包していると思われるケースについては、基幹相談支援センター主催で多職種を交えた事例検討会を実施し、その結果（地域課題を整理し）を定例会で報告するという体制を構築することで整備していきます。まずは、各基幹相談支援センターが1事例はそのような趣旨の元に定例会で報告をすることをめざします。

(2) 発達障がい者等に対する支援

基本指針

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等						
開催回数	16回	23回	6回	14回	14回	14回
ペアレントトレーニング	0回	0回	0回	7回	7回	7回
ペアレントプログラム	16回	23回	6回	7回	7回	7回
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動						
実施回数	7回	12回	5回	5回	10回	13回

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

発達障がい者等の保護者支援の必要性を療育体制会議等で関係機関と共有したことで、児童発達支援センターが積極的に企画・周知を行い、ペアレントプログラム等の実施に関する依頼が増えています。令和5年度にはペアレントトレーニングも新たに実施予定です。ペアレントトレーニングもペアレントプログラムも6回を1クールとすることから各々年1クール(6回)とフォローアップの研修(1回)を実施することを目標とします。

ピアサポート活動については各障がい児通所支援事業所を単位とした実施をめざしています。第6期・第2期計画期間では、コロナ禍ということで実施できない事業所が多い状況でしたが、今後はペアレントメンター⁸派遣も検討しており、各事業所での保護者支援の取組みを引き続き働きかけていき、令和8年度には全事業所が実施することをめざします。

⁸ ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その育児経験を活かし、子どもの発達障がいの診断を受けて間もない保護者等から相談を受けたりする人。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

基本指針

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築します。

成果目標

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【活動指標】

指標名	第6期 実績			第7期 見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加						
県が実施する研修等への市町村職員の参加人数	6人	12人	1人	6人	4人	4人
障がい者自立支援審査支払等システム等の審査結果の共有						
事業所や関係自治体等との共有回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

注) 令和5年度は4-6月分。

目標設定の考え方

相談支援専門員初任者研修については、基幹相談支援センター等を支援する職員が受講することを想定し、職員の異動等を踏まえ3年間で1人以上と見込みます。各種集団指導については介護給付等支給決定事務を担当する職員と障がい支援区分認定等事務を担当する職員が毎年受講することを想定し受講者数を見込みます。また、障がい支援区分認定調査員研修については新規の調査員を雇用した場合、又は審査会担当職員が本研修を受講することを見込んで目標を設定します。

障がい者自立支援審査支払等システム等の審査結果の共有については令和5年度から取組みを開始しました。事業所の意見等を踏まえながら更に内容の充実を図っていきます。個別対応を継続しながら、年に1回は全障がい福祉サービス事業所に審査結果を公表することを目標とします。

第5 障がい福祉サービス及び障がい児サービスの必要な量の見込み

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護

サービスの概要

居宅介護とは、ヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービスです。障がい者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

居宅介護の利用者数は、図 29 のとおり減少しています。本市では令和 4 年度から令和 8 年度末までに約 4,000 人の人口減少が見込まれており、サービスの利用実績及び人口減少を踏まえるとサービスの見込量も減少が予測されます。しかし、地域での生活を支えていく上では重要なサービスであること及びニーズ調査の結果を踏まえ、表 1 のとおり現状維持でサービス量を見込みます。

表 1 居宅介護のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
提供時間（時間/月）	1271	1226	1114	1208	1118	1199	1209	1209	1209
利用者数（人/月）	96	102	101	100	90	90	93	93	93

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）提供時間（時間/月）は、月平均サービス提供時間（利用量/月数）

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

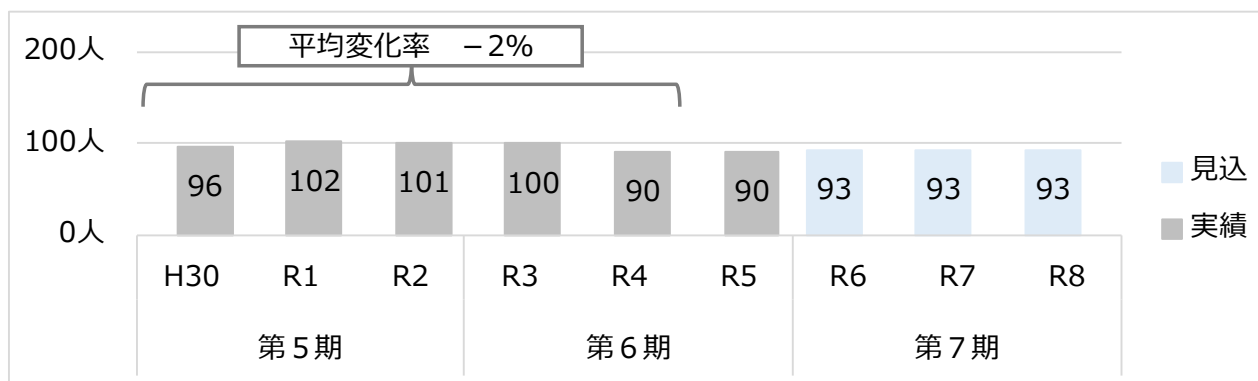


図 29 居宅介護利用者数の推移及び見込

イ 重度訪問介護

サービスの概要

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅等を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がい者でも、在宅での生活が続けられるように支援します。病院に入院している障がい者等に対しても、意思疎通の支援等を行うことができます。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

重度訪問介護の利用者数は、図 30 のとおり増加しています。重度の障がいがあっても地域で暮らすことを選択できる地域にしていくためには、重度訪問介護は重要なサービスです。よって、ニーズ調査の結果と直近 5 年間の提供時間や利用者数の変化率を踏まえ、表 2 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

重度訪問介護については、喀痰吸引が実施できる人材の不足等により対象者のニーズに十分応えることができていないのが現状です。自立支援協議会訪問班等と地域のニーズを共有していきます。

表 2 重度訪問介護のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
提供時間（時間／月）	396	484	660	1108	1620	1674	1969	2327	2864
利用者数（人／月）	4	5	5	7	8	9	11	13	16

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4～6月分）

注）提供時間（時間/月）は、月平均サービス提供時間（利用量/月数）

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

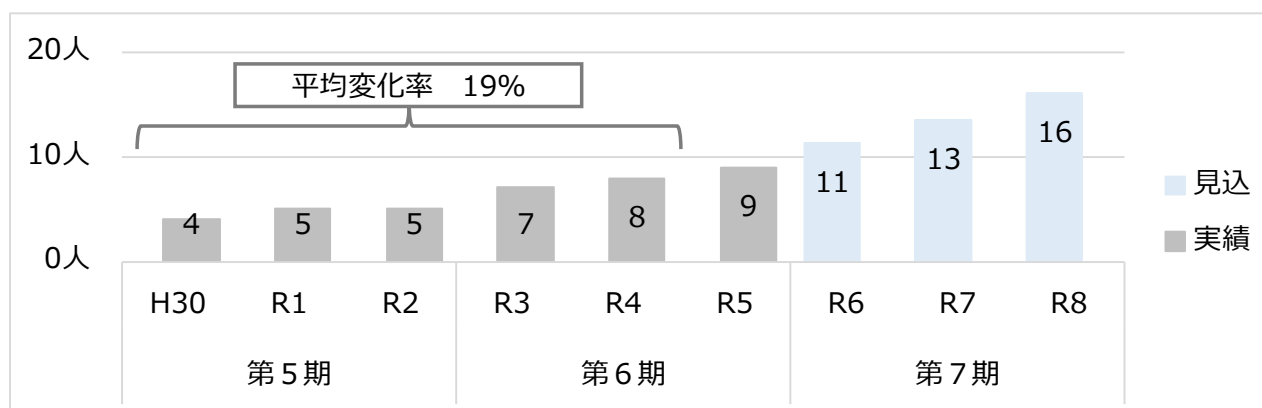


図 30 重度訪問介護利用者数の推移及び見込

ウ 同行援護

サービス概要

同行援護とは、移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。単に本人が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がい者の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

同行援護の利用者数は、図 31 のとおり減少しています。サービスの利用実績及び人口減少を踏まえるとサービスの見込量の減少が予測されます。しかし、コロナ禍で外出の機会が減少していたこと等も踏まえ、同行援護については、ニーズ調査の結果と直近 5 年間の提供時間や利用者数の変化率を踏まえ、表 3 のとおりサービス量を見込みます。

表 3 同行援護のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
提供時間（時間／月）	180	134	117	134	122	93	132	132	132
利用者数（人／月）	22	19	18	19	17	15	22	22	22

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）提供時間（時間/月）は、月平均サービス提供時間（利用量/月数）

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

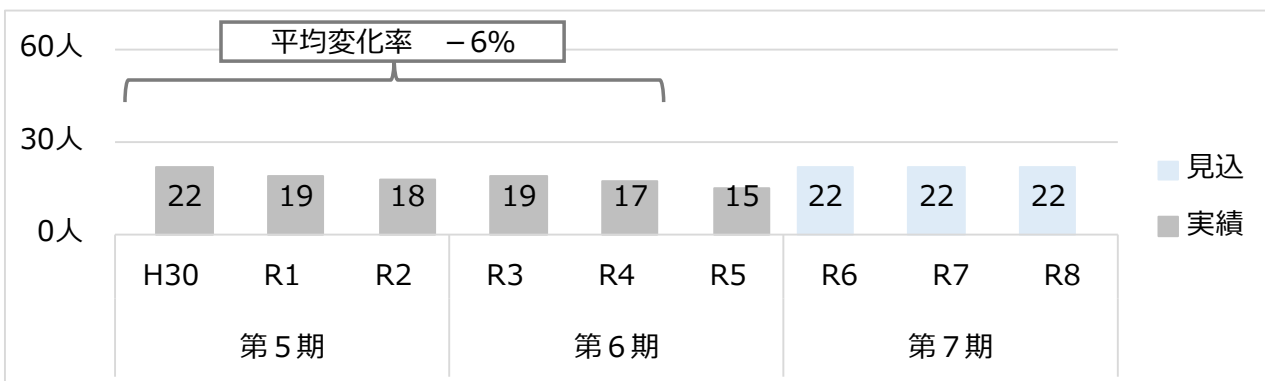


図 31 同行援護利用者数の推移及び見込

エ 行動援護

サービスの概要

行動援護とは、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がい者の社会参加と地域生活を支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

行動援護は、市内に指定事業所がなく、過去5年間の利用実績もありません。現状では、新規の指定事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス見込量は0人/月とします。

見込量の確保等にあたっての対策

施設入所者の約半数は知的障がい者です。今後、施設入所者や精神科病院からの地域移行を推進していく上では、知的障がい者や精神障がい者の移動等を支える本サービスは重要なサービスです。よって、自立支援協議会訪問班等と地域のニーズを共有し、先進地の取組み等を共有しながら本市でのサービス提供体制について検討していきます。

オ 重度障がい者等包括支援

サービスの概要

重度障がい者等包括支援とは、常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するサービスです。このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がい者でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

重度障がい者等包括支援については、市内に指定事業所がなく、過去5年間の利用実績もありません。現状では、新規の指定事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス見込量は0人/月とします。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

サービスの概要

生活介護とは、障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がい者の社会参加と福祉の増進を支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

生活介護の利用者数は、図 32 のとおり横ばいです。ニーズ調査の結果及び直近 5 年間の利用日数や利用者数の変化率及び事業所の定員増加等の意向を踏まえ、表 4 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

既存の事業所のうち、4 事業所が定員増（32 人）を検討しています。そのほか、自立支援協議会の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 4 生活介護のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	8595	8753	8916	9141	8576	8628	9120	9120	9120
利用者数（人／月）	440	446	451	455	442	449	480	480	480

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

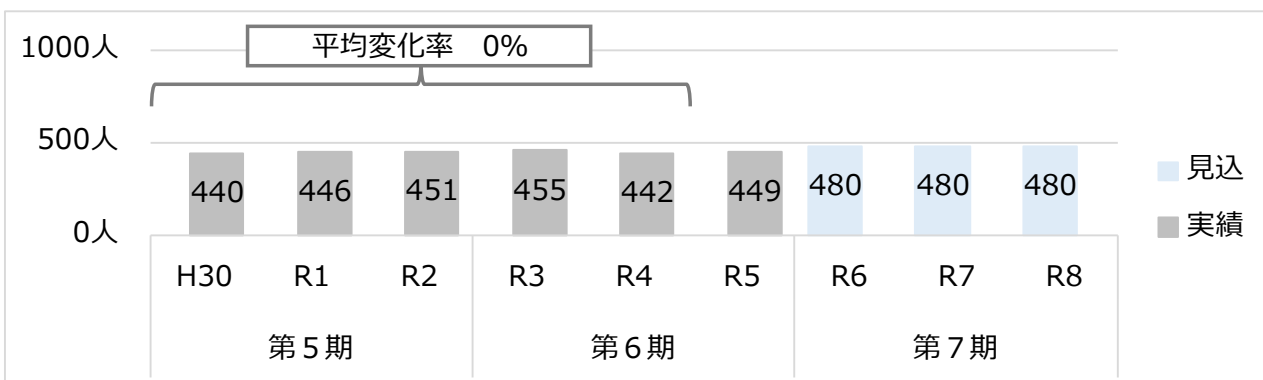


図 32 生活介護利用者数の推移及び見込

イ 療養介護

サービスの概要

療養介護とは、病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスです。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

療養介護の利用者数は、図 33 のとおり増加しています。よって、療養介護については、ニーズ調査の結果と直近5年間の利用者数の変化率を踏まえ、表 5 のとおりサービス量を見込みます。

表 5 療養介護のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人/月）	42	45	45	45	46	47	48	49	50

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4～6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

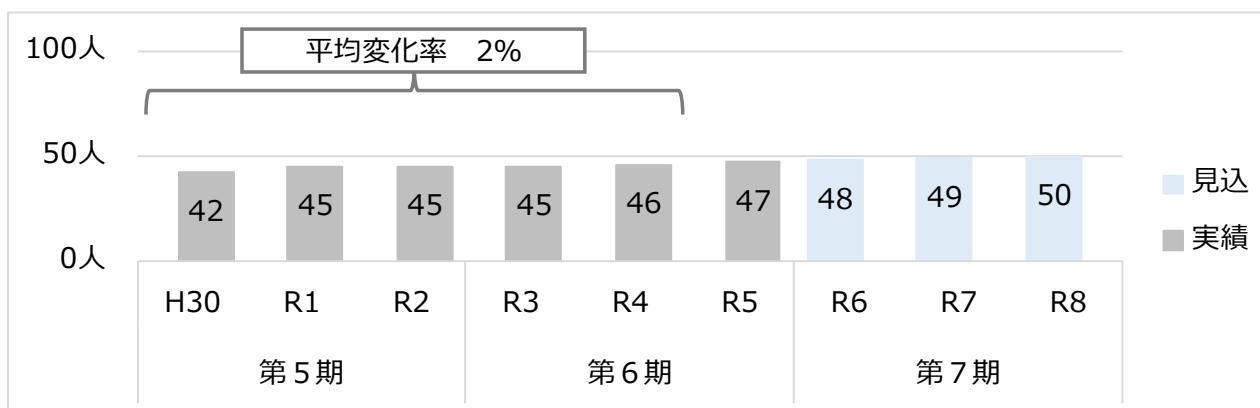


図 33 療養介護利用者数の推移及び見込

ウ 短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）

サービスの概要

短期入所とは、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスです。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

短期入所の利用者数は、図 34 及び図 35 のとおり減少しています。しかし、ニーズ調査では利用希望者は多い状況でした。短期入所の直近 3 年間の利用実績は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響を大きく受けていると思われます。よって、短期入所については、コロナ禍前の利用状況を踏まえ、表 6 及び表 7 のとおりサービス量を見込みます。

表 6 短期入所（福祉型）のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	142	180	156	151	132	134	210	210	210
利用者数（人／月）	24	27	17	18	15	19	30	30	30

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4－6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

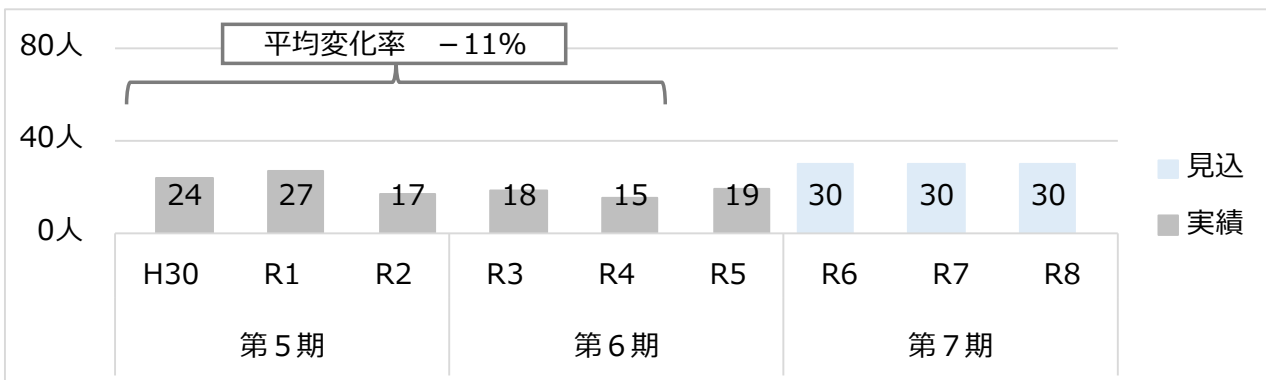


図 34 短期入所（福祉型）利用者数の推移及び見込

表 7 短期入所（医療型）のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	26	25	0	3	2	4	28	28	28
利用者数（人／月）	3	4	0	0	0	1	4	4	4

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4－6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）



図 35 短期入所（医療型）利用者数の推移及び見込

(3) 訓練系・就労系サービス

ア 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要

機能訓練とは、障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所に通所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

機能訓練については、市内に指定事業所がなく、過去5年間の利用実績をみると1年に1人に利用実績があるかどうかといった状況です。現状では、新規の指定事業所が立ち上がる見込みもないため、過去の利用実績を踏まえ、表8のとおりサービス量を見込みます。

表8 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日/月）	11	0	13	20	2	0	20	20	20
利用者数（人/月）	1	0	1	1	0	0	1	1	1

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

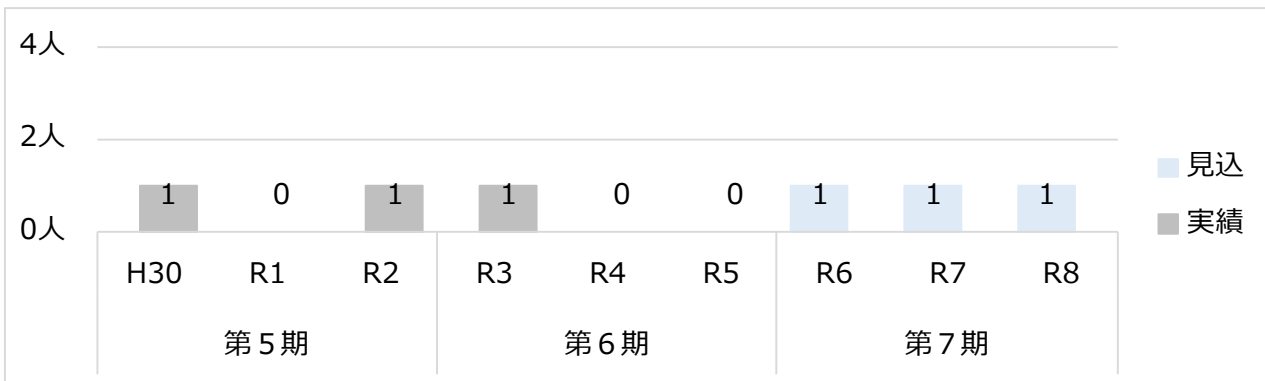


図 36 自立訓練（機能訓練）利用者数の推移及び見込

イ 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要

生活訓練とは、障がい者に対して、障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所に通所、又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。このサービスでは、施設や病院に長期入所又は長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

生活訓練の利用者数は、図 37 のとおり減少しています。サービスの利用実績及び人口減少を踏まえるとサービスの見込量も減少が予測されます。しかし、地域への移行や一般就労への移行を進めていく上では重要なサービスであること及びニーズ調査の結果を踏まえ、表 9 のとおりサービス量を見込みます。

表 9 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	479	527	401	365	359	317	448	448	448
利用者数（人／月）	32	35	30	27	26	22	32	32	32

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4～6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

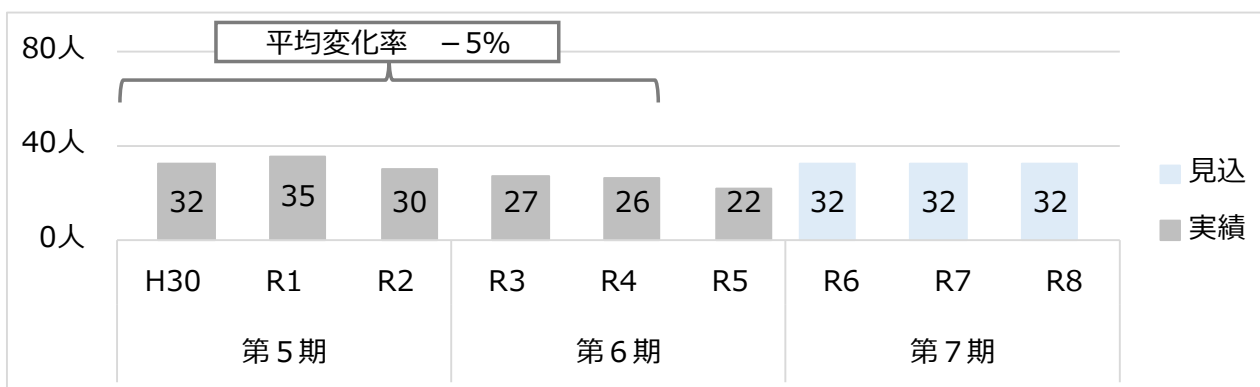


図 37 自立訓練（生活訓練）利用者数の推移及び見込

ウ 就労選択支援

サービスの概要

就労選択支援とは、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

就労選択支援については、新たに就労移行支援や就労継続支援を利用する人が対象となるため、過去の上記サービスの新規利用者数を踏まえ、表 10 のとおり見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

令和 4 年度に、本市の障がい者の就労支援体制について協議する場を開催しました。そのような場を継続して持ち、就労選択支援事業所の必要性についても地域の関係機関とニーズを共有していきます。

表 10 就労選択支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/月)	37	27	52	54	36	8	0	25	50

出典：平成30～4年度は就労移行支援、就労継続支援の新規利用者数。R5年度は4～6月実績。

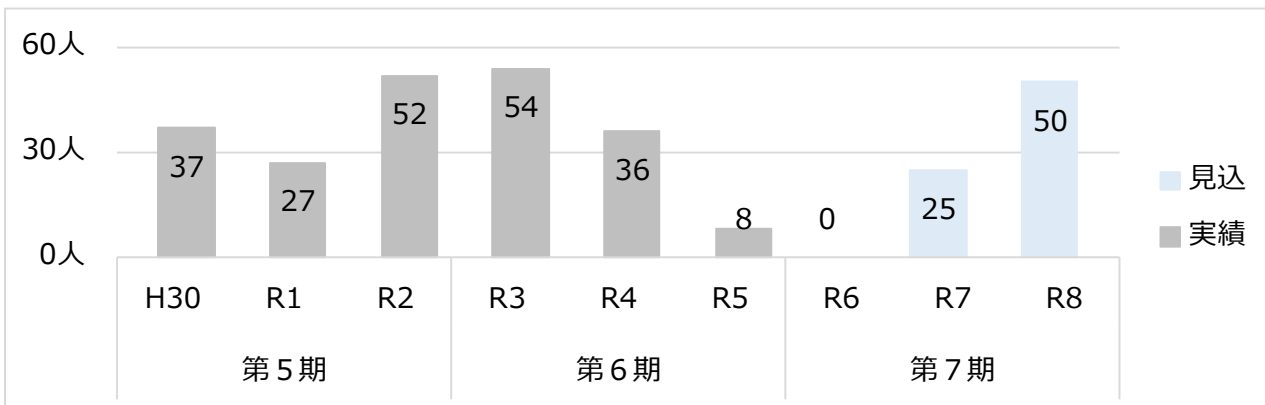


図 38 就労継続支援事業等の新規利用者の実績と就労選択支援事業の利用者数の見込

工 就労移行支援

サービスの概要

就労移行支援とは、就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に求められる知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスです。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

就労移行支援の利用者数は、図39のとおり減少しています。サービスの利用実績及び人口減少を踏まえるとサービスの見込量も減少が予測されます。しかし、ニーズ調査の中で就労関連のサービスは他のサービスと比較しても新規の利用希望等が多い状況でした。よって、ニーズ調査の結果や一般就労への移行を進めていく上では重要なサービスであることを踏まえ、表11のとおりサービス量を見込みます。

表11 就労移行支援のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	441	300	224	164	136	125	288	288	288
利用者数（人／月）	26	16	13	10	8	8	18	18	18

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

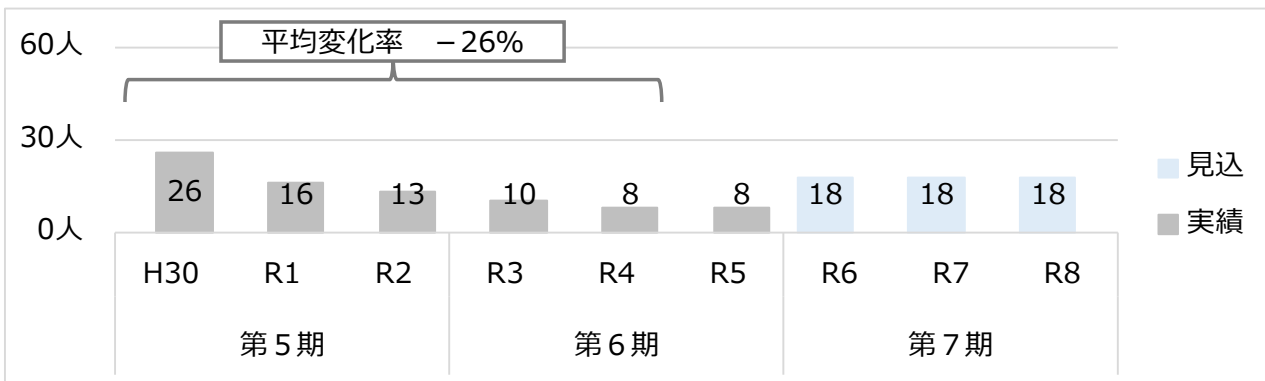


図39 就労移行支援利用者数の推移及び見込

オ 就労継続支援 A 型

サービスの概要

就労継続支援 A 型とは、企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が身に付いた人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

就労継続支援 A 型の利用者数は、図 40 のとおり減少しています。サービスの利用実績及び人口減少を踏まえるとサービスの見込量も減少が予測されます。しかし、ニーズ調査の結果や一般就労への移行を推進していく上では重要なサービスであることや新規事業所の開設意向を踏まえ、表 12 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

新規指定を検討されている事業所が 1 事業所（20 人）あります。そのほか、自立支援協議会の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 12 就労継続支援 A 型のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	1748	1794	1729	1733	1374	1379	1890	1890	1890
利用者数（人／月）	86	88	83	82	67	66	90	90	90

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

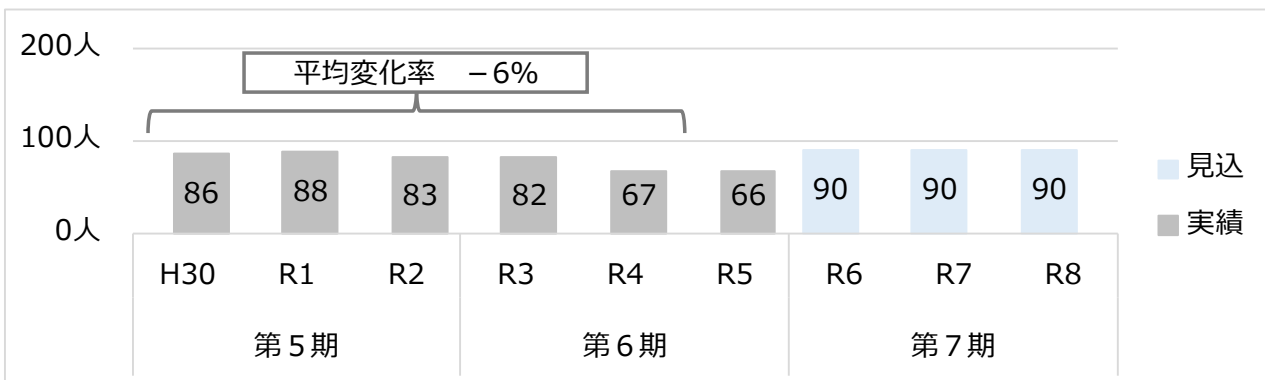


図 40 就労継続支援 A 型利用者数の推移及び見込

カ 就労継続支援 B 型

サービスの概要

就労継続支援 B 型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識及び能力が身に付いた人は、就労継続支援 A 型や一般就労への移行をめざします。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

就労継続支援 B 型の利用者数は、図 41 のとおり増加しています。ニーズ調査の結果や直近 5 年間の利用日数や利用者数の変化率及び新規事業所の開設意向を踏まえ、表 13 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

新規指定等を検討されている事業所が 5 事業所（76 人）あります。そのほか、自立支援協議会の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 13 就労継続支援 B 型のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	4152	4348	4417	4579	4807	4895	5890	6460	7030
利用者数（人／月）	227	237	239	237	258	263	310	340	370

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4－6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

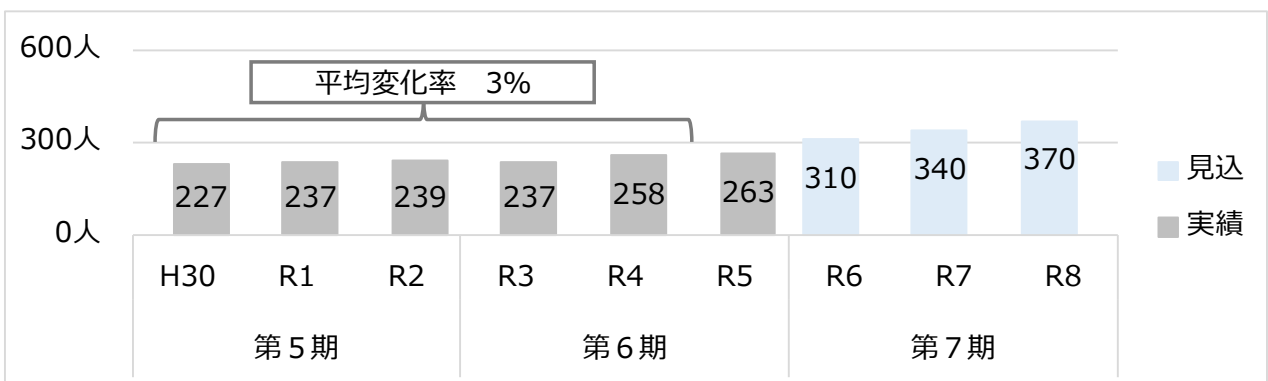


図 41 就労継続支援 B 型利用者数の推移及び見込

キ 就労定着支援

サービスの概要

就労定着支援とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

就労定着支援の利用者数は、図 42 のとおり増加しています。このため、就労定着支援についても、ニーズ調査の結果や直近4年間の利用者数の変化率を踏まえ、表 14 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

障がい者の就労定着に関する支援は雇用施策として展開されている事業もあります。本市の障がい者の就労の現状、支援体制について雇用関係者等とも共有し、地域課題の解決に取り組みます。

表 14 就労定着支援のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人/月）	0	2	6	4	5	5	7	10	12

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

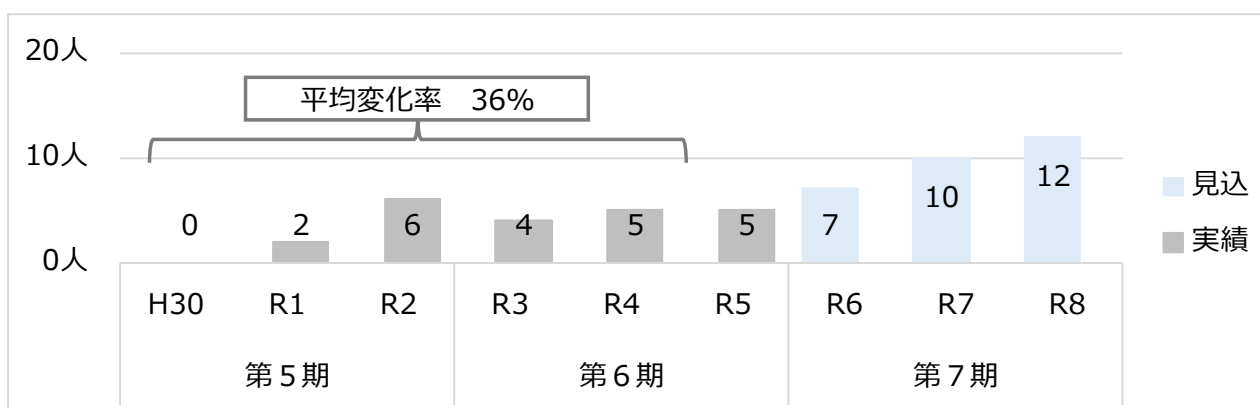


図 42 就労定着支援利用者数の推移及び見込

(4) 居住支援系・施設系サービス

ア 自立生活援助

サービスの概要

自立生活援助とは、居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

自立生活援助は、過去5年間の利用実績はありません。本事業も地域移行を進めていく上では重要なサービスです。市内に指定事業所が1事業所あるため、その利用を見込み、表15のとおりサービス量を見込みます。

表 15 自立生活援助のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	3	5	7

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）



図 43 自立生活援助利用者数の推移及び見込

イ 共同生活援助

サービスの概要

共同生活援助とは、障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

共同生活援助の利用者数は、図 44 のとおり増加傾向を示しています。共同生活援助について、地域移行を推進していく上では重要なサービスであり、令和 5 年度の利用状況と直近 5 年間の利用者数の変化率を踏まえ、表 16 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

新規指定を検討されている事業所もあるため、自立支援協議会居住班等と地域のニーズを共有していきます。

表 16 共同生活援助のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/月)	140	143	145	141	145	153	160	165	170
うち重度障がい者 (人/月)	—	—	—	—	—	—	1	2	3

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

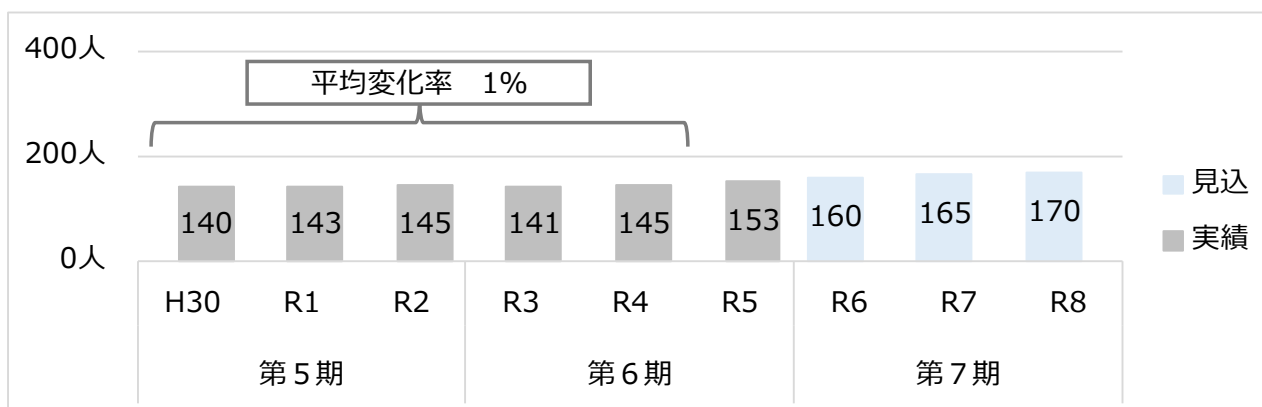


図 44 共同生活援助利用者数の推移及び見込

ウ 施設入所支援

サービスの概要

施設入所支援とは、施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービスです。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がい者の日常生活を一体的に支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

施設入所支援の利用者数は、図 45 のとおり減少しています。施設入所支援については、基本指針で定められた成果目標を踏まえ、表 17 のとおりサービス量を見込みます。

表 17 施設入所支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/月)	328	327	330	325	316	311	307	303	298

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注) 利用者数 (人/月) は、月平均利用人数 (利用者延人数/月数)

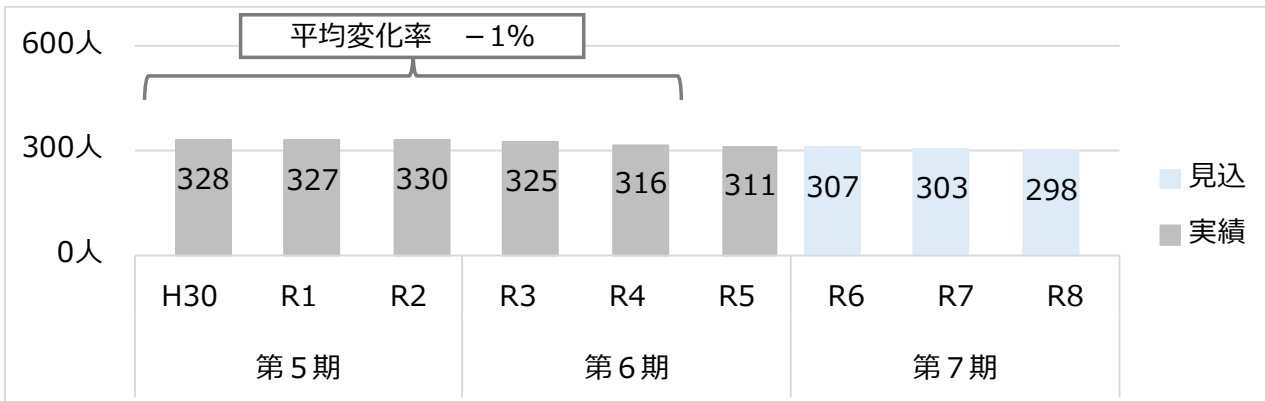


図 45 施設入所支援利用者数の推移及び見込

(5) 相談支援系

ア 計画相談支援

サービスの概要

計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。計画相談支援では、障がい者の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

計画相談支援の利用者数は、図 46 のとおり増加しています。計画相談支援については、直近5年間の利用者数の変化率を踏まえ、表 18 のとおりサービス量を見込みます。

表 18 計画相談支援のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人/月）	161	190	212	219	230	231	273	298	325

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

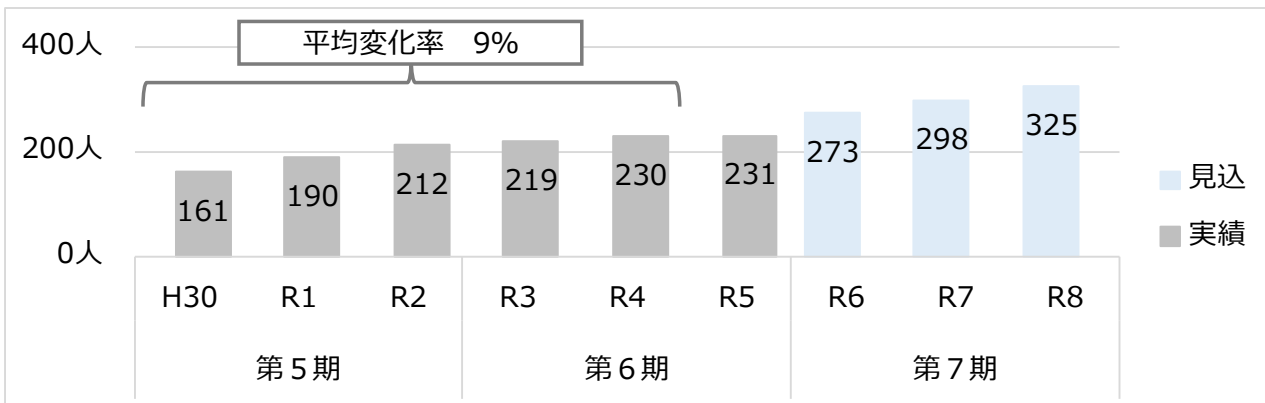


図 46 計画相談支援利用者数の推移及び見込

イ 地域移行支援

サービスの概要

地域移行支援とは、障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービスです。このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がい者の地域生活への円滑な移行をめざします。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

地域移行支援の利用者数は、図 47 のとおり、過去 5 年間の利用実績はありません。先述したとおり、第 7 期計画期間中には入所施設から 7 人、精神科病院から 3 人の地域移行をめざしています。それらを踏まえ、表 19 のとおりサービス量を見込みます。

表 19 地域移行支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	3	3	4

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）



図 47 地域移行支援障がい者数の推移及び見込

ウ 地域定着支援

サービスの概要

地域定着支援とは、単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がい者の地域生活の継続をめざします。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

地域定着支援の利用者数は、図 48 のとおりです。本事業も地域移行を進めていく上では重要なサービスです。よって、地域定着支援については、直近 5 年間の利用者数の変化率を踏まえ、表 20 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

地域相談支援については、地域障がい相談支援センターの管轄地区ごとに 1 箇所は整備することをめざし、地域の関係機関へと働きかけていきます。

表 20 地域定着支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人／月）	7	10	10	9	11	10	14	15	17

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

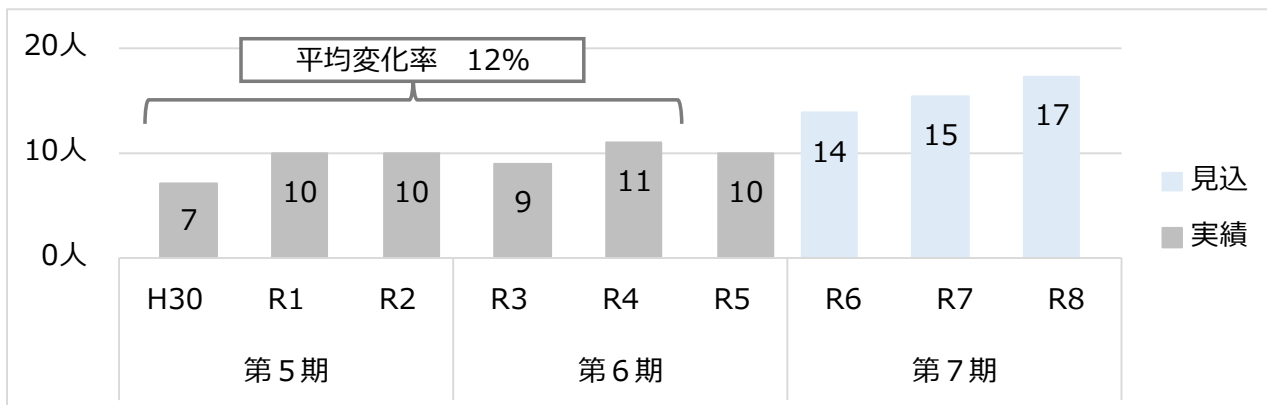


図 48 地域定着支援利用者数の推移及び見込

2 障がい児サービス

(1) 障がい児通所支援

ア 児童発達支援

サービスの概要

児童発達支援とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学児等を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

児童発達支援の利用者数は、図 49 のとおり、増加しています。児童発達支援については、直近5年間の利用日数や利用者数の変化率を踏まえ、表 21 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

児童発達支援センター等の新規指定を検討されている事業所が3事業所(30人)あります。そのほか、自立支援協議会や市療育体制会議の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 21 児童発達支援のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数(人日/月)	189	262	272	396	476	471	645	720	807
利用者数(人/月)	109	121	114	135	171	144	215	240	269

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数(人日/月)は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数(人/月)は、月平均利用人数(利用者延人数/月数)

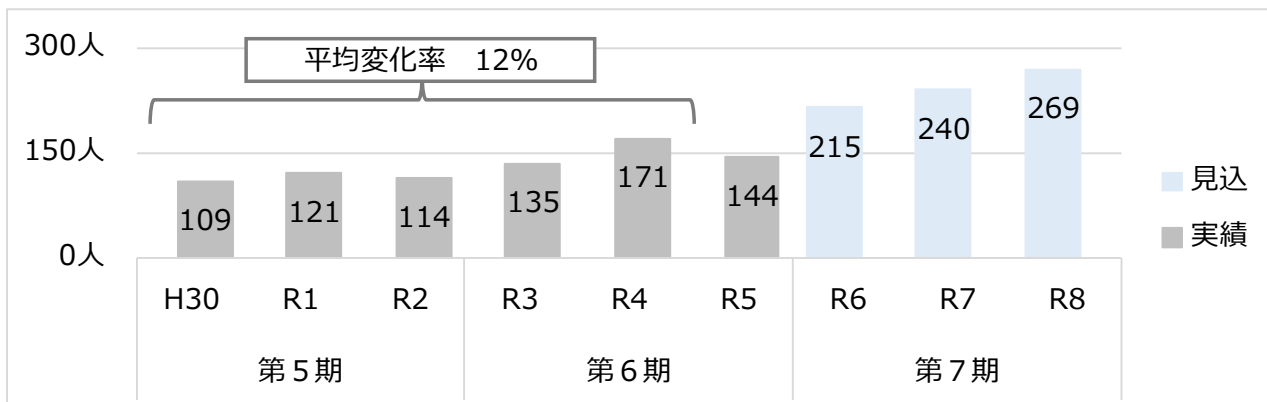


図 49 児童発達支援利用者数の推移及び見込

イ 放課後等デイサービス

サービスの概要

放課後等デイサービスとは、学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と合わせて障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

放課後等デイサービスの利用者数は、図 50 のとおり、増加しています。放課後等デイサービスについては、直近 5 年間の利用日数や利用者数の変化率を踏まえ、表 22 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

新規指定を検討されている事業所が 3 事業所（40 人）あります。そのほか、自立支援協議会や市療育体制会議の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 22 放課後等デイサービスのサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日／月）	1020	1102	1194	1392	1538	1814	2177	2436	2730
利用者数（人／月）	158	180	189	207	248	266	311	348	390

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

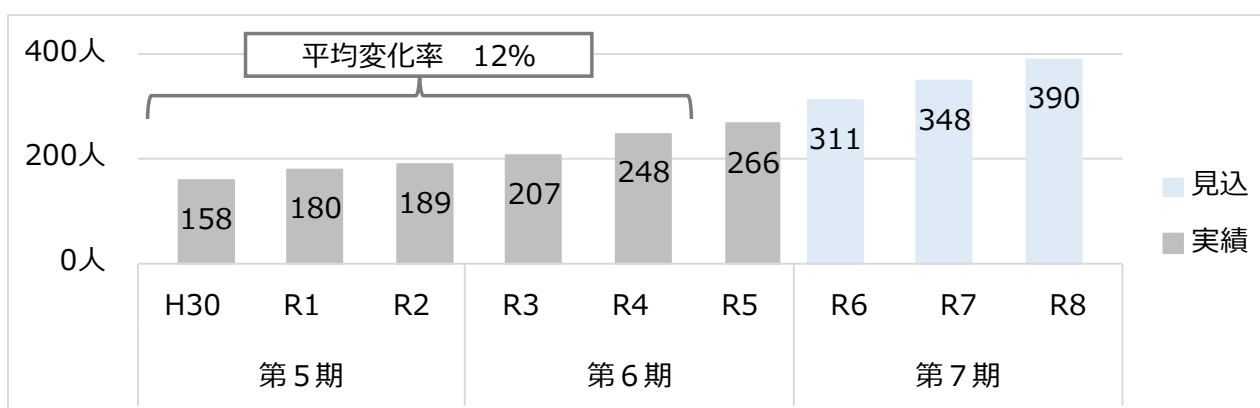


図 50 放課後等デイサービス利用者数の推移及び見込

ウ 保育所等訪問支援

サービスの概要

保育所等訪問支援とは、保育所等の集団生活を営む施設に通う児童や乳児院等の集団生活を営む施設に入所する児童で、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、保育所や学校等を訪問し、他児との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

保育所等訪問支援の利用者数は、図 51 のとおり、大きく増加しています。障がいのある子もない子も共に学ぶ環境を整備していく上では重要なサービスです。保育所等訪問支援については、直近 5 年間の利用日数や利用者数の変化率が非常に大きいため、そのままの変化率では見込まず、ニーズ調査の結果を考慮し、表 23 のとおりサービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

児童発達支援センターの新規指定を検討されている事業所があります。そのほか、自立支援協議会や市療育体制会議の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 23 保育所等訪問支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数 (人日/月)	1	6	16	38	66	73	100	120	140
利用者数 (人/月)	1	4	9	17	36	36	50	60	70

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注) 利用日数 (人日/月) は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数 (人/月) は、月平均利用人数 (利用者延人数/月数)

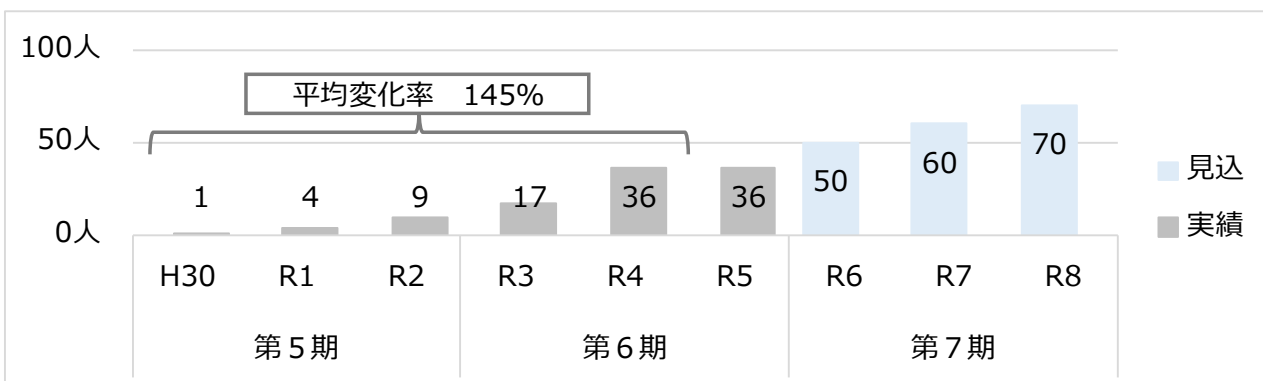


図 51 保育所等訪問支援利用者数の推移及び見込

エ 医療型児童発達支援

サービスの概要

医療型児童発達支援とは、肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

医療型児童発達支援は、市内に指定事業所もなく、過去5年間の利用実績もありません。現状では、新規の指定事業所が立ち上がる見込みもありません。しかし、過去には利用実績があったことを踏まえ、表24のとおりサービス量を見込みます。

表 24 医療型児童発達支援のサービス見込量

年度	第5期実績			第6期実績			第7期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0	5	5	5
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	1	1	1

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用日数（人日/月）は、月平均利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

注）医療型児童発達支援は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、令和6年4月1日より児童発達支援に一元化される予定。改正後の本市の児童発達支援のサービス見込量は、児童発達支援（P70）と医療型児童発達支援（P73）を合算した値とする。

オ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要

居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がいがあって外出が困難な児童が、児童発達支援、放課後等デイサービスと同様のサービスを居宅で受けることができるサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

居宅訪問型児童発達支援は、市内に指定事業所もなく、過去5年間の利用実績もありません。現状では、新規の指定事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス見込量は0人/月とします。

(2) 障がい児相談支援

サービスの概要

障がい児相談支援とは、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援など）を利用する前に計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及びサービスの見込量

障がい児相談支援の利用者数は、図 52 のとおり、増加しています。障がい児通所支援については、すべてのサービスで増加しており、これに付随して障がい児相談支援の利用者数も増加が見込まれます。このため、障がい児相談支援については、表 25 のとおり直近 5 年間の利用者数の変化率を踏まえ、サービス量を見込みます。

見込量の確保等にあたっての対策

障がい児相談支援や児童発達支援センターについて新規指定を検討されている事業所があります。そのほか、自立支援協議会や市療育体制会議の中でも地域のニーズを共有していきます。

表 25 障がい児相談支援のサービス見込量

年度	第 5 期実績			第 6 期実績			第 7 期見込		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人／月）	60	74	81	106	126	137	181	218	261

出典：実績は、国保連支払実績（各年度1年間 令和5年度は4-6月分）

注）利用者数（人/月）は、月平均利用人数（利用者延人数/月数）

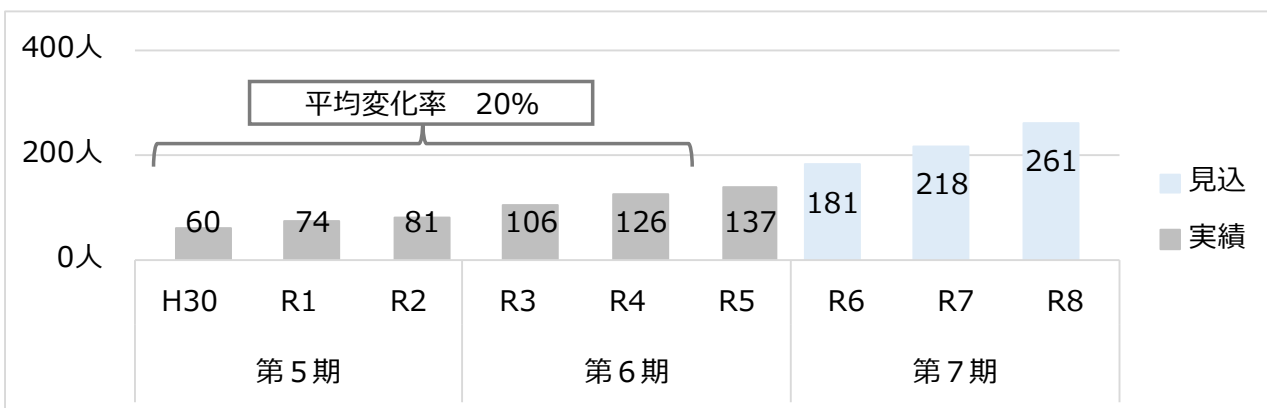


図 52 障がい児相談支援利用者数の推移及び見込

第6 地域生活支援事業

1 市町村必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

実施する事業の内容

理解促進研修・啓発事業とは、障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

本市では、障がい者週間に合わせた啓発イベントや広報、発達障がい等の各種啓発週間に合わせた広報や市立図書館での特設図書コーナーの設置、ヘルプカード等の周知を行っています。また、聴覚障がい者への理解とコミュニケーション手法を学ぶため「市職員を対象とした手話教室」も行っています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

上記の取組みについて内容の見直し等を行いながら継続します。

表 26 理解促進研修・啓発事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延参加者数	2177人	2534人	678人	1800人	1800人	1800人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

現状でも依頼に応じて市民を対象とした研修会等は実施していますが、今後は研修の内容や媒体等の検討に取り組みながら、計画的な研修会の実施等についても検討していきます。

(2) 自発的活動支援事業

実施する事業の内容

自発的活動支援事業とは、障がい者、その家族、住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

本市では、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート活動支援を身体障害者福祉協議会及びダウン症児を育てる家族の会「サニー」に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

上記の取組みについて継続しながら、障がい者等を支援するボランティア活動や新たな当事者及び家族による自発的な活動の二ーズ把握に努め、その活動を支援します。

表 27 自発的活動支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受託団体数	3団体	2団体	2団体	2団体	3団体	3団体

各事業の見込量の確保のための方策

地域障がい相談支援センター等と連携し、既存の団体や新たな団体など、障がいのある人等の自発的活動の二ーズ把握に努めます。

(3) 相談支援事業

実施する事業の内容

相談支援事業とは、障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

本市では、市内4事業所（地域障がい相談支援センター）に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

中立・公平に業務を遂行するため公募を行った上で、4事業所への委託を継続します。

表 28 相談支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実相談者数	237人	361人	76人	400人	400人	400人
延相談件数	1341件	1378件	379件	1500件	1500件	1500件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

地域障がい相談支援センターは、相談支援事業と合わせて基幹相談支援センターの機能を併せもつ機関です。センターの周知の効果もあり各種相談がセンターに寄せられるようになり、地域の総合相談窓口として機能し始めています。相談支援事業と基幹相談支援センターの双方の機能が十分果たせるようにセンターの体制についても検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

実施する事業の内容

成年後見制度利用支援事業とは、障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部を補助する事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 29 成年後見制度利用支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
申立申請件数	1件	2件	0件	3件	3件	3件
報酬助成件数	1件	2件	0件	3件	3件	3件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

成年後見制度の中核機関である「あまくさ成年後見センター」を中心に、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

実施する事業の内容

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

本市では、成年後見制度の中核機関である「あまくさ成年後見センター」に委託して実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

あまくさ成年後見センターへの委託を継続します。

表 30 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
体制整備等研修	1回	3回	0回	1回	1回	1回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

成年後見制度の中核機関であるあまくさ成年後見センターを中心に、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

実施する事業の内容

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う事業です。

本市では、一般社団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

一般社団法人熊本県ろう者福祉協会への委託を継続します。

表 31 意思疎通支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	8人	11人	6人	10人	15人	20人
延利用回数	77回	66回	22回	160回	170回	180回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

令和3～4年度は、コロナ禍により外出機会が減少したために利用件数が減少したと推測されます。聴覚障がい者への本制度（遠隔手話通訳サービスを含む）の周知について委託先と連携のもと取り組んでいきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

実施する事業の内容

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

本市では、一般社団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

一般社団法人熊本県ろう者福祉協会への委託を継続します。

表 32 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成者数	12人	8人	11人	10人	10人	10人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は6月時点の受講者数。

各事業の見込量の確保のための方策

理解促進研修・啓発事業で実施する手話教室で、手話への関心を高めるとともに、継続的な学習の場として本研修を紹介していきます。委託先と連携のもと、本研修の周知に取り組んでいきます。

(8) 日常生活用具給付等事業

実施する事業の内容

日常生活用具給付等事業とは、重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 33 日常生活用具給付事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	204人	235人	164人	250人	250人	250人
延利用者数	607人	678人	261人	700人	700人	700人
給付決定件数	1885件	2009件	648件	2400件	2400件	2400件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

ガイドブック等を通じた本制度の周知を継続するとともに、地域障がい相談支援センターと医療機関との連携会議の中で本制度について改めて周知を行います。

(9) 移動支援事業

実施する事業の内容

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う事業です。

本市では市内8事業所及び市外3事業所に委託し実施しています。通学支援も行っています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の市内8事業所及び市外3事業所への委託を継続します。

表 34 移動支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	100人	90人	72人	100人	100人	100人
延利用回数	16643回	13667回	3206回	16000回	16000回	16000回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい者の社会参加を実現していく上で、本市では障がい者の移動が大きな課題です。自立支援協議会において障がい者の移動に関するニーズ把握に取り組みます。その上で必要な対策を検討していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

実施する事業の内容

地域活動支援センターとは、障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う場です。本事業は、地域活動支援センターの機能を強化するための事業です。

本市では、2事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の2事業所への委託を継続します。

表 35 地域活動支援センター事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	61人	57人	35人	50人	50人	50人
延利用者数	5652人	4700人	782人	4000人	4000人	4000人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい福祉サービスが充実してきた中で、地域活動支援センターの役割について再考しながら必要な体制整備を進めていきます。

2 市町村任意事業

(1) 訪問入浴サービス

実施する事業の内容

訪問入浴サービスとは、介護職員等が居宅に浴槽を持参して行う入浴サービスです。

本市では、1事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の1事業所への委託を継続します。

表 36 訪問入浴サービスの見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	2人	2人	1人	1人	1人	1人
延利用回数	141回	46回	13回	50回	50回	50回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

利用者数は表 36 のとおり非常に少ないのが現状です。本事業は在宅の重度障がい者を主な対象とするサービスです。近年重度訪問介護の利用者数が増加するなど、重度障がい者が在宅で暮らすことを選択できるケースが増加しています。また、一方で生活介護等の障がい福祉サービスを利用し入浴支援を受けるケースも多いのが現状です。重度障がい者等のニーズを把握しながら事業の継続の有無について検討していきます。

(2) 日中一時支援

実施する事業の内容

日中一時支援とは、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。

本市では市内9事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の9事業所への委託を継続します。

表 37 日中一時支援の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	57人	43人	44人	60人	60人	60人
延利用回数	2607回	2365回	631回	2500回	2500回	2500回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい児の預かりの場が不足しているとの声があります。障がい児等の日中の居場所に関するニーズ把握を行いながら必要な体制整備に努めていきます。

(3) 地域移行のための安心生活支援

実施する事業の内容

地域移行のための安心生活支援とは、障がい者が地域で安心して暮らしていけるように、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備し、障がいがあっても自らが選んだ地域で暮らしていけるよう支援する事業です。

本市では、緊急一時的な宿泊や地域でのひとり暮らしに向けた体験的宿泊を提供するため居室確保事業を2事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の2事業所への委託を継続します。

表 38 地域移行のための安心生活支援の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	13人	5人	2人	10人	10人	10人
延利用回数	257回	114回	3回	200回	200回	200回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

本事業は、地域移行を進めていく上では重要な事業です。地域移行の推進と合わせて、本事業に関するニーズを把握し、必要な体制整備に努めていきます。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成

実施する事業の内容

自動車運転免許取得・改造助成とは、障がい者に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 39 自動車運転免許取得・改造助成の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
免許取得助成	4人	3人	0人	3人	3人	3人
改造助成	2人	0人	1人	2人	2人	2人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

令和5年度から天草支援学校の生徒及び保護者を対象に、卒業後を見据え、利用できる障がい福祉制度の説明会を学校と連携し開催しています。本説明会を継続し、就職等で社会に出ていく学生に対して積極的な周知を図っていきます。

第7 計画の推進体制

(1) 計画の周知

市民や関係団体、サービス提供事業所等へ、ホームページのほか、自立支援協議会をはじめとする各種会議体や地域の会合等の機会を捉え、本計画の周知を図ります。

(2) 計画の推進

本計画の推進に当たっては、市民や関係団体、サービス提供事業所など、様々な主体と協働・連携を図り、効果的・効率的な施策の推進をめざします。

また、庁内においては、保健、医療、福祉等の施策を担う部署のみでなく、生活全般に関わる多数の部署と連携しながら、共生社会の実現をめざしていきます。

(3) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、「天草市地域福祉計画等策定審議会」にて行います。毎年、各施策の点検・評価を行いながら、次年度の取組みや次期計画へ反映していきます。

1 ニーズ調査

(1) 子ども発達支援や福祉サービス等に関するニーズ調査

調査目的 子どもの発達支援や福祉サービス等に関する潜在的なニーズ等を把握し、今後の障がい児施策の推進を図ること

調査対象 令和5年7月1日現在、天草市に住所を有する者のうち、以下の者 計 559 人

- ・未就学児：児童発達支援支給決定児
- ・就学児：特別支援学校在籍児、特別支援学級在籍児、通級指導教室利用児、放課後等デイサービス支給決定児

有効回答 (有効回答率) 198 人 (35.4%)

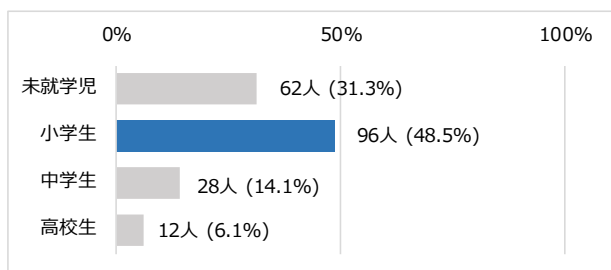
調査期間 令和5年7月18日 ~ 令和5年7月31日

調査方法 郵送又は学校を通じて調査依頼分を配布
URL 又は QR コードからアンケートシステムにて回答

調査結果

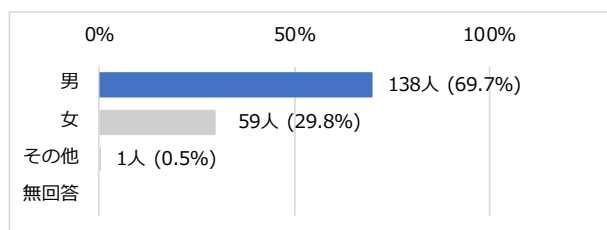
ア 調査対象者について

(ア) 年齢 (n = 198)



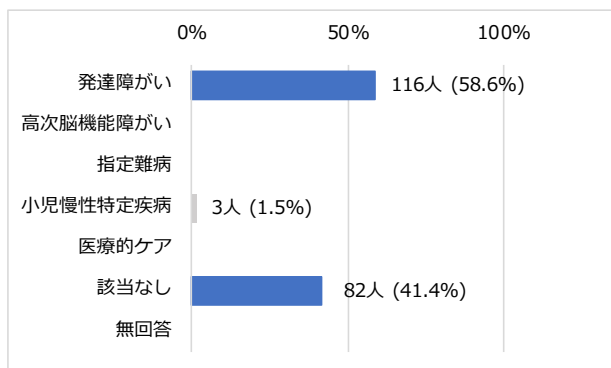
「小学生」が最も多く、48.5%でした。

(イ) 性別 (n = 198)



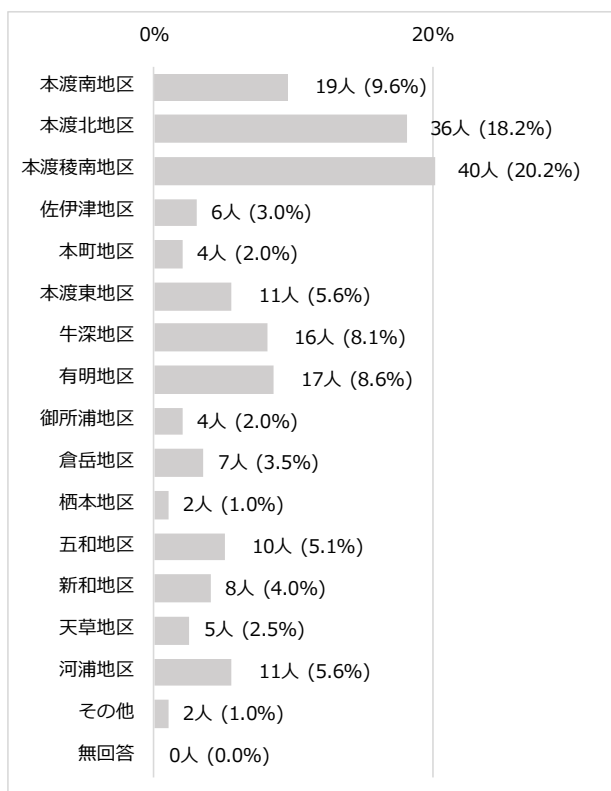
「男」が 69.7%で、「女」の約 2.3 倍でした。

(ウ) お子さんの状態 (n = 198)



「発達障がいの診断を受けている」が 58.6%と最も多く、次に「該当するものがない」が 41.4%でした。

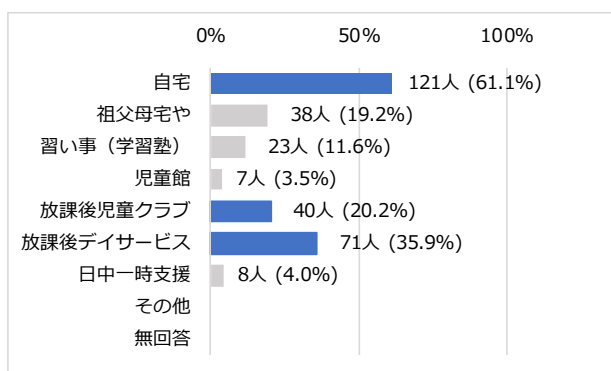
(工) お住まいの地域 (n = 198)



回答者の多い順に、「本渡稜南地域」20.2%、「本渡北地区」18.2%、「本渡南」9.6%でした。

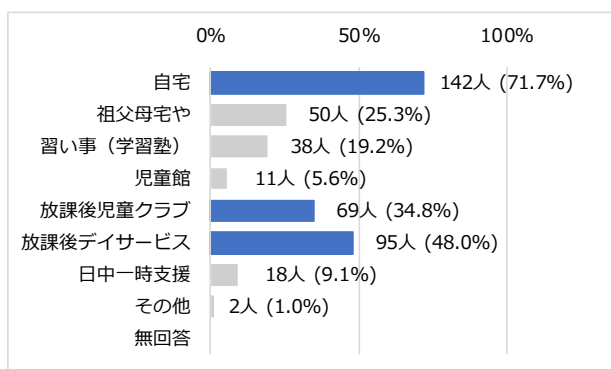
イ 放課後・長期休暇中の居場所について

(ア) 放課後（平日）や長期休暇中の居場所 (n = 198) 複数回答可



「自宅」が61.1%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」35.9%、「放課後児童クラブ」20.2%でした。

(イ) 放課後（平日）や長期休暇中の居場所に関する今後の希望 (n = 198) 複数回答可

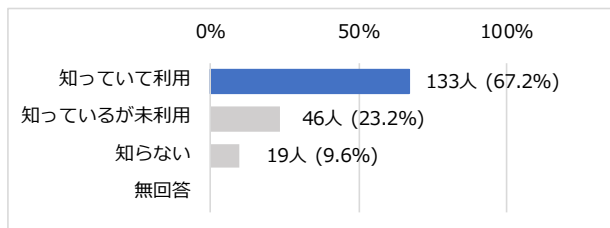


「自宅」が71.1%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」48.0%、「放課後児童クラブ」34.8%でした。

現状（イ（ア））よりも自宅、放課後等デイサービス、放課後児童クラブで過ごさせたいとの希望が多くなっています。

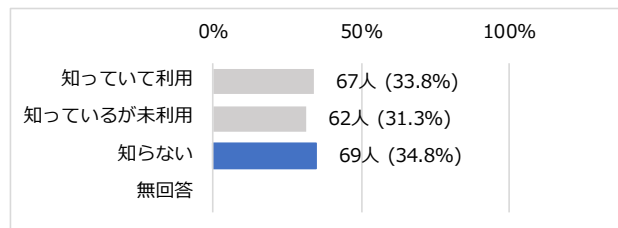
ウ 相談先や情報の取得について

(ア) 保健センター (n = 198)



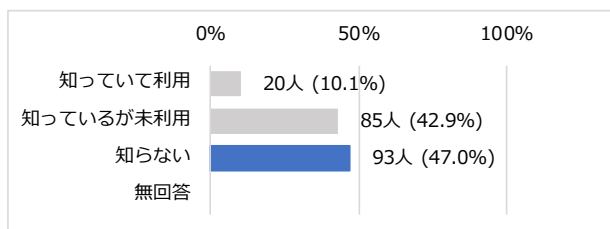
「知っているが未利用」の人が23.2%で最も多かったです。

(イ) 天草地域療育センター (n = 198)



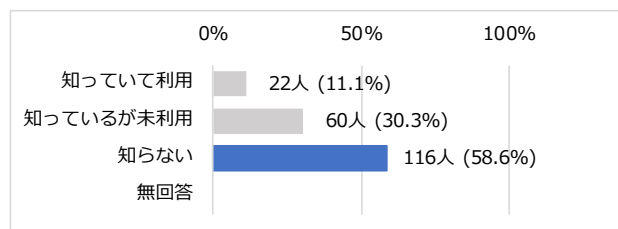
「知らない」人が最も多く34.8%でしたが、「知っているが未利用」「無回答」の回答はほぼ同数でした。

(ウ) 熊本県南部発達障がい者支援センター わろつ (n = 198)



「知らない」が47.7%と最も多く、次いで「知っているが未利用」が42.9%でした。

(エ) 地域障がい相談支援センター (n = 198)

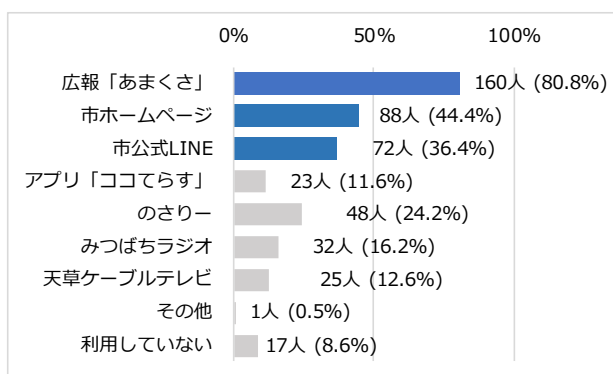


「知らない」が58.6%と最も多かったです。

(オ) その他 (自由記載)

- ・ 苓北の発達外来 (天草慈恵病院)
- ・ くまのご園
- ・ 熊本県こども総合療育センター
- ・ 熊本県ひばり園
- ・ その他 (市外の医療機関や専門施設) の利用が確認できました。

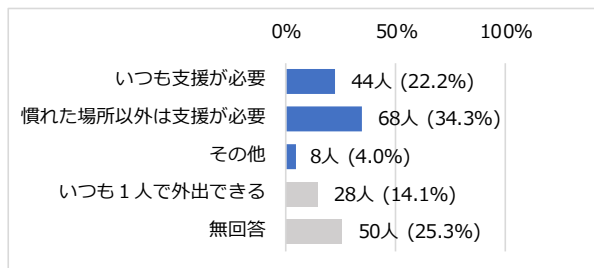
(カ) 利用している情報取得ツール (n = 198) 複数回答可



利用している情報取得ツールは、「広報『あまくさ』」が最も多く、80.8%でした。次に、「市ホームページ」が44.4%、「市公式LINE」が36.4%でした。

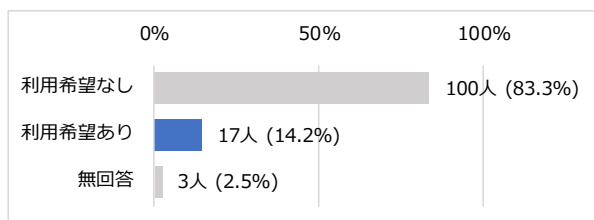
エ 外出について

(ア) 外出時の支援 (n = 198)

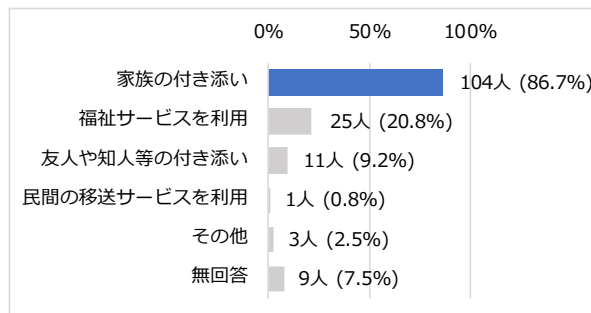


「外出に支援が必要な人」は60.5%でした。

(ウ) 福祉サービス等の利用希望 (n = 120)



(イ) 外出する際の手段 (n = 120) 複数回答可

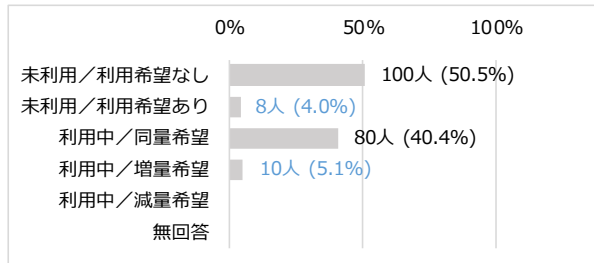


「家族の付き添い」が最も多く86.7%でした。

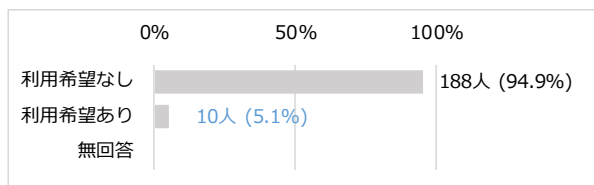
「利用希望あり」が14.2%でした。

オ 障がい児通所支援について

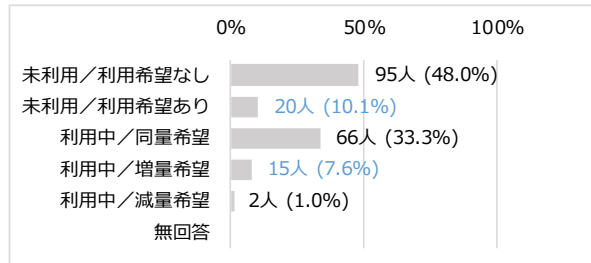
(ア) 児童発達支援 (n = 198)



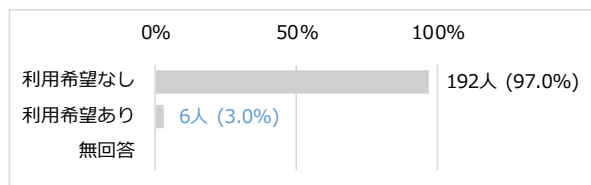
(ウ) 医療型児童発達支援 (n = 198)



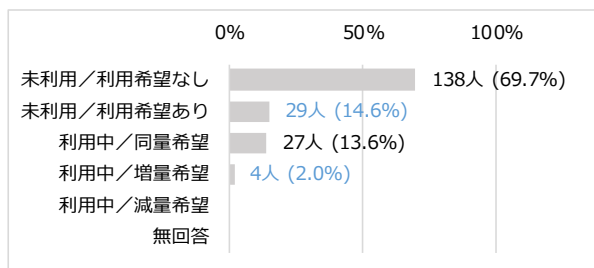
(イ) 放課後等デイサービス (n = 198)



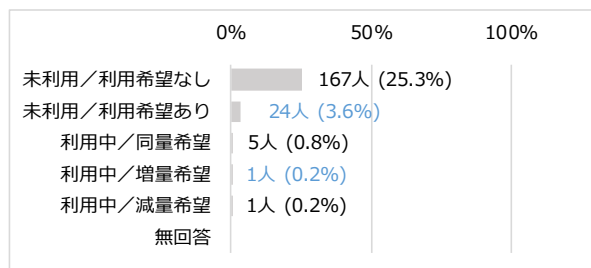
(工) 居宅訪問型児童発達支援 (n = 198)



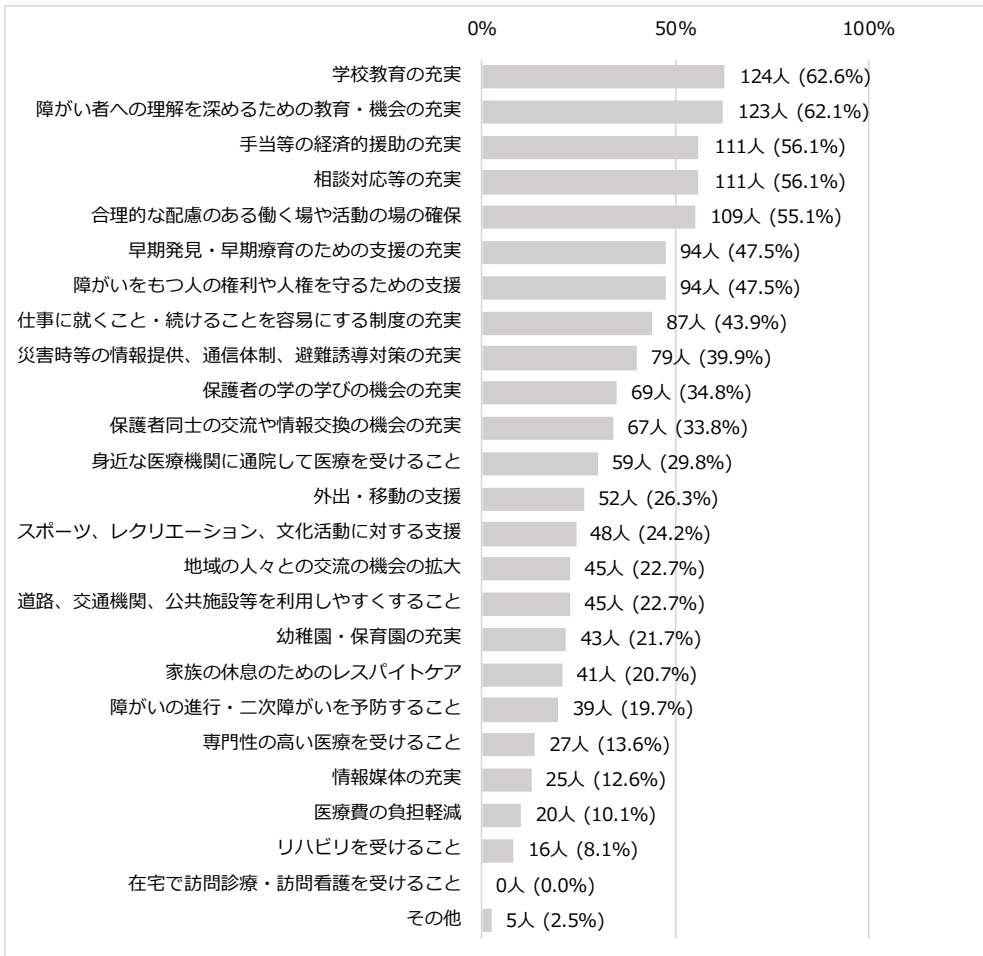
(オ) 保育所等訪問支援 (n = 198)



(カ) 短期入所



カ 必要な対策について（n = 198）複数回答可



最も多かったのは「学校教育の充実」で 62.6%でした。次に多かったのは「障がい者への理解を深めるための教育・機会の充実」の 62.1%でした。

(2) 福祉サービス等に関するニーズ調査

調査目的 障がい福祉サービスに関する潜在的なニーズ把握及び成果目標の設定や対策検討のための基礎資料を得て、今後の障がい福祉施策の推進を図ること

調査対象 令和5年7月1日現在、天草市に住所を有する者のうち、以下の者 計 1,578 人
・障がい者手帳所持者又は障がい福祉サービス利用者

有効回答 (有効回答率) 660 人 (41.8%)

調査期間 令和5年7月12日 ~ 令和5年7月31日

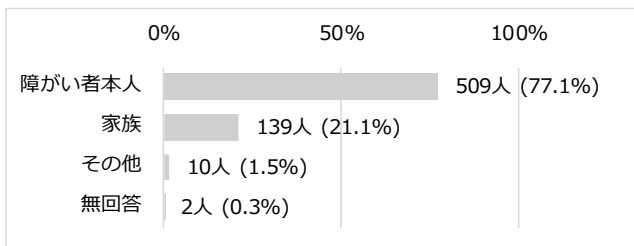
調査方法 郵送にて調査票を配布

郵送又は URL 又は QR コードからアンケートシステムにて回答

調査結果

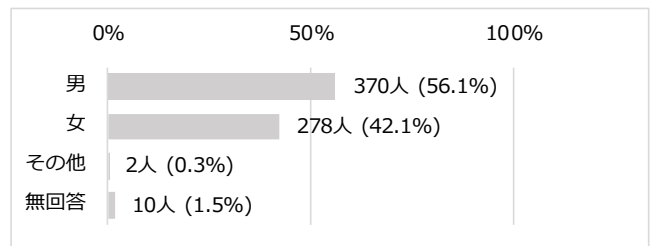
ア 調査対象者について

(ア) 調査回答者 (n = 660)



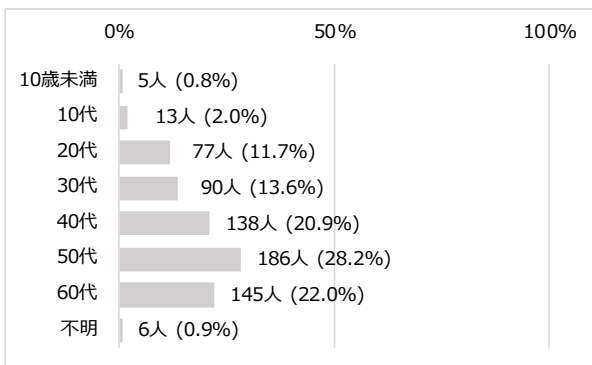
77.1%が「障がい者本人」でした。

(イ) 性別 (n = 660)



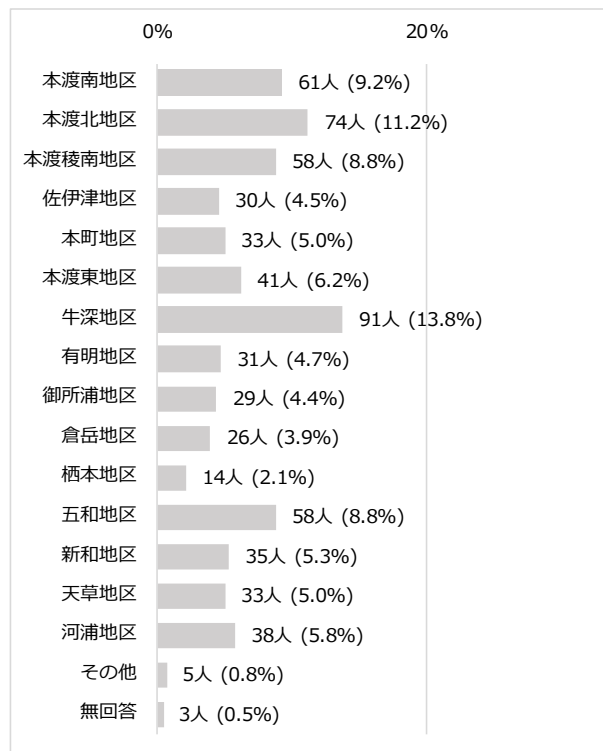
「女性」より「男性」の方がやや多い状況でした。

(ウ) 年齢 (n = 660)



「50代」が最も多く 28.2%でした。

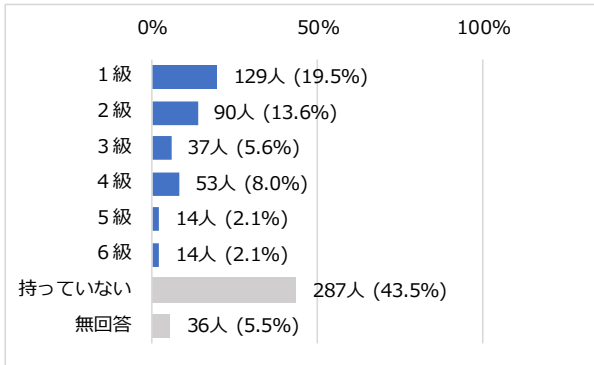
(エ) 居住地 (n = 660)



「牛深地区が」13.8%と最も多く、次いで「本渡北地区」の11.2%でした。

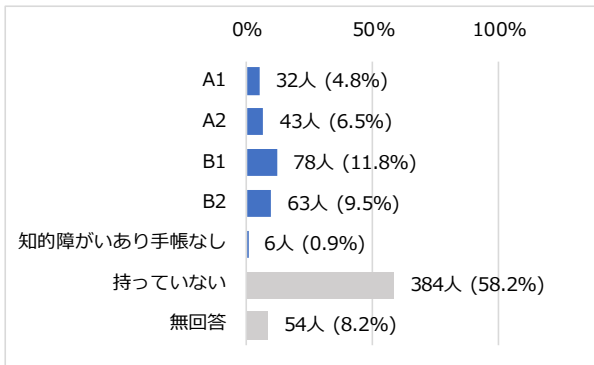
(オ) 身体障がい者手帳

【等級】 (n = 660)



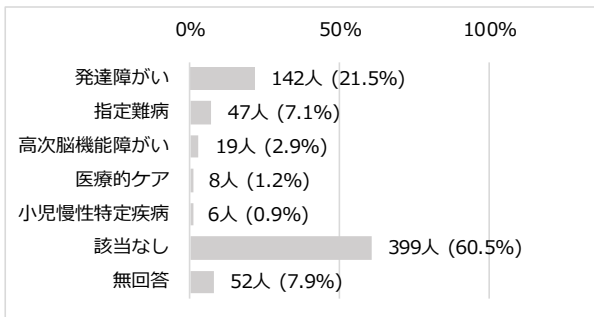
「身体障がい者手帳所持者」は50.9%でした。

(カ) 療育手帳 (n = 660)



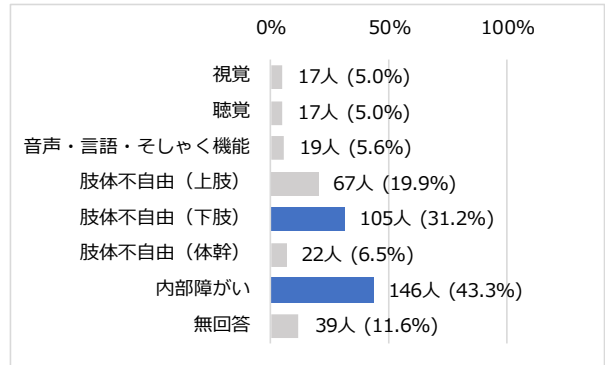
「知的障がいあり」は33.5%で、うち「療育手帳所持者」は32.6%でした。

(ク) 診断の有無等 (n = 660) 複数回答可



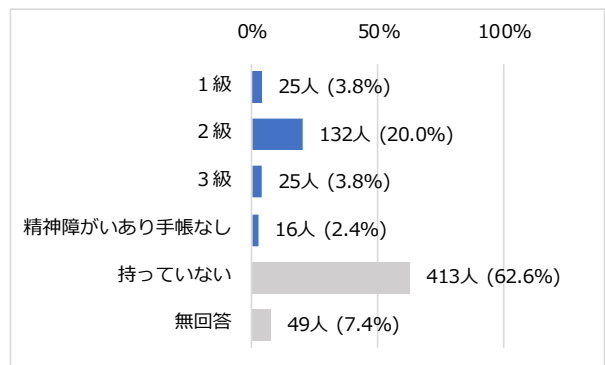
「発達障がい」が最も多く21.5%、次いで「指定難病」が7.1%でした。

【種別】 (n = 337) 複数回答可



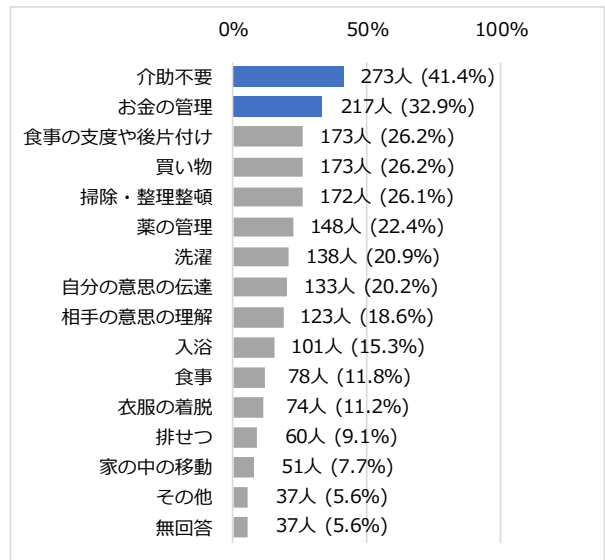
「内部障がい」が43.3%と最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」が31.2%でした。

(キ) 精神障がい者保健福祉手帳 (n = 660)



「精神障がいあり」は30.0%で、うち「精神障がい者保健福祉手帳所持者」は27.6%でした。

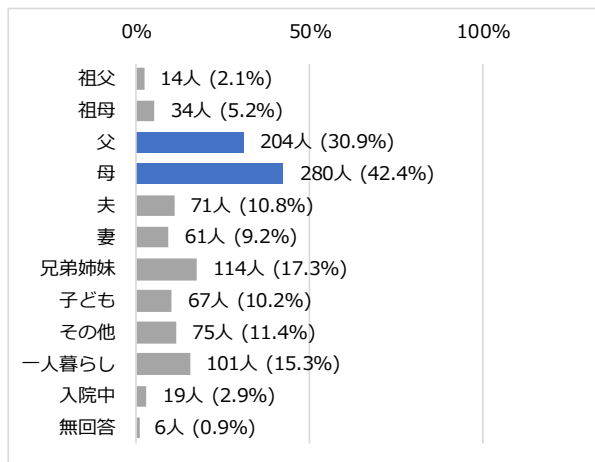
(ケ) 必要な介助 (n = 660) 複数回答可



「介助不要」が41.4%と最も多く、次いで「お金の管理」が32.9%でした。

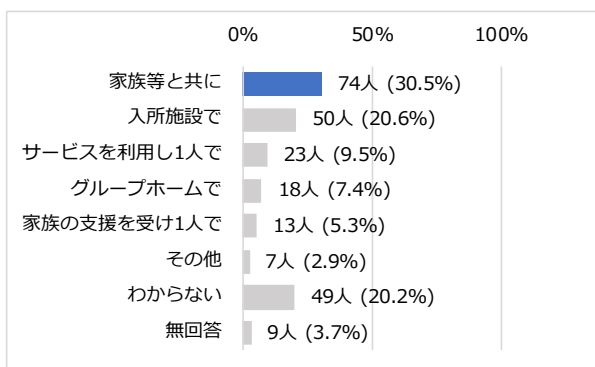
イ 家族について

(ア) 同居家族 (n = 660) 複数回答可



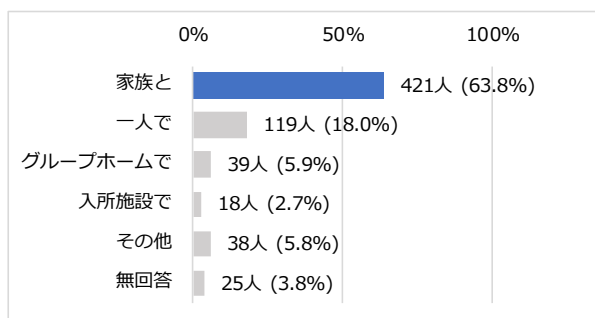
「母」が最も多く 42.4%、次いで「父」が 30.9% でした。

(ウ) 主介護者不在の対応 (n = 243)

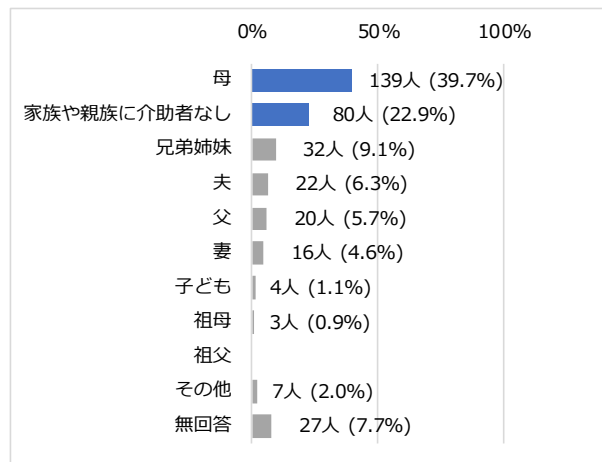


ウ 日常生活について

(ア) 今後3年間の暮らし (n = 660)



(イ) 主介護者 (n = 350)

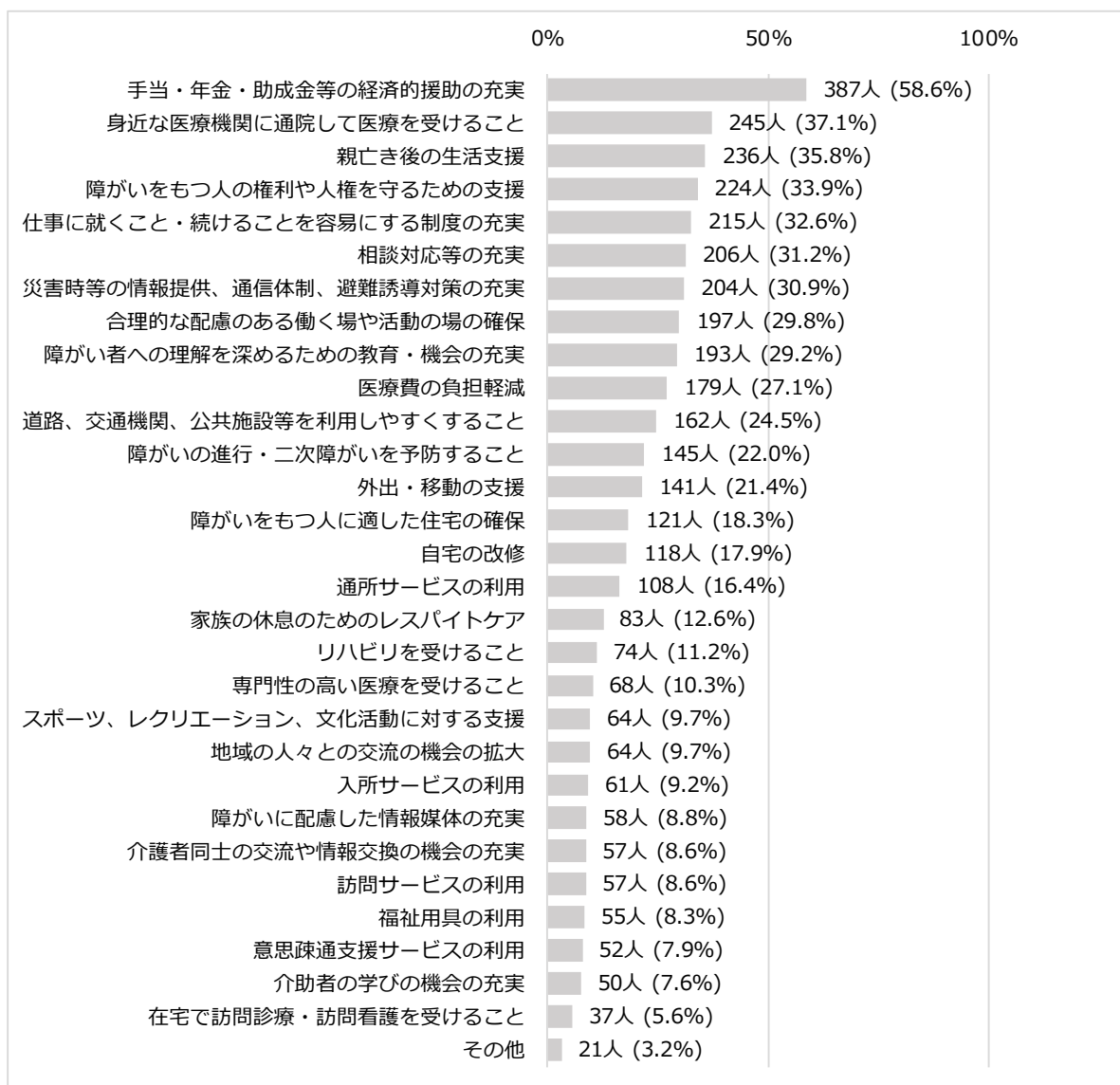


「母」が最も多く 39.7% でした。次いで「家族や親族に介助者なし」が 22.9% でした。

主介護者が何らかの理由で介護できなくなった場合の暮らし方については、「家族等と共に」が最も多く 30.5% でした。次に多かったのは「入所施設で」の 20.6% でした。

今後3年間の暮らし方については、「家族と」暮らしが 63.8% と最も多く、次いで多かったのは「1人で」暮らすの 18.0% でした。

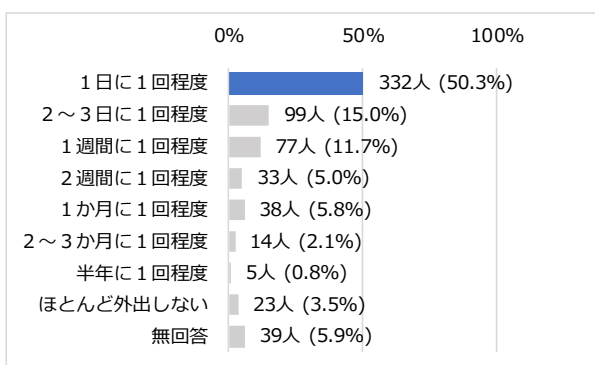
(イ) 必要な対策について (n = 660) 複数回答可



最も多かったのは「手当・年金・助成金等の経済的な援助の充実」で 58.6%でした。次いで多かったのは「身近な医療機関に通院して医療を受けること」の 37.1%でした。

エ 外出について

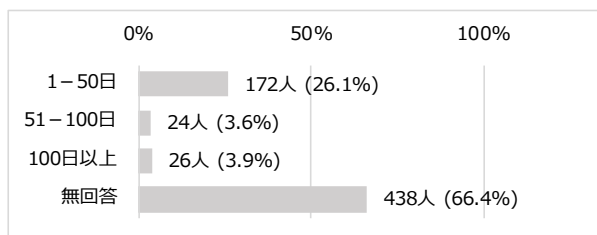
(ア) 外出頻度について (n = 660)



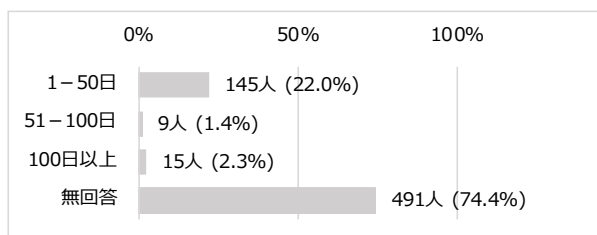
「1日に1回程度」外出する人が 50.3%でした。

(イ) 余暇活動等による外出頻度

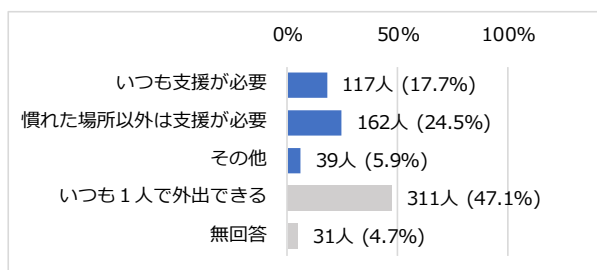
【趣味や遊び】 (n = 660)



【友人との交流】 (n = 660)

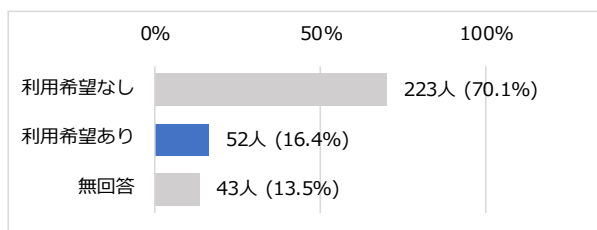


(ウ) 外出時の支援 (n = 660)



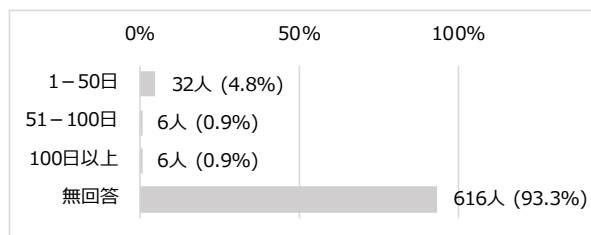
「外出に支援が必要な人」は48.1%でした。

(オ) 外出時のサービス利用希望 (n = 318)



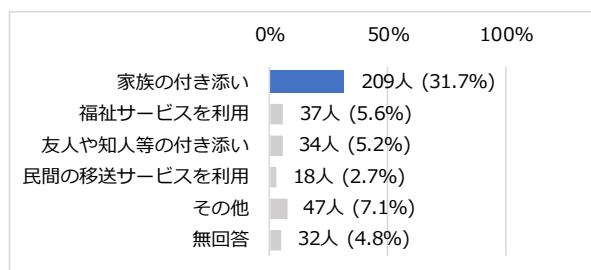
「利用希望あり」が16.4%でした。

【スポーツ】 (n = 660)



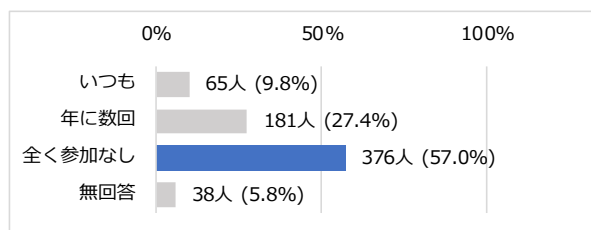
無回答の中には標記の目的での外出が0日の人も含まれます。

(エ) 外出手段 (n = 318) 複数回答可



「家族の付き添い」が最も多く31.7%でした。

(カ) 地区のイベントへの参加状況 (n = 660)

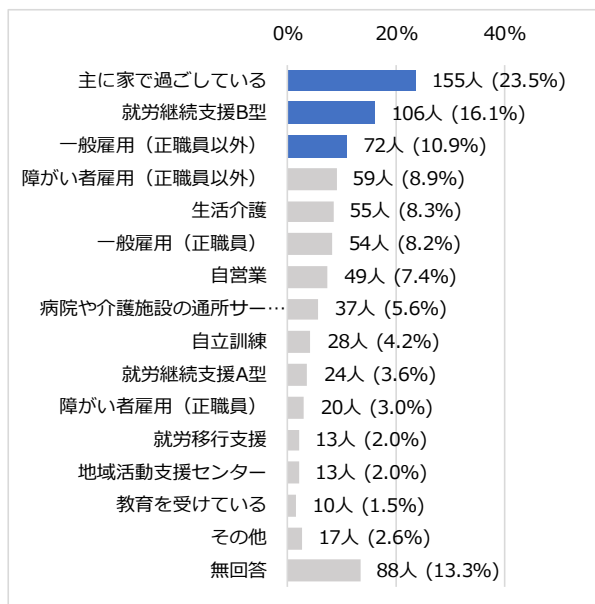


「全く参加なし」が最も多く57.0%でした。

オ 日中活動について

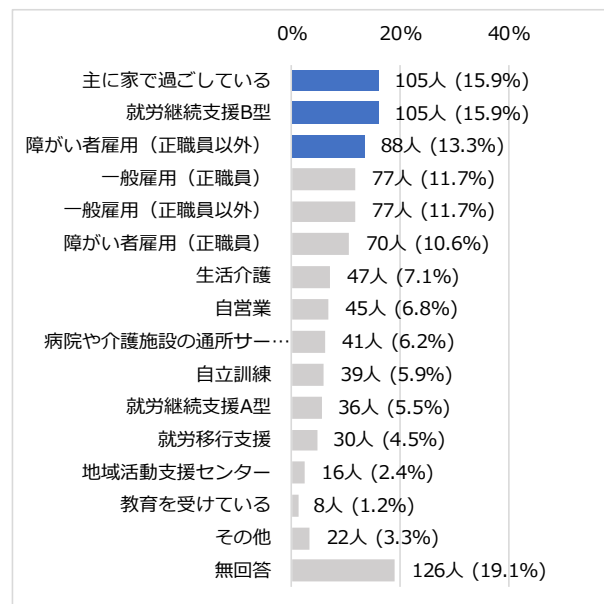
(ア) 平日の日中の過ごし方

【現状】 (n = 660) 複数回答可



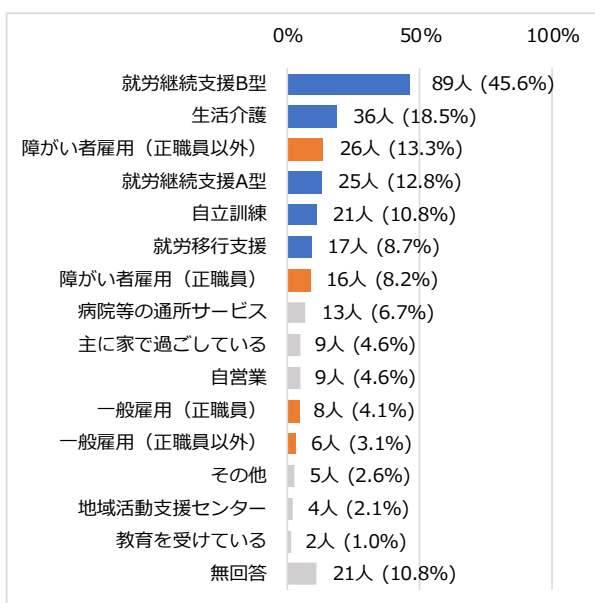
現状としては「主に家で過ごしている」人が23.5%と最も多く、次いで「就労継続支援 B 型」が16.1%、「一般雇用 (正職員以外)」が10.9%となっています。

【今後】 (n = 660) 複数回答可



今後の希望としては、「主に家で過ごす」と「就労継続支援 B 型」が15.9%と最も多く、次いで「障がい者雇用 (正職員以外)」が13.3%となっています。

【障がい福祉サービス利用者の今後】 (n = 195) 複数回答可

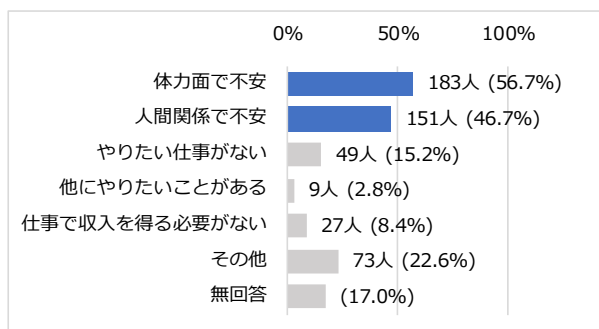


現在、障がい福祉サービス (生活介護、自立訓練、就労継続支援 A・B 型及び就労移行支援事業所) を利用している 195 名の今後の平日の日中の過ごし方の希望としては、就労継続支援 B 型が45.6%と最も多い状況でした。

現状どおり障がい福祉サービスを継続して利用することを希望している人が延べ 188 人に対し、一般就労を希望している人が延べ 56 人でした。一般就労では、一般雇用ではなく、障がい者雇用を希望している人の方が多い状況でした。

(イ) 一般就労を希望しない理由 (n = 323)

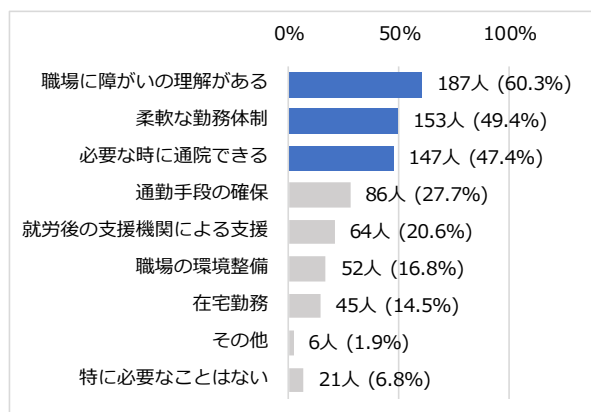
複数回答可



「体力面で不安」が56.7%と最も多く、次いで「人間関係で不安」が46.7%でした。

(ウ) 一般就労し続けるための環境 (n = 310)

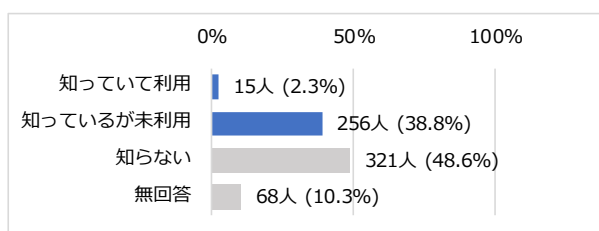
複数回答可



「職場に障がいの理解がある」が60.3%と最も多く、次いで「柔軟な勤務体制」が49.4%、「必要な時に通院できる」が47.4%でした。

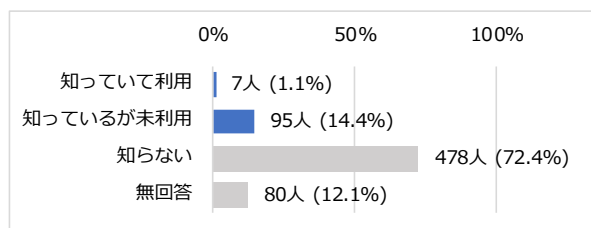
カ 権利擁護について

(ア) 成年後見制度 (n = 660)



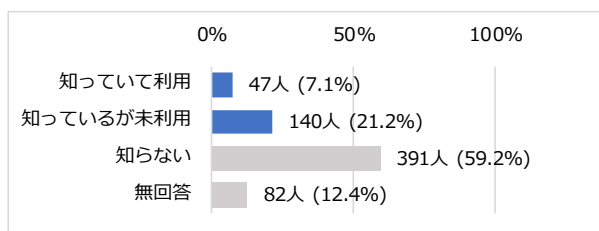
制度を「知っている人」が41.1%、うち「利用したことがある人」が2.3%でした。

(イ) あまくさ成年後見センター (n = 660)



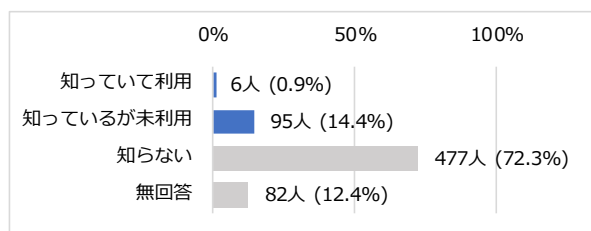
センターを「知っている人」が15.5%、うち「利用したことがある人」が1.1%でした。

(ウ) 身体・知的障がい者相談員 (n = 660)



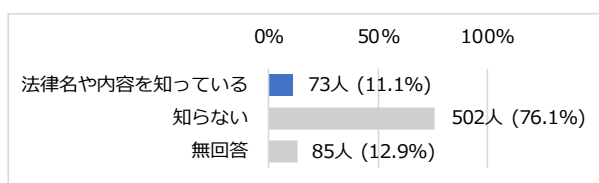
相談員を「知っている人」が28.3%、うち「利用したことがある人」が7.1%でした。

(エ) 市障がい者虐待防止センター (n = 660)



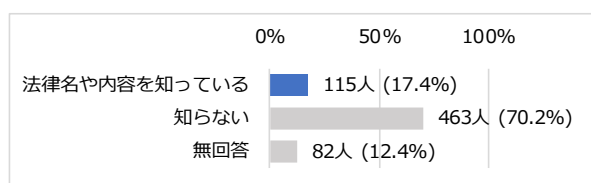
センターを「知っている人」が15.3%、うち「利用したことがある人」が0.9%でした。

(オ) 障害者差別解消法 (n = 660)



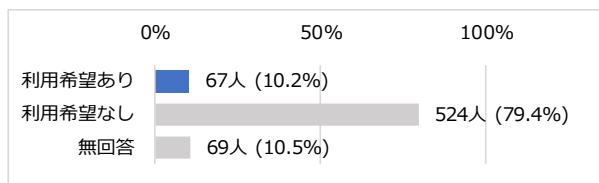
法律名や内容を「知っている人」は11.1%でした。

(カ) 障害者虐待防止法 (n = 660)



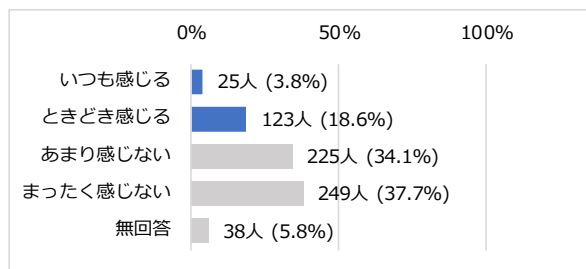
法律名や内容を「知っている人」は17.4%でした。

(キ) 成年後見制度の利用希望 (n = 660)



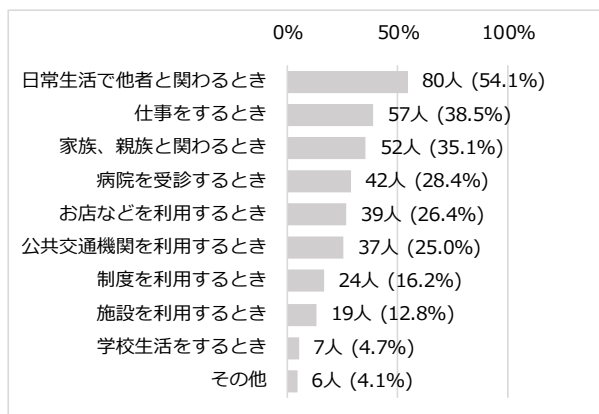
「利用希望あり」が10.2%でした。

(ク) 差別について (n = 660)



「差別を感じている人」は22.4%でした。

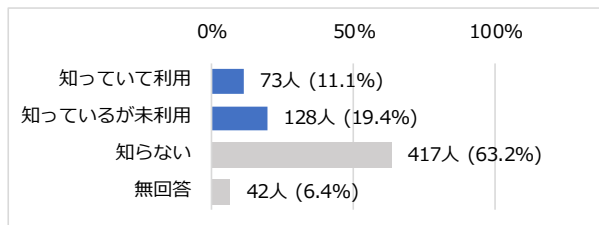
(ケ) 差別等を受けていると感じるとき (n = 148) 複数回答可



「日常生活で他者と関わる時」が54.1%で最も多い状況でした。

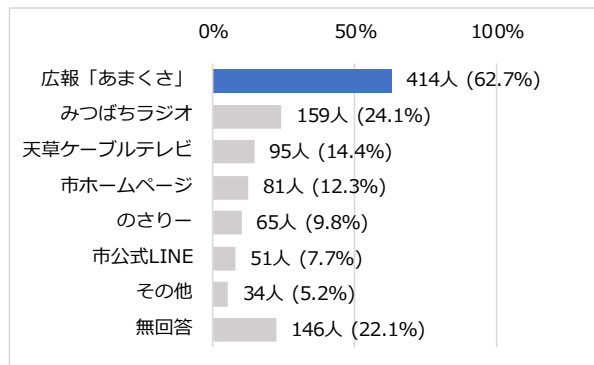
キ 相談先や情報の取得について

(ア) 地域障がい相談支援センター (n = 660)



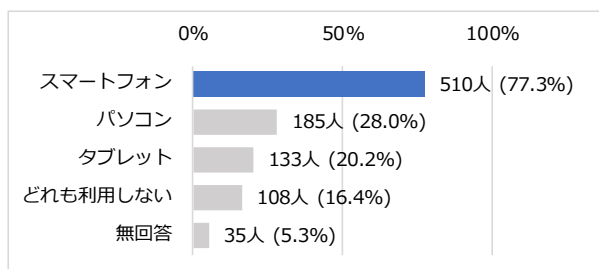
センターを「知っている人」が30.5%、うち「利用したことがある人」が11.1%でした。

(イ) 情報発信手段 (n = 660) 複数回答可



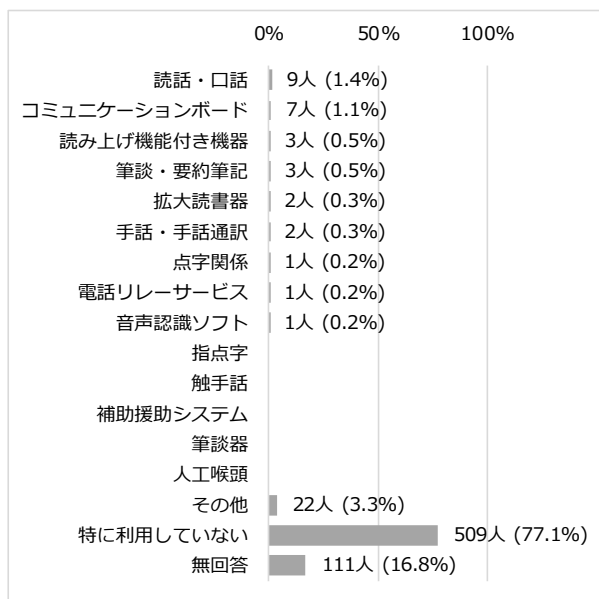
市からの情報発信手段として利用しているものでは、広報「あまくさ」が最も多く62.7%でした。

(ウ) 利用している電子機器 (n = 660) 複数回答可



障がい者本人またはご家族で「スマートフォン」を利用している人は77.3%でした。

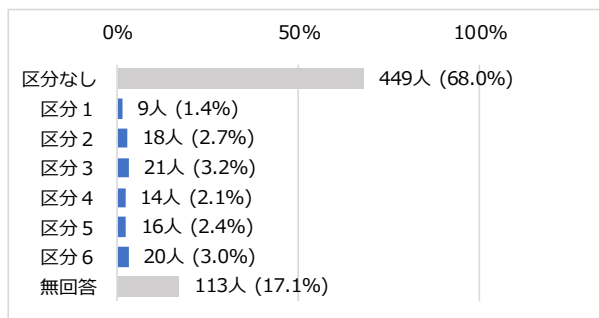
(エ) 意思疎通のための手段や機器等 (n = 660) 複数回答可



意思疎通のために利用している手段や機器では、「読話・講話」が1.4%、次いで「コミュニケーションボード」が1.1%の順でした。その他の中には「スマートフォン」という回答も多かったです。

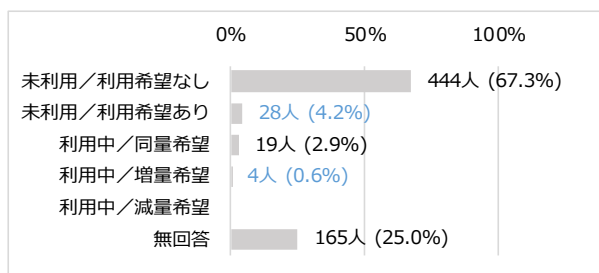
ク 障がい福祉サービスについて

(ア) 障がい支援区分の内訳 (n = 660)

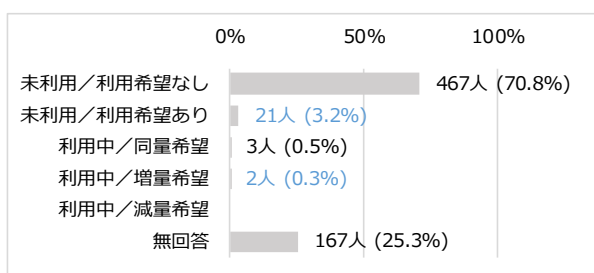


「区分のある人」が14.8%でした。

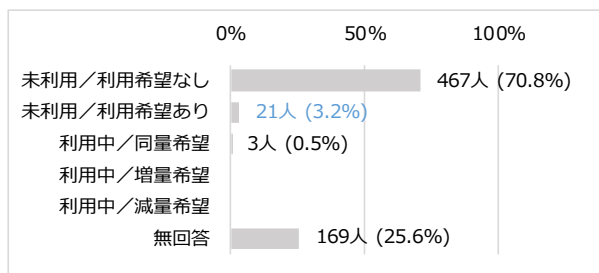
(イ) 居宅介護 (n = 660)



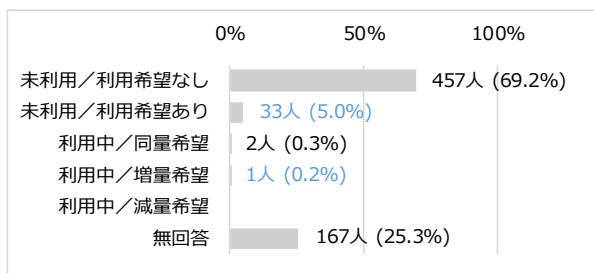
(ウ) 重度訪問介護 (n = 660)



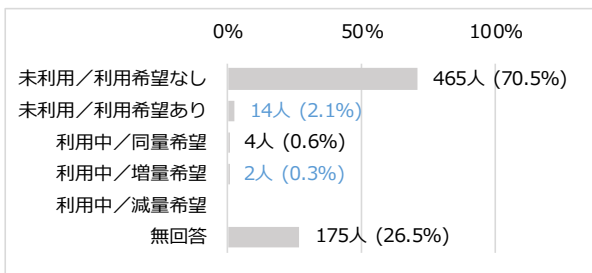
(エ) 同行援護 (n = 660)



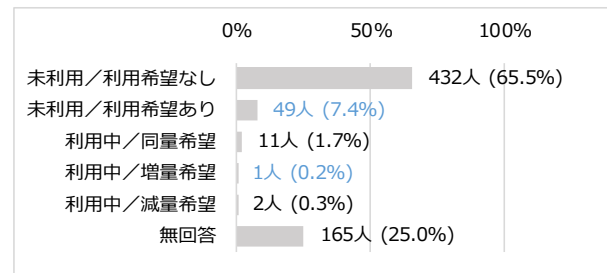
(オ) 行動援護 (n = 660)



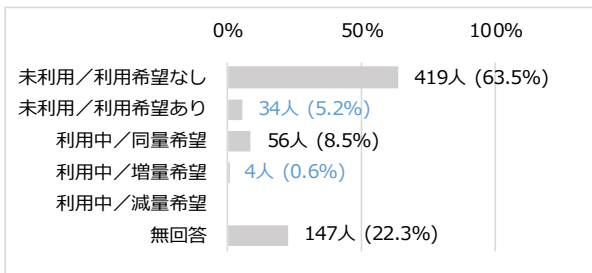
(力) 重度障がい者等包括支援 (n = 660)



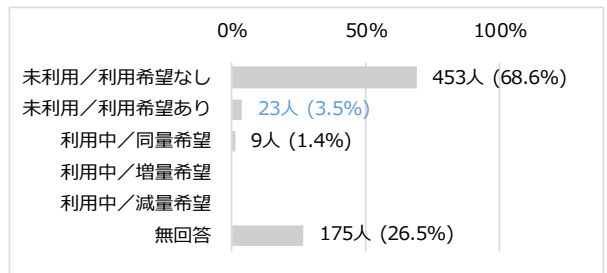
(キ) 自立生活援助 (n = 660)



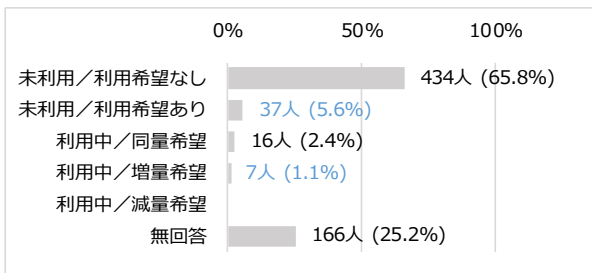
(ク) 生活介護 (n = 660)



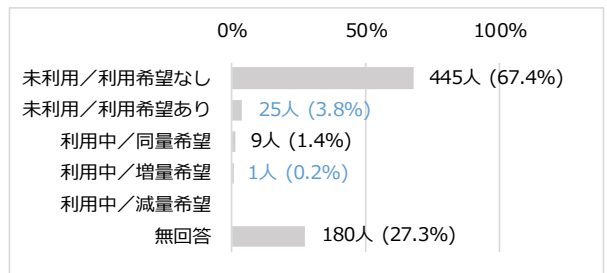
(ケ) 療養介護 (n = 660)



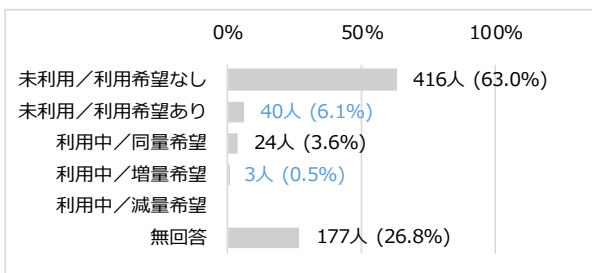
(コ) 短期入所 (n = 660)



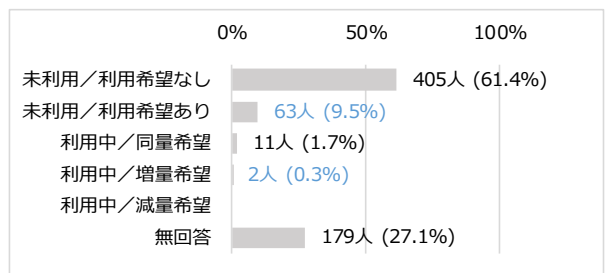
(カ) 機能訓練 (n = 660)



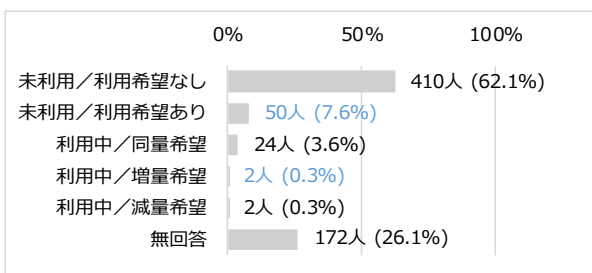
(シ) 生活訓練 (n = 660)



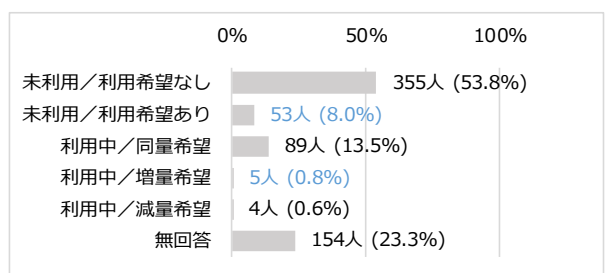
(ス) 就労移行支援 (n = 660)



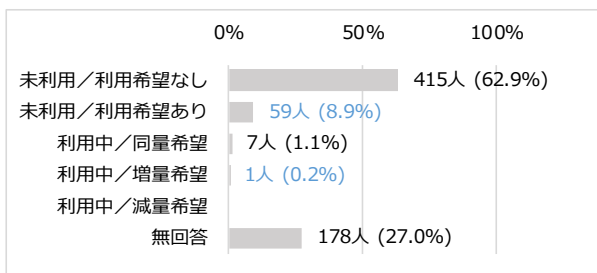
(セ) 就労継続支援 A 型 (n = 660)



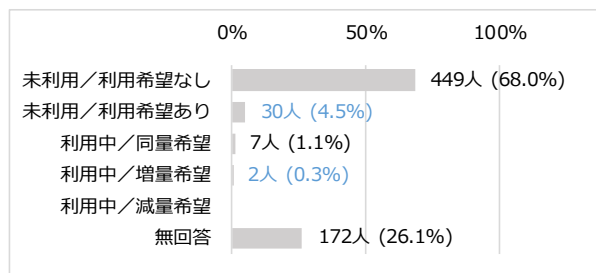
(ソ) 就労継続支援 B 型 (n = 660)



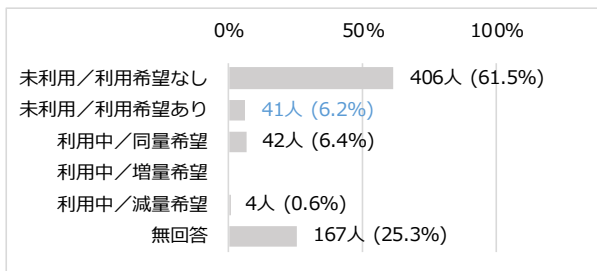
(夕) 就労定着支援 (n = 660)



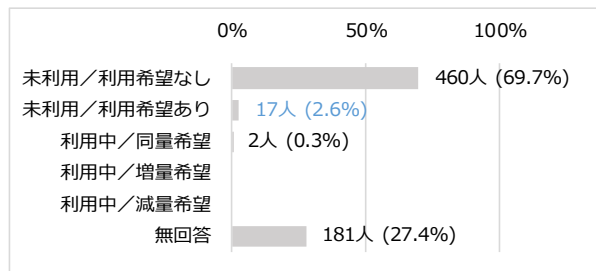
(チ) 施設入所支援 (n = 660)



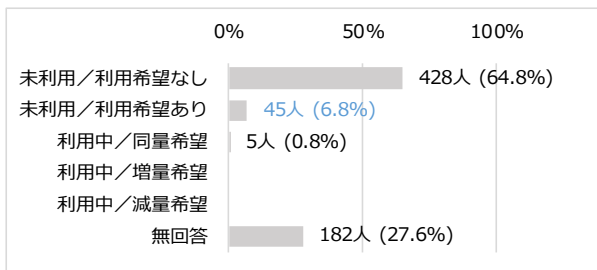
(ツ) 共同生活援助 (n = 660)



(テ) 地域移行支援 (n = 660)



(ト) 地域定着支援 (n = 660)



2 事業所実態調査

(1) 障がい者支援施設実態調査

調査目的 成果目標「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の評価・対策を検討する上での基礎資料を得ること

調査対象 天草市内の障がい者支援施設 8施設（令和5年7月1日現在）

有効回答（有効回答率） 8施設（100%）

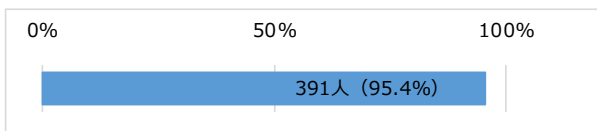
調査期間 令和5年7月18日 ～ 令和5年8月7日

調査方法 メールにて調査票を配布回収

調査結果

ア 施設利用率

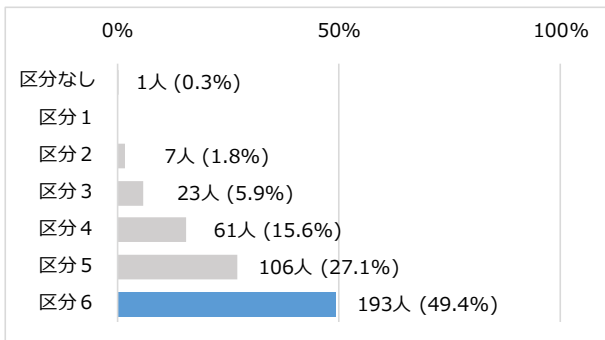
(ア) 施設利用率



障がい者支援施設の「定員」は410人。そのうち、「利用中」は391人（95.4%）でした。

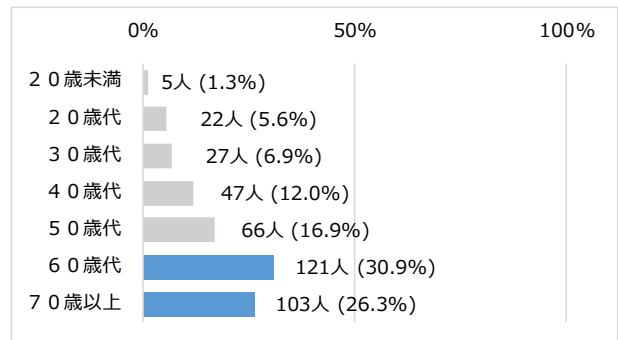
イ 現入所者の属性や状態像

(ア) 障がい支援区分の内訳（n = 391）



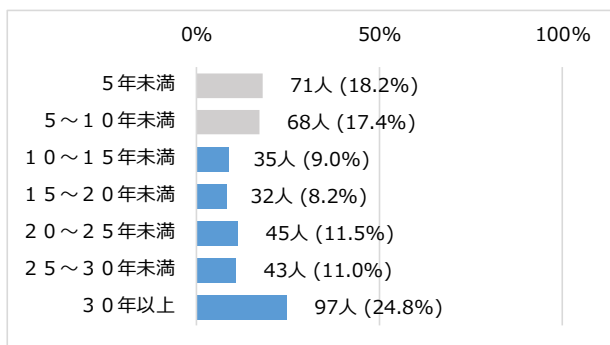
「区分6」が最も多く49.9%でした。

(イ) 年齢の内訳（n = 391）



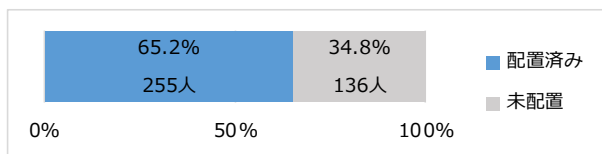
「60歳代以上」が57.3%でした。

(ウ) 在所期間の内訳 (n = 391)

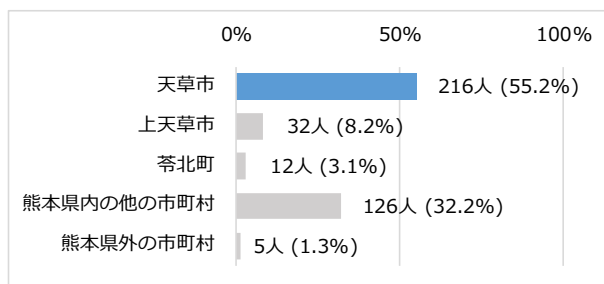


「10年以上」が64.5%で、そのうち「30年以上」が24.8%でした。

(オ) 意思決定責任者の配置状況 (n = 391)



(工) 給付決定市町村の内訳 (n = 391)

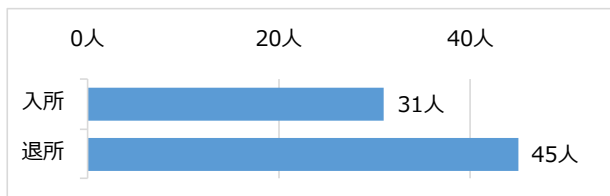


「天草市」は約半数（55.2%）で、「天草圏域外」の人が33.5%でした。

「意思決定責任者が配置されている人」は65.2%でした。また、「意思決定責任者の職種」は255人全員がサービス管理責任者でした。

ウ 入退所について (令和3～4年度)

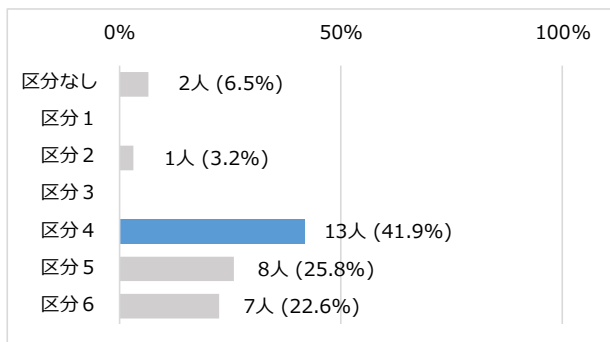
(ア) 入退所者数



「退所者数」が「入所者数」を14人上回っていました。

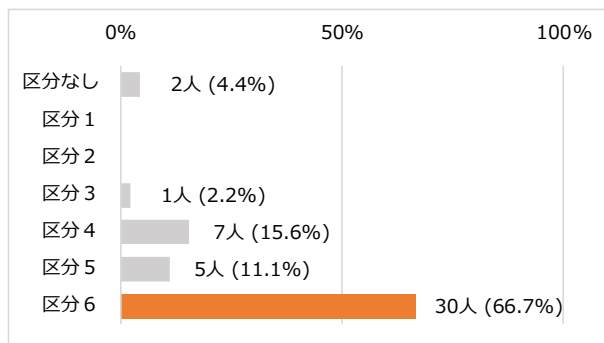
(イ) 障がい支援区分の内訳

【新規入所者】 (n = 31)



「区分4」が最も多く41.9%でした。

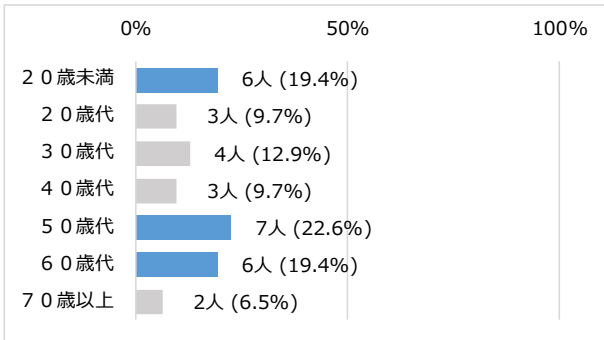
【退所者】 (n = 45)



「区分6」が最も多く66.7%でした。

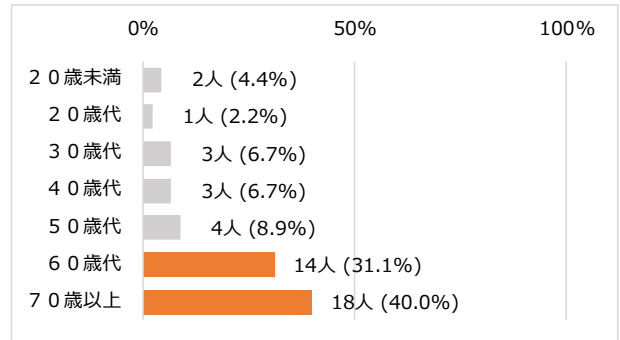
(ウ) 年齢の内訳

【新規入所者】 (n = 31)



「20歳未満」と「50～60歳代」での入所が多い状況でした。

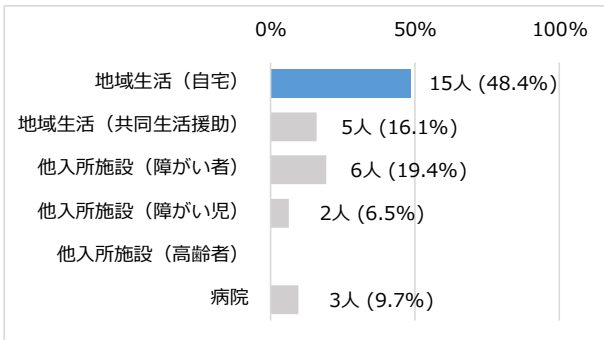
【退所者】 (n = 45)



「60歳代以上」が71.1%でした。

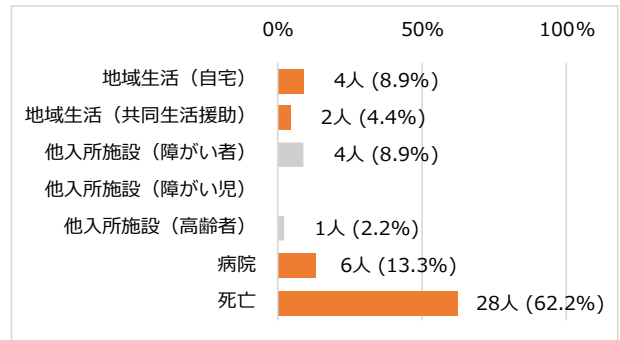
(エ) 新規入所者の入所直前の居所及び退所者の退所直後の居所

【新規入所者の入所直前の居所】 (n = 31)



「地域生活 (自宅)」からの移行者が48.4%でした。

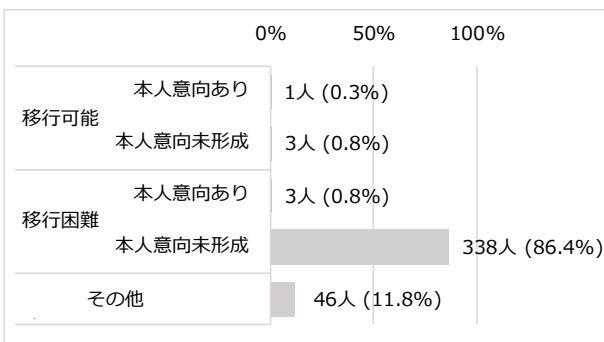
【退所者の退所直後の居所】 (n = 45)



「死亡」による退所が62.2%と最も多く、「病院」と合わせると75.6%でした。「地域生活への移行者」は13.3%でした。

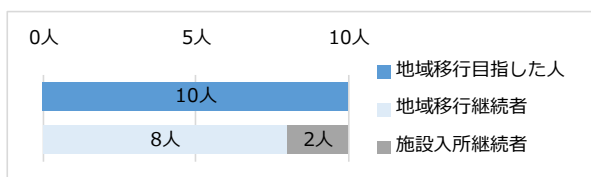
エ 地域移行について

(ア) 施設からみる現入所者の地域移行の可能性について (n = 319)



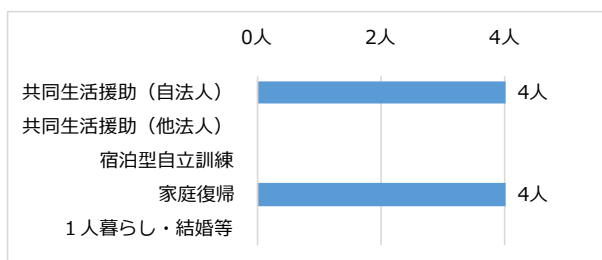
施設からみて「地域移行が可能」と思われる方は4人(1.1%)でした。また、本人に「地域移行の意向がある人」も4人(1.1%)でした。

(イ) 地域移行の実績（令和3～4年度）



「地域移行を目指した人」が10人、うち「地域移行継続者」が8人です。地域移行継続者で「地域移行支援サービスを利用した人」はいませんでした。

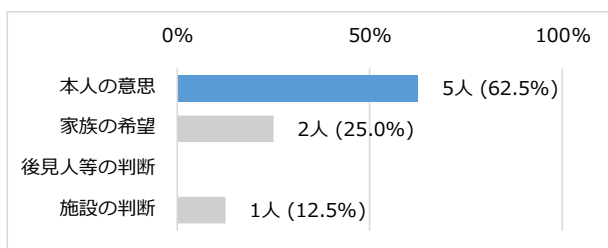
(ウ) 地域移行継続者の最初の移行先（n=8）



「共同生活援助（自法人）」と「家庭復帰」が各々4人ずつでした。

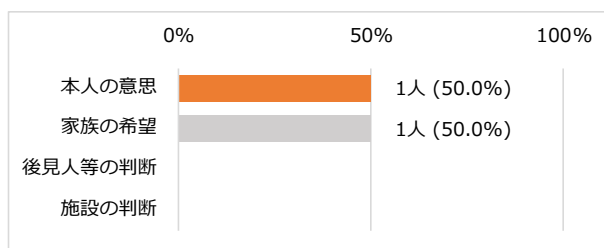
(エ) 地域移行や入所継続を主導した要因

【地域移行継続者の地域移行】（n=8）



「本人の意思」が62.5%でした。

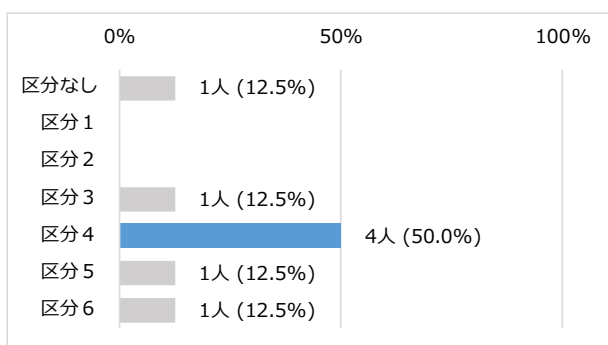
【施設入所継続者の入所継続】（n=2）



「本人の意思」が50.0%でした。

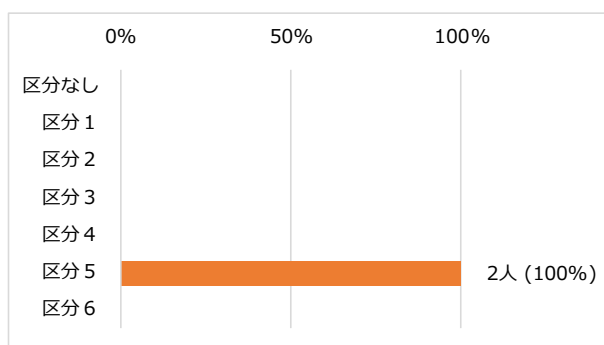
(オ) 障がい支援区分の内訳

【地域移行継続者】（n=8）



「区分4」が50.0%と最も多い状況でした。

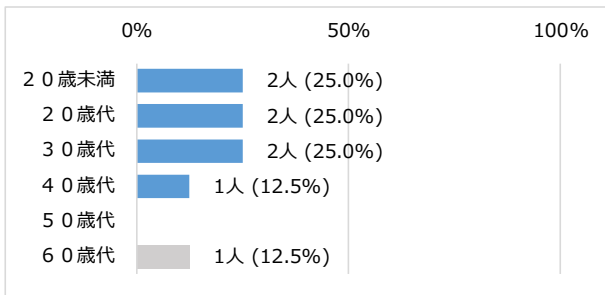
【施設入所継続者】（n=2）



「区分5」が100%でした。

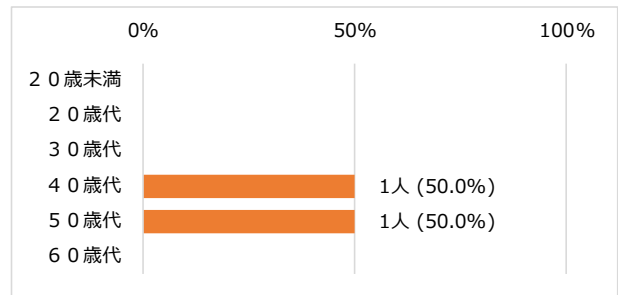
(カ) 年齢の内訳

【地域移行継続者】 (n = 8)



「40歳代以下」が87.5%でした。

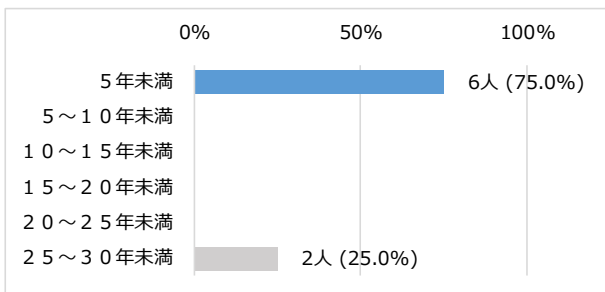
【施設入所継続者】 (n = 2)



「40歳代」と「50歳代」が1人ずつでした。

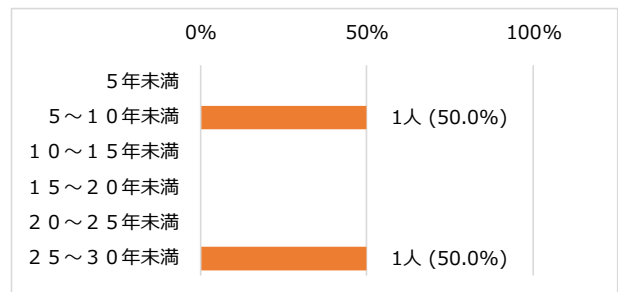
(キ) 入所期間の内訳

【地域移行継続者】 (n = 8)



「5年未満」が75.0%でした。

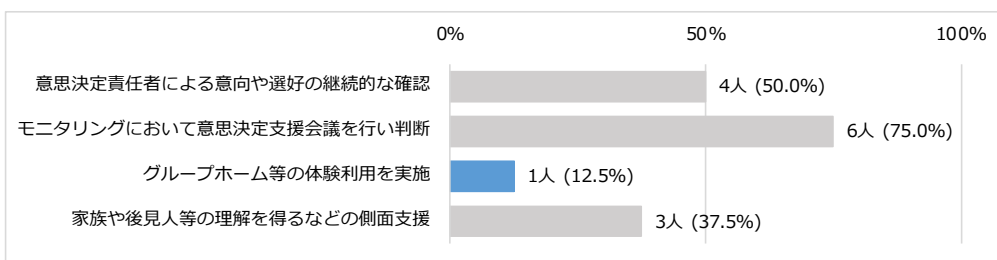
【施設入所継続者】 (n = 2)



「5～10年未満」と「25～30年未満」が1人ずつでした。

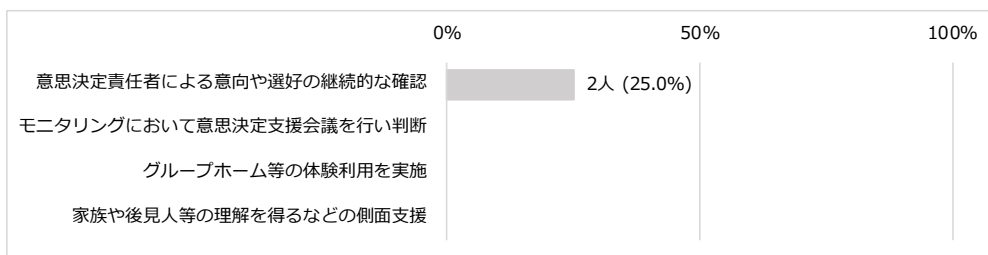
(ク) 実施した意思決定支援等

【地域移行継続者】 (n = 8)



「グループホーム等の体験利用等」を実施したのは12.5%でした。

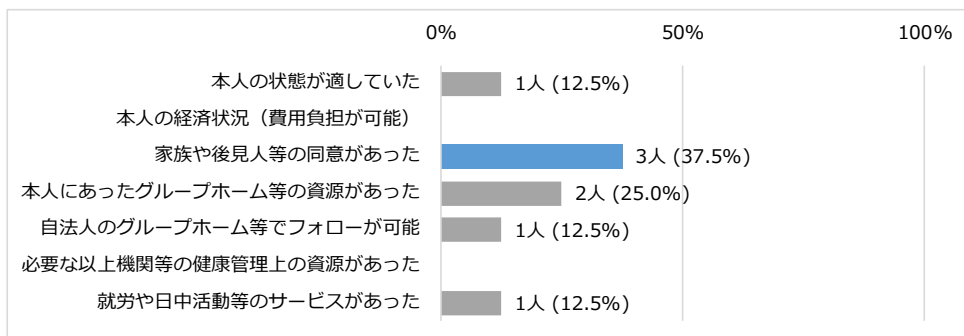
【施設入所継続者】 (n = 2)



「グループホーム等の体験利用等」を実施したのは0%でした。

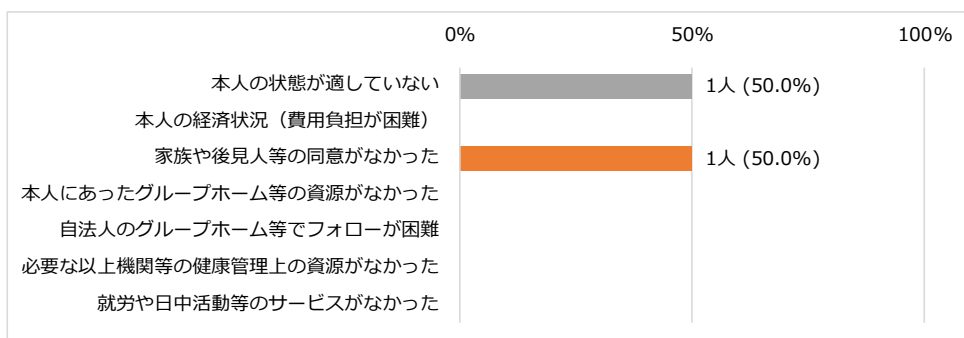
（ケ）地域移行や入所継続を判断した主たる理由

【地域移行継続者】（n = 8）



「家族や後見人等の同意があった」が37.5%と最も多かったです。

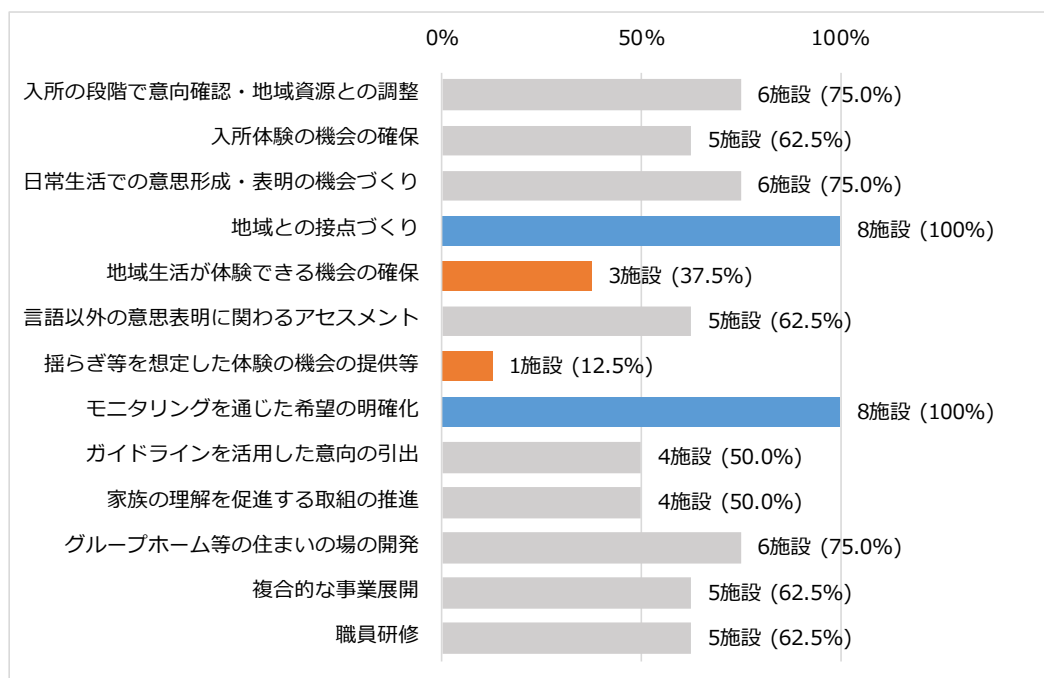
【施設入所継続者】（n = 2）



「本人の状態が適していない」と「家族や後見人等の同意がなかった」が1人ずつでした。

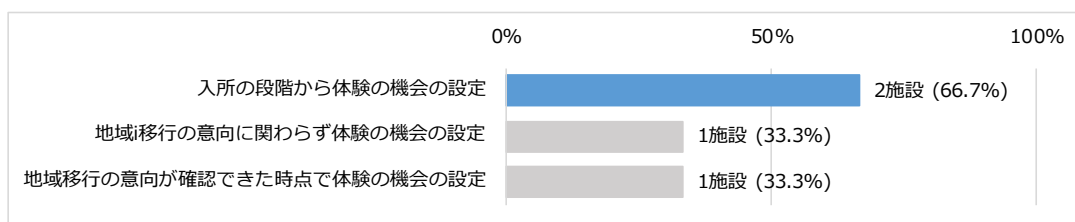
オ 意思決定支援について

（ア）実施している意思決定支援（n = 8）



「地域との接点づくり」と「モニタリングを通じた希望の明確化」はすべての施設で実施されました。「地域生活が体験できる機会の確保」を実施していたのは37.5%、「揺らぎ等を想定した体験の機会の提供等」を実施していたのは12.5%でした。

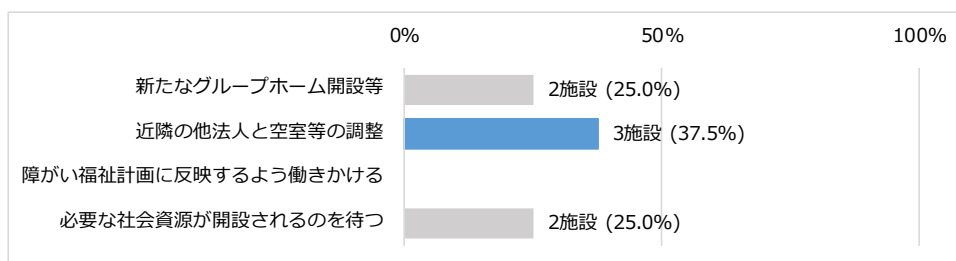
(イ) 実施している地域生活体験（グループホーム等）の機会の確保の方法（n = 3）



「地域生活が体験できる機会の確保」を実施していた3施設のうち、「入所の段階から体験の機会の設定」をしている施設が66.7%でした。

カ グループホーム等の社会資源がない場合の対応

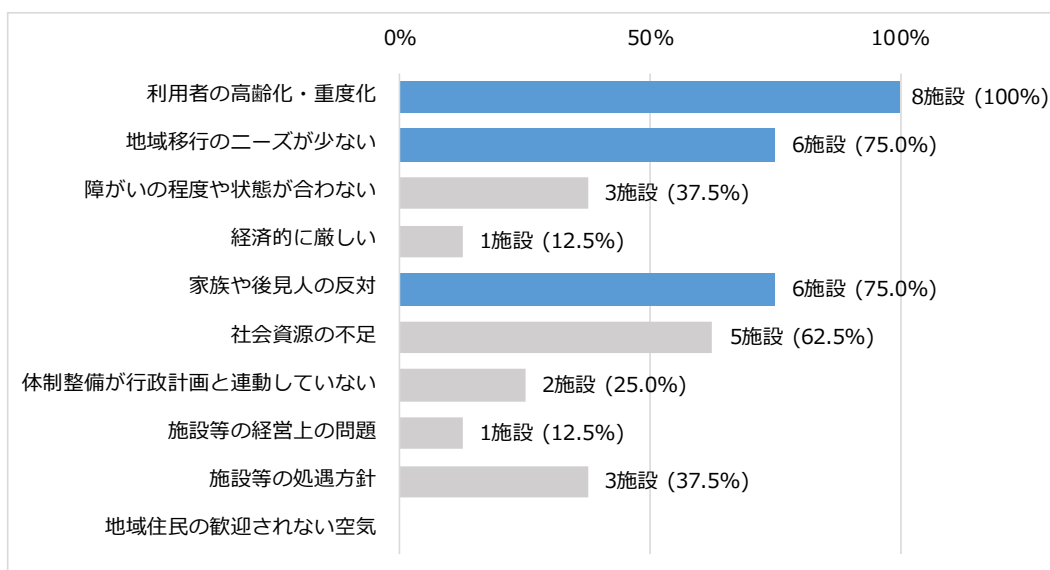
(ア) グループホーム等の社会資源がない場合の対応（n = 8）



「近隣の他法人と空室等の調整」が最も多く37.5%でした。

キ 地域移行を進める上での課題や阻害要因

(ア) 地域移行を進める上での課題や阻害要因（n = 8）



「利用者の高齢化・重度化」が100%、次いで「地域移行のニーズがない」と「家族や後見人の反対」が75.0%と多い状況でした。

(2) 就労継続支援事業所実態調査

調査目的 成果目標「福祉施設から一般就労への移行等」の評価・対策を検討する上での基礎資料を得ること

調査対象 天草市内の就労継続支援事業所 15 事業所（令和 5 年 7 月 1 日現在）

有効回答（有効回答率） 15 事業所（100%）

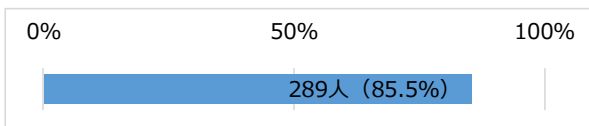
調査期間 令和 5 年 7 月 24 日 ～ 令和 5 年 8 月 7 日

調査方法 メールにて調査票を配布回収

調査結果

ア 事業所利用率

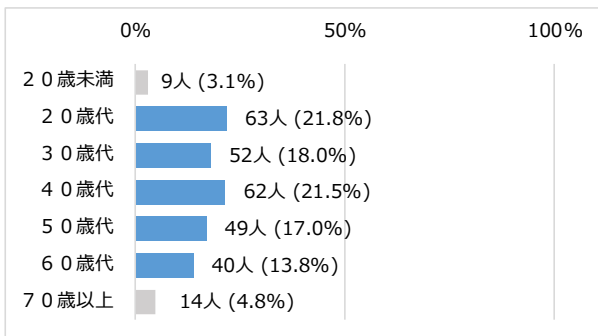
(ア) 事業所利用率



就労継続支援事業所の「定員」は 338 人。そのうち、「利用中」は 289 人（85.5%）でした。

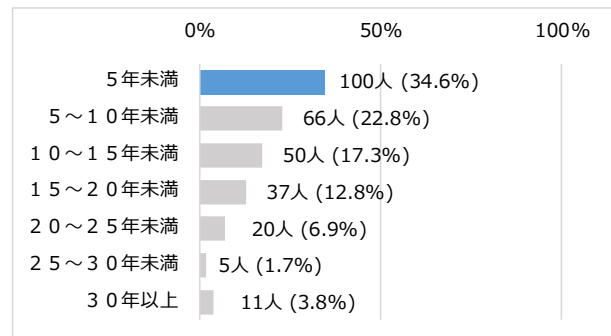
イ 現利用者の属性や状態像

(ア) 年齢の内訳（n = 289）



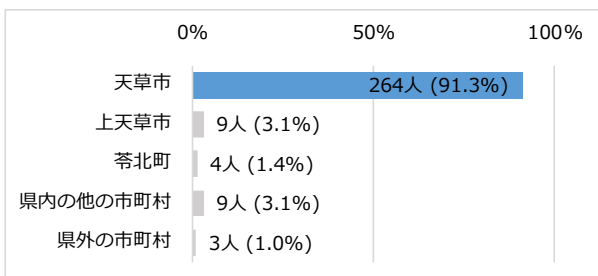
「20～60 歳代」の利用が多く、92.0%でした。

(イ) 利用期間の内訳（n = 289）



「5年未満」が最も多く 34.6%でした。

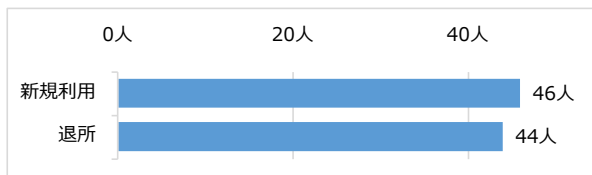
(ウ) 支給決定市町村の内訳（n = 289）



「天草市」が 91.3%でした。

ウ 新規利用と退所について（令和3～4年度）

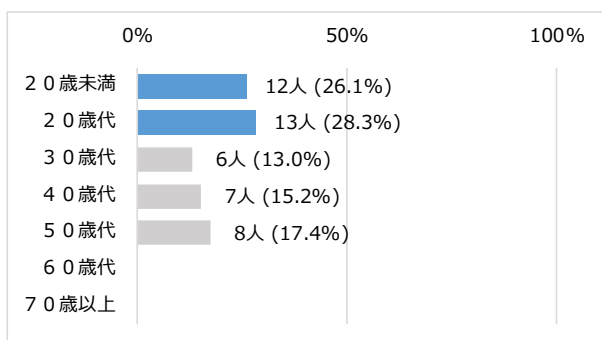
（ア）新規利用と退所者数



「新規利用者」が「退所者」を2名上回っています。

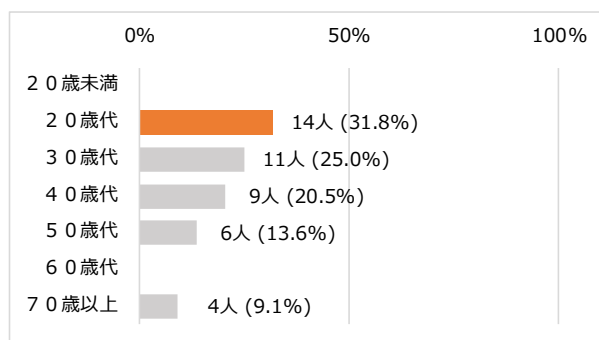
（イ）年齢の内訳

【新規利用者】（n = 46）



「20歳代以下」が54.4%でした。

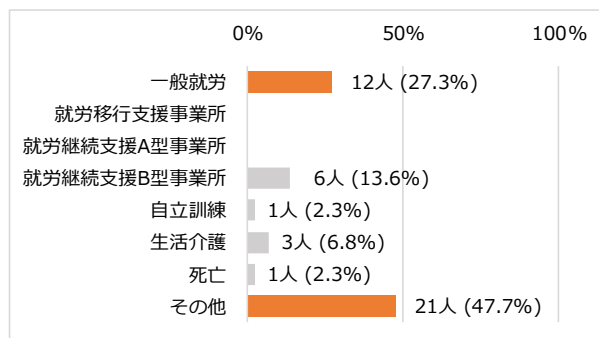
【退所者】（n = 44）



「20歳代」が31.8%と最も多い状況でした。

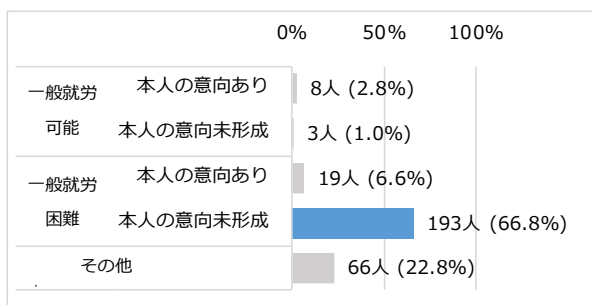
（ウ）退所者の行き先（n = 44）

「一般就労への移行」が27.3%でした。



エ 一般就労への移行について

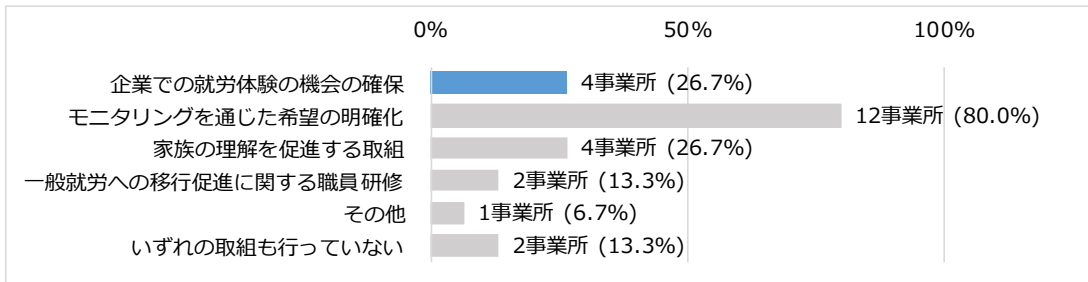
（ア）事業所からみる現利用者の一般就労への移行の可能性について（n = 289）



事業所からみて「一般就労への移行が可能」と思われる方は11人（3.8%）でした。また、本人に「一般就労への移行の意向がある人」が27人（9.4%）でした。

オ 意思決定支援について

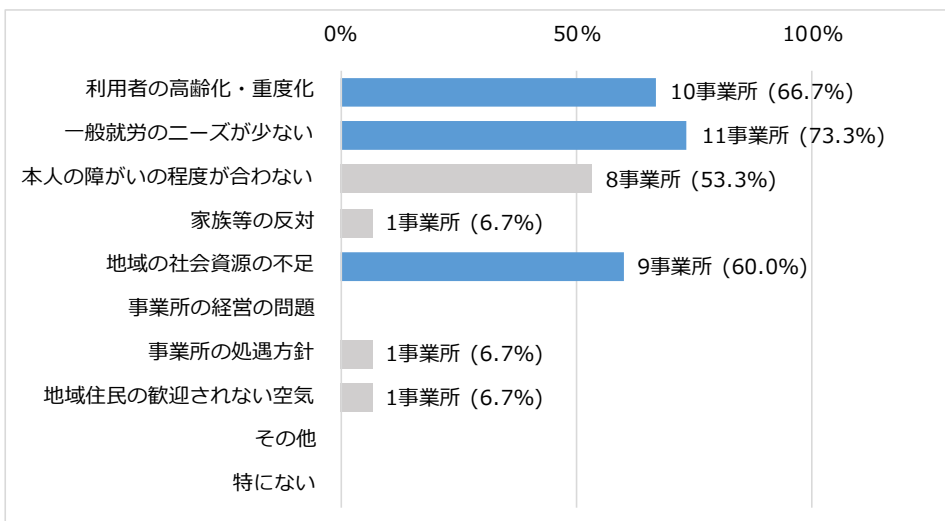
(ア) 実施している意思決定支援 (n = 15)



「企業での就労体験の機会を確保」したのは26.7%でした。

カ 一般就労を進める上での課題や阻害要因

(ア) 一般就労を進める上での課題や阻害要因 (n = 15)



「一般就労のニーズがない」が73.3%と最も多く、次いで「利用者の高齢化・重度化」が66.7%、「地域の社会資源の不足」が60.0%でした。

第 7 期 天草市障がい福祉計画

第 3 期 天草市障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月発行

発行：天草市

編集：天草市 健康福祉部 福祉課

〒863-8631 天草市東浜町 8 番 1 号

電話：(0969) 32—6071

FAX：(0969) 22—0577

メール：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp